# 資料一覧

資料1 「山形県文化財保存活用大綱(仮称)」(案)についての意見 募集の結果

資料2 山形県文化財保存活用大綱(仮称)の答申案について

参考資料1 山形県文化財保存活用大綱の策定について(諮問)

参考資料 2 山形県文化財保存活用大綱策定作業部会設置要綱

## 「山形県文化財保存活用大綱(仮称)」(案)についての意見募集の結果

## 1 意見の募集期間

令和3年11月24日(水)~令和3年12月13日(月)

## 2 提出された意見の件数

47件(意見提出者数19名)

## 3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

番号	項目	御意見の概要	県の考え方
1	全体	大綱策定を機に、国、県、市町村、所有者、研究機関、 専門家等がよりスムーズに連携できる仕組みづくりを期 待する。	
2		今後の地方創生にとって、文化振興は重要な鍵となる。 地域に存在する様々な文化資源の活用が図られること で、地域全体の価値が高まり、地域に暮らす人々の幸福 度が増す好循環の形成に向け、大綱がその役割を発揮す ることを期待する。	文化財の次世代への確実な継承に向けて、今後は、大綱に掲げる方針に基づき、関係者と連携のもと各種取組みの推進につなげてまいります。
3		大綱案に記載されていることが、山形県の文化行政に おいて実践されているとは言い難い現状だと思う。	
4		町の景観は、歴史を振り返ることができる唯一の方法 だと思うが、道路拡張やマンション建設などで歴史的な 建物が消えており、大綱案の理念と異なる現実がある。 ぜひ大綱の策定によって、山形の文化をつなぐことを実 行して欲しい。	重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文 化的所産も、本県の大事な歴史文化として次世代に継承

5		歴史的な建造物について、地域の歴史と無関係な改修 等が行われている。長年使用してくすんだ壁なども歴史 の一部なのだということすら理解しておらず、歴史文化 の捉え方が浅いのだと思う。	と活用の推進につなげてまいります。
6		県の歴史的公文書の整理・公開体制をしっかり整える ほか、全庁的に歴史的資料を守る取組みを実施して欲し い。大綱で示す理念等を、県自身も受け止めるべきであ る。	行政機関が作成・保管している公文書のうち、指定の 有無に関わらず、歴史的資料として重要なものについて は、本県の大事な歴史文化として次世代に継承していく ことが大切だと認識しております。 県では、公文書のうち、歴史的資料として重要な文書 を歴史的公文書として位置付けており、県公文書センタ ーへ移管された歴史的公文書は永久保存され、一般の利 用に供されているところです。
7	はじめに -1なぜ文化財を守るの か(文化財保護の必要性) p6	本節の内容が非常に優れている。県民の生活は、自然環境や伝統、文化という長い時間をかけて築かれてきたものの上に成り立っているが、それらに注目し、災害からの復興力にも触れ、最新の見解を取り入れて記述されている。	文化財は「山形らしさ」の源であることに配慮し、御 意見を踏まえ、各種取組みの推進につなげてまいります。
8	はじめに - 2(1)人口減少及び少子 高齢化の進行 p 7	担い手の高齢化が問題になっているにも関わらず、高 齢者を新たな担い手とするのは矛盾していないか。年齢 にとらわれずに、担い手を育成する必要があると思う。	文化財を取り巻く環境としては、人口減少及び少子高齢化が進行していることや、人々のライフスタイルや価値観が変化していることが指摘されていることから、御意見の通り、年齢にとらわれずに全ての方々が担い手となる可能性があることは重要と考えます。 一方で、本大綱策定のための作業部会においては、特
9	はじめに -2(2)人々のライフスタ イルや価値観の変化 p8	若者が新たな担い手となる可能性の根拠を示した方が よいと思う。年齢にとらわれずに、担い手を育成する必 要があると思う。	に、元気な高齢者による活発な継承活動の実態や、地域 の歴史文化に魅力を感じた若者の移住による継承活動の 事例などを盛り込むべきとの意見もあり、従来の所有者 等のみによる継承だけではなく、社会全体での継承の方 向性が伝わるように記載しました。
10	はじめに - 2 (4) 持続可能な開発目	「一部地域では、歴史文化を活かした地域づくりの取 組みが活発化しています」とあるが、その根拠を示した	文化財を取り巻く環境としては、持続可能な開発目標 (SDGs) への対応が求められていることが、指摘されて

	標(SDGs)の推進 p 9	方がよいのではないか。	おります。また、本大綱策定のための作業部会において
			は、歴史文化を活かした地域づくりを行うことで持続可
			能な地域づくりにつながっている地域があることを盛り
			込むべきとの意見もあったことから、記載しました。な
			お、御意見を踏まえ、該当箇所の記述を整理しました。
11	第1章		記載の通り以下の4計画になります。
	-2大綱の位置づけ		・山形県文化推進基本計画
	p 1 5	「県の諸計画」とは具体的に何か。	・第2次おもてなし山形県観光計画
			・第6次山形県教育振興計画
			・事前防災及び減災等のための山形県強靭化計画
12	第1章		本大綱では、文化庁による『文化財保護法に基づく文
	- 3対象とする文化財等	「それぞれの地域にとって重要であり、次世代に継承	化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用
	の範囲 p 1 6	していくべきと考えられる文化的所産」も対象とするた	計画の策定等に関する指針』に基づき、指定等の有無に
		め「文化財等」と記されているが、p17以降では「文化	関わらず文化財全般、及び各地域にとって重要であり、
		財」の括りで整理されており、「文化財等」の「等」に係	次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産を対
		る具体的な取組みの記述が少ない印象を受けるので、追	象としております。 p 15 以降につきましても、指定文化
		記する必要があるのではないか。	財に係る法・条例に基づく諸行為を除き、共通する内容
			として記載しております。
13	≪コラム≫本県の指定等	埋蔵文化財について「本県には、周知の埋蔵文化財包	
	文化財の概要(1) p 2 0	   蔵地が約 5,200 箇所あります」とあるが、今後の分布調	埋蔵文化財包蔵地の数については、現時点の数を記載
		査で増えることもあるので、その可能性が残るような書	しておりましたが、御意見を踏まえ、新規登録に関する
		き方にしてはどうか。	記載を本文に追記しました。
14	第2章		地域内外の方々が文化財の継承活動に参加しやすくな
	- 2(1)①継承の担い手に	「関心のドーナツ化現象」について、地域外に文化財	るよう、御意見を踏まえ、各種取組みの推進につなげて
	関する現状と課題p23	に興味・関心を持っている人が存在することは大変重要	
		と考えるので、具体的な取組みの中でそれを踏まえた内	- なお、「関心のドーナツ化現象」の概念は、大綱策定に
		容を位置付けてはどうか。	当たって実施した実態調査において、民俗芸能保存会か
		- ちなみに、「関心のドーナツ化現象」という概念は、文	
		化行政分野では一般的なものか。	かりやすい表現であったため使用させていただいたもの
		100 /Maria 00 0 0 0 0	です。
		I	~ / 0

15		大学生が担い手として期待されているものの「大学卒業後も継続して活動に関わることが難しい場合もあり」とあるが、大学生が山形を離れた後もインターネット等を活用して関わることができるような仕組みがあると継続して関わりを持つことができると思う。	要であるため、これらの方々が文化財に関わる機会や場
16	第2章 - 2(1)③継承に係る費用 に関する現状と課題 p 2 5	所有者にとって費用負担が大きいことは、非常に重要な課題であり、修理費用が掛かりすぎるために文化財を 手放す人がいるということも含め、もっと膨らませて記載していただきたい。	所有者の費用負担が大きいため、適切な周期での修理等が進まないことについては、「2(2)④修理等に関する現状と課題」において整理しているため、この箇所は案のままとします。
17	第2章 -2(3)①理解の促進に関する現状と課題 p30	「県民の文化財に対する関心が十分に高まっているとは言えず」とあるが、根拠は何か。前段の市町村による 活発な取組みを否定するように見えてしまうので、修正 をお願いしたい。	文化財を「分かりにくいもの」、「自分には関係のないもの」と捉える人々はまだまだ多く、県や市町村、関係各所が連携することにより、県民の文化財への興味関心をさらに高めることが可能であることが、本大綱策定のための作業部会において指摘されており、記載いたしました。
18	第2章 - 2(3)②文化財の公開に 関する現状と課題 p 3 1	「もともと体力のない所有者等」の表現は不適切ではないか。	御意見を踏まえ、「所有者等」と本文を修正しました。
19	第2章 -2(4)②災害発生時の対 応に関する現状と課題 p32	災害発生時、9割以上の市町村が通常通り文化財保護 業務を継続できないとのことだが、県文化財担当課の災 害発生時の体制はどのようになっているのか。	大綱策定に当たって実施した実態調査により、多くの 市町村が通常通り文化財保護業務を継続することが困難 であることが分かったため、p48に記載の通り、関係者 間の連携体制の構築が重要であると考えております。 県文化財行政主管課の災害発生時の体制につきまして は、各分野担当職員及び文化財防災担当職員が県内の指 定文化財の被害状況の把握を行うとともに、県有文化財 の被害状況確認を実施することになっております。

20	第3章 - 1全体理念p 35	「身近な地域の由来や個々の文化財の結びつきをテーマやストーリーとして発信する」とあるが、単に「関係機関との連携のもとに実施した調査に基づき」だけでなく、「歴史的事実に基づき、最新の論説等も踏まえつつ」等と正確性を考慮し、必要に応じて更新していくような記述を追記していただきたい。	個々の文化財の結びつきをテーマやストーリーとして 発信することは、文化財や地域の歴史文化の魅力を伝え るうえで有効な取組みと考えております。ただし、御意 見の通り、最新の論説等も踏まえて正確に発信する必要 があり、その正確性については関係機関との連携のもと に実施した調査に基づくことが重要です。 このことについては、「基本方針2 文化財の確実な保 存の推進」において整理しているため、この箇所は案の ままとします。
21	第3章 - 2全体理念を支える視 点 <mark>p 36</mark>	視点2の「関係者による連携」は、大変重要と考えますが、p37にも「≪1-2≫関係者による連携」と同じ表現があるので、修正してはどうか。	御意見を踏まえ、≪1-2≫の項名を、「地域住民や関係 者間の情報の共有」のとおり修正しました。
22	第4章 -基本方針1≪1-2≫関 係者による連携 p 3 7	「所有者等は、文化財の維持管理や修理など様々な責務を負っており」とあるが、ここの「所有者等」とは指定文化財の所有者か。それとも、未指定も含めた文化財全ての所有者か。	
23	第4章 -基本方針1≪1-3≫社 会全体で応援する資金確	県の文化財に関する予算をもっと増やして欲しい。	令和3年度の県文化財修理予算(当初予算ベース)は、 前年度と比較して約14%増となっております。今後も文 化財関係予算の確保・充実に向け努めてまいります。
24	保 p 3 8	企業メセナ等助成金について記載すべき。	地域の文化財保護のため、県内外の企業等が各種助成 活動を実施していただいております。御意見を踏まえ、 本文中にも記載を追加しました。
25	第4章 -基本方針2≪2-5≫地 域住民との協働等による 維持管理 p 4 1	地域外の人が継承活動に参加できる機会をもっと増や して欲しい。地域外で関心を持っている人を増やすこと は今後の継承活動にとって非常に重要である。	大綱の基本方針「≪1-1≫担い手の育成」では、文化 財の担い手の育成に当たっては、地域住民や興味・関心 のある方々が文化財の継承活動に主体的に関わることが 重要であるため、これらの方々が文化財に関わる機会や 場を幅広く設けることが必要と記述しております。 地域外で関心を持っている人を増やし、継承活動に関 わり、文化財の継承の担い手となっていただけるよう、

			今後は、大綱に掲げる方針に基づき、関係者と連携のも と各種取組みの推進につなげてまいります。
26	第4章 -基本方針2≪2-6≫適 切な周期での修理p41	県は、文化財をはじめ、調査報告書等のデジタルデータを積極的にオープンデータとして公開し、より高次な利活用の促進を図る旨、記載すべきである。例えば「山形の宝検索 navi」は閲覧できても、二次利用ができないため不十分である。また、市町村や所有者に対してもデジタル化の拡大と公開を推奨し、支援して欲しい。	「2(5)デジタル化による地域を超えた連携」に記載の通り、文化財を取り巻く環境として、デジタル化による地域を超えた連携が重要度を増しています。また、「≪2 −6≫適切な周期での修理」に記載の通り、県では、デジタル技術を活用し、指定文化財の過去の修理歴などのデ
27	第4章 -基本方針3≪3-1≫地 域に残る文化財への理解・ 認識の促進p43	「県の主な取組み」の「『山形県文化遺産を活かした地域活性化事業』による文化財に親しむための取組みへの支援」を、「活用するための取組みへの支援」に修正してはどうか。	「山形県文化遺産を活かした地域活性化事業」については、文化財を活用するに当たって人々が親しみを持てるような取組みであることが伝わるような表現にしてお
28		全体的に最新の動向が盛り込まれており、大変勉強に なった。「人々が関わりたくなるような魅力的な展開を見 据えて」という記述には大いに同意する。	文化財の次世代への確実な継承に向けて、今後は、大綱に掲げる方針に基づき、関係者と連携のもと各種取組みの推進につなげてまいります。
29	第4章 -基本方針3≪3-4≫文 化財を活用した地域づく りや観光振興p45	文化財の観光振興やまちづくり、産業振興等への活用に、大いに期待する。しかし、観光やまちづくりに関する記載はあるが、他の分野に関する記載が弱い印象である。産業振興や交流人口の拡大、移住・定住面などの幅広い領域についても活用するスタンスを明確にしてはどうか。	

30		文化財の活用が、短絡的に観光や地域活性化に結び付けられる傾向があるが、もっと幅広く奥行きが深いものがあることの記載が必要と考える。	本大綱では、文化財の「活用」を、「公開など、文化財の価値や魅力を深く理解するための様々な取組み」と位置づけており、今後は、大綱に掲げる方針に基づき、観光振興だけでなく幅広い取組みの推進につなげてまいります。
31	第4章 -基本方針4≪4-1≫文 化財防災の必要性の周知 p 4 6	災害発生時に市町村職員が他業務へ従事することに左 右されずに、文化財保護が継続できるよう認識を改める ような啓発が必要と考える。	御意見の通り、「基本方針≪4-1≫文化財防災の必要性の周知」では、文化財を災害から守るために防災意識を 高めることの必要性を記載しております。
32	第4章 -基本方針4≪4-4≫文 化財防災に係る連携体制 の構築 p 4 7	図 23 の「外部のレスキュー団体等」には、具体的な団体名を記載してはどうか。	御意見を踏まえ、連携を想定される団体名を追記しま した。
33	第5章 - 1 各主体の役割の明確 化及び連携による推進体 制の充実 p 5 1~5 2	推進主体の記載順序について、県→市町村→の逆順に したほうが、県の意欲的な態度を表すことができると思 う。	文化財の保存と活用の主役は県民であり、県はじめ行政は県民が文化財の保存と活用の取組みを円滑に実施できるよう後方で支援する立場であるとの考えから、県民を先に記載しておりましたが、御意見を踏まえ、本文を修正しました。
34		市町村の役割として、「未指定文化財も含めて地域に存在する文化財を幅広く調査し、把握すること」とあるが、 それを実現するためには、県が市町村に対して文化財担 当職員の増員拡充を要請すべきである。	大綱は本県の文化財の保存と活用の方向性を示すものであり、文化財が確実に継承されるためには、市町村の具体的な取組みが不可欠です。文化財の調査や把握をはじめ、市町村の一層の取組みの充実を期待しています。
35		市町村の役割の6番目は「支援」であるが、県の役割の7番目は「財政支援」とあり、この違いに意図はあるのか。	指定等文化財の所有者等による維持管理や修理については、財政支援に限らず様々な支援の在り方が考えられることから、御意見を踏まえ、両方とも「支援」に修正しました。
36		「それぞれの立場において連携・協働しながら様々な 取組みを進めていく必要があります」とあるが、図 24 に ついて、県は所有者と連携することはないのか。	

37	第5章	大綱の内容を実行するに当たっては、県立博物館の果	
	<ul><li>− 2 (1) 文化財行政主管課</li></ul>	たす役割は大きいと考える。災害時などは実動の拠点と	
	の施策マネジメントの強	なり、平時から文化財保存に関する啓発活動を中心的に	
	化p53	担い、相談役となるなど、県民に近い立場で拠り所とな	
		るべきだと思う。また、ハード面の拡充のほか、学芸員	
		の固定化等、県立博物館の新体制整備を希望する。	県立博物館の本館は昭和46年4月に開館し、令和3年
38		県立博物館の展示が、開館以来ほとんど更新されてい	4月で開館50周年を迎えました。施設・設備の老朽化や
		ないことへの言及がない。また、県立博物館は県の文化	学芸員含める人員体制の整備、県内博物館との連携等の
		啓発の中心となる施設にも関わらず、学芸員も教員の人	様々な課題につきましては、今後の移転整備と併せて検
		事異動であり、専門職員を配置しない人事システムへの	討し、本県文化財保護の拠点として機能の充実を図って
		見直しの様子も見られず、遺憾である。	まいります。
39		県立博物館の企画展等で、文化財を公開する機会を増	
		やすことも取組みに入れてはどうか。	
		また、県立博物館だけでなく、各地域の博物館と市町	
		村の連携強化も必要と思う。	
40	第5章	大綱の理念の実現を実際に県の誰が担うのか。県立博	
	- 2(2)文化財行政主管課	物館の職員は学校関係者のみで、プロである学芸員がい	
	の専門性の確保 p 5 4	ない。県がこの大綱を担う人材を確保して欲しい。	
41		本県の様々な課題は、いずれも文化財行政に携わる専	
		門職員の不足によるものであると推察している。長期的	
		な展望が可能な人材の確保がなければ、大綱を策定して	文化財は県民の宝であり、一度滅失・毀損すれば原状
		も意味がないと思う。	回復が困難であることから、その取扱いに当たっては価
42		建造物などの専門的知識を有する職員を採用し、市町	値を損なうことのないよう慎重な判断が求められます。 そのため、文化財行政所管課等の職員の専門性の確保・
		村や所有者が相談しやすい県の体制を整備して欲しい。	てのため、文化別11以所官誅等の職員の専門性の確保・   向上に努めてまいります。
43		優秀な人材が他県に流出してしまっており、今後も加	円工に分のしまり。
		速することが懸念される。県による専門職員の確保や育	
		成が望まれる。	
44		行政は災害時の対応等も求められるため、通常業務に	
		ゆとりが必要である。大綱の実現のため、文化財担当職	

		員の増員を期待する。	
45		今後の人口減少に合わせた市町村職員数の低減を考慮	
		し、県の文化財担当職員の専門性の確保・向上だけでな	
		く、職員数の増員も必要であることを言及するべき。	
46			県内を広域的にマネジメントする役割を担うために
			は、文化財担当職員の専門性の確保・向上が重要だと認
		在の県の文化財担当職員に研修を義務付けることで意識	識しております。
			このため、県では、文化庁などが主催する研修への文
		改革を図ることも重要である。	化財担当職員の参加を促し、職員の資質向上に努めてお
			り、今後も引き続き、取り組んでまいります。
47	第5章		国及び県指定文化財についての記載であり、案のまま
	- 2 (4) 県所有の文化財の	市町村施設等で一時的に保管している県所有の文化財	とします。
	適切な保存と活用の推進	の保管・公開についても言及すべき。	なお、市町村施設等で保管している文化財について、
	の強化 p 5 6		適切な保管・公開を検討してまいります。

# 山形県文化財保存活用大綱 (仮称)

# 【答申案】

山 形 県

# ご 挨 拶

※答申後、知事のあいさつ文を挿入します。

# 目 次

«	コラ	ム≫	山开	彡県	の机	既要	Ę.																								
«	コラ	ム≫	山开	彡県	の暦	歴史	之文	化																							
はじ	めに																														
1	な	ぜ文	化則	すを	守る	3 O	つか	• (	文	化	財	保	護	(T)	必	要	性	)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
2	文	化財	を耳	<b>文り</b> :	巻 <	く弱	環境	(D)	変	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
«	コラ	ム》:	文化	么財	保記	蒦伟	削度	<b>う</b>	概	要																					
第1:	章	大綱	の第	定	にす	あた	こつ	て																							
1	大	綱策:	定の	)趣	日		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
2	大	綱の	位置	量付	け		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
3	対	象と	する	文	化月	才等	争の	範	囲	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
4	大	綱の	構瓦	文•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
«	コラ	ム≫	Щ	形県	もの	指	定等	等ス	文化	<b>二</b> 貝	† Ø.	)相	无要	Ę	( 1	L )															
第 2	章	山形	県の	文	化具	材を	上取	り	巻	< :	現	状	ځ	課	題																
1	文	化財	保護	美実	態調	周才	<b>室</b> の	実	施	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
2	文	化財	を耳	文り	巻<	くり	見状	: と	課	題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
«	コラ	ム≫	山开	彡県	の扌	指定	官等	文	化!	財	の;	概	要	(	2	)															
第3:	章	全体	理念	<u>``</u> ~	山Ŧ	形県	具が	目	指	す	べ	き	文	化	財	の	保	存	الح	活	用	の	姿	~							
1	全	体理.	念•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	35
2	全	体理:	念を	支	える	る神	見点	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	36
第4:	章	基本	方釒	<del> </del> の	展開	開																									
基	本方	針1	J,	ょん	なっ	でブ	工化	財	を	守	ŋ.	伝	え	る	た	め	0)	基	盤	の	強	化	•	•	•	•	•	•	•	•	37
基	本方	針2	Ź	化化	財の	の育	笙実	な	保	存	(T)	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	39
基	本方	針3	Ź	化化	財の	の交	力果	:的	な	活	用	(T)	促	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ,	43
基	本方	針4	55	纟害	~0	の対	付応	力	の	強	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ,	46
«	コラ	ム≫	山开	彡県	のフ	文化	匕財	保	護	行	政	の;	概	要	(	1	)														
«	コラ	ム≫	山开	彡県	のフ	文化	2財	保	護	行	政	(T)	概	要	(	2	)														

第5章 推進体制
1 各主体の役割の明確化及び連携による推進体制の充実・・・・・・・51
2 県の取組方針・・・・・・・・・・・・・・・・・53
3 大綱に掲げる基本方針の推進・・・・・・・・・・・・59
≪コラム≫山形県の文化財保護行政の概要(3)
おわりに
1 市町村による地域計画の作成の推進・・・・・・・・・・・62
2 次世代への継承に向けて・・・・・・・・・・・・・・・63
資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
資料 1 山形県内の国・県・市町村指定等文化財件数一覧
資料 2 市町村別文化財件数一覧
資料3 市町村の文化財保護行政に関する基礎情報
資料4 文化財保護実態調査の結果概要
資料 5 山形県が過去に実施した文化財調査一覧
資料 6 山形県の文化財種別ごとの現状と課題
資料7 山形県文化財保存活用大綱の策定の経過
市町村取組事例集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86

## ≪コラム≫ 山形県の概要

本県は、本州東北部の日本海側に位置し、西北部が日本海に面しています。北は秋田県、東は宮城県、東南は福島県、西南は新潟県にそれぞれ隣接し、東西の距離は約97km、南北の距離は約164kmに及びます。

また、本県には、13 市 19 町 3 村の合計 35 市町村があり、令和元年 10 月 1 日現在で 1,077,057 人・400,164 世帯が居住しています。

県内は、村山地域、最上地域、置賜地域、庄内地域の4つの地域から構成されます。村山地域、最上地域及び置賜地域は、奥羽山脈、出羽山地及び越後山脈との間に形成された3つの盆地を中心に成っています。特に奥羽山脈は、船形山(御所山)、蔵王山、西吾妻山などの1,000m以上の山が多く、ここを源とする最上川支流の各河川は傾斜が急なために各盆地に豊かな扇状地をつくっています。庄内地域は、日本海沿岸に広がる庄内平野を中心に成っており、鳥海山などの山容の優れた山があります。それら4つの地域を、最上川が貫流し、日本海に注いでいます。

本県の面積は、9,323.15 km<sup>2</sup>×1で全国第9位、東北6県で第5位の広さになります。県土の約7割を山地が占めており、豊かな自然に恵まれ、多様な気候と風土を有しています。

## ◆表1 山形県の概要

		総数	村山地域	最上地域	置賜地域	庄内地域
	面 積 ※1 (単位:km²)	9, 323. 15	2, 619. 39	1, 803. 23	2, 495. 24	2, 405. 28
封	也形別面積 ※2 (単位:km²)	9, 319				
	山 地	6, 307				
	丘陵地	841				
	台 地	776				
	低 地	1, 393				
	内水域等	2				
利	用区分別面積 ※3 (単位:ha)	932, 315	261, 939	180, 323	249, 524	240, 528
	農用地	117, 513	33, 276	17, 965	24, 078	42, 194
	森林	671, 500	173, 344	144, 137	191, 956	162, 063
	原野	2,881	345	1, 703	786	47
	水面・河川・水路	25, 344	7, 319	4, 294	5, 636	8, 095
	道路	27, 422	9, 346	3, 554	6, 098	8, 424
	宅 地	29, 254	12, 115	2, 262	6, 863	8,014
	その他	58, 401	26, 194	6, 408	14, 107	11,691
	人 口 ※4 (単位:人)	1, 077, 057	536, 015	72, 046	203, 431	265, 565
	人口動態 ※5 (単位:人)	△12, 748	△4, 481	△1,514	△2,970	△3, 783
	世帯数 ※4 (単位:世帯)	400, 164	201, 868	24, 860	74, 616	98, 820

- ※1 令和2年10月1日現在。国土交通省国土地理院「令和2年全国都道府県市区町村別面積調」より。ただし、一部境界未定のため、参考値(便宜上の概算数値)を用いています。
- ※2 国土交通省「国土統計要覧」より。
- ※3 令和元年10月1日を基準日として土地利用区分定義に基づき県県土利用政策課が調査したものです。
- ※4 令和元年10月1日現在。総務省統計局「国勢調査結果」より。
- ※5 平成30年10月~令和元年9月の人口増減数。県統計企画課「山形県社会的移動人口調査結果報告書」より。
- %6 本コラムは、『令和元年 山形県統計年鑑』及び『山形県勢要覧―令和3年刊―』を参考にしました。



## ≪コラム≫ 山形県の歴史文化

#### 〇 原始

本県における人類の確実な痕跡は、約3万年前の後期旧石器前半期にさかのぼります。岩井沢遺跡(小国町)ではナイフ形石器や台形剥片などの石器、清水西遺跡(村山市)では台形石器や局部磨製石斧などが出土しています。

縄文時代草創期になると土器が発明されます。本県には全国的に見てもこの時期の遺跡が多く、洞窟や泥炭層など特徴ある場所に営まれています。高畠町の洞窟遺跡群はこれまで積極的に発掘調査が行われ、最古級の土器が多く見つかったことから日本考古学史上でも有名です。その後、豊かな森と海川の恵みを背景に縄文文化が形成されますが、高度な漆工芸技術で製作された「彩漆土器」が出土した押出遺跡(高畠町)や、日本最大級の土偶である「縄文の女神」が出土した西ノ前遺跡(舟形町)など、県内各地で多様な文化を形成し発展した状況がうかがえます。



弥生時代になると、本県にも稲作技術が伝わります。弥生時代前期の生石2遺跡(酒田市)は、九州地方と共通する文様を持つ土器や、炭化した米とモミの痕が着いた土器、穂摘み具と見られる石器が見つかっており、稲作農耕が営まれたムラの様子を示唆する県内最古の遺跡になります。

古墳時代では、米沢盆地と山形盆地を中心に、それぞれの地域に有力者が存在していたことを示す大型古墳が確認されています。米沢盆地では、天神森古墳(川西町)や稲荷森古墳(南陽市)など古墳時代に代表される大型前方後円(方)墳が築かれるのに対し、山形盆地では、大塚天神古墳(山辺町)や菅沢2号墳(山形市)など、埴輪を伴った大型円墳が築造されるのが大きな特徴となっています。

また、本県では7世紀中葉以降奈良時代に入ってもなお古墳の築造が行われており、県内の古墳の約9割がこの時期の古墳と言われています。戸塚山古墳群(米沢市)や安久津古墳群(高島町)などのように、規模が小さく、群集墳として一定の墓域を占めているのが特徴です。

#### 〇 古代

7世紀後半以降、県南部への律令政府の支配が急速に及びました。本県が文献上初めて登場するのは、「日本書紀」に見える持統天皇3年(689年)に「陸奥国優嗜曇郡城養蝦夷脂利古男麻

呂」らが沙門となることを願い出て許された記事です。日本海側からの開発も推し進められ、越後国の延長として出羽郡 (現在の庄内地域の一部)が置かれ、出羽柵が設置されました。さらに、和銅5年(712年)には、越後国から出羽・田川の2郡が分離し、出羽国が設置されました。これまで陸奥国に含まれていた最上(現在の村山・最上地域)、置賜の2郡も出羽国に移管・併合されることとなり、今日に通じる広域的な行政機構が整いました。出羽国の政治・行政の中枢で



ある国府は、奈良時代に秋田城に移されることがありましたが、平安時代は城輪柵跡 (酒田市) に置かれました。

9世紀後半、東北地方は飢饉と、朝廷側である秋田城司の長年の苛政に苦しんでおり、元慶2年(878年)に俘囚が蜂起し、秋田城を襲いました。乱の平定のため、朝廷は隣国の陸奥国だけでなく上野や下野からの派兵を行い、鎮圧しましたが、中央と地方が激しくせめぎ合っている様子が見られました。

それぞれの郡のもとには、律令制の最末端の行政区画である郷があります。郷内各地では、数棟の竪穴住居跡や掘立柱建物、倉庫、井戸によって構成される集落が営まれていました。掘立柱建物 7棟や船着場と思われる遺構が出土した古志田東遺跡 (米沢市) をはじめ、各地でたくさんの

小規模な集落跡が確認されています。これらの集落は、扇状地の扇央・扇端部の微高地かつ背後 に低湿地を控えたような、農耕に適した場所に営まれています。

平安時代末になると、武士の台頭とともに民衆の不安が増大し、末法思想が広く展開しました。経典を地中に埋蔵した経塚が全国で造立され、出羽国でも金峯山経塚(鶴岡市)や宮内別所山経塚(南陽市)など多くの経塚が造立されました。そのほか、羽黒山や湯殿山神社(鶴岡市)、立石寺(山形市)などでは池沼に鏡を投入する池中納経が行われており、いずれも修験道との関連が指摘されています。

#### 〇 中世

平安時代末、出羽国には藤原摂関家領の小田島・寒河江・成島・大曾禰・遊佐の5つの荘園、 天皇家領の大山・成生・大泉の3荘、領主不明の山辺・海辺・北条の3荘がありました。この 頃、鳥羽天皇の勅宣を受けて慈恩寺 (寒河江市) が造営されたほか、慈覚大師円仁によって開山さ れたといわれる立石寺 (山形市) など、仏教文化の浸透が見られるようになります。

文治5年(1189年)、源頼朝が藤原泰衡を討って奥州征伐を断行しました。関東地方の御家人らに郡・荘・保などの行政単位ごと奥羽の地を分け与え、出羽国は鎌倉幕府の勢力の下に置かれました。鎌倉時代中期以降になると、地頭自らが領地に移ることも増え、長井荘の長井氏や寒河江荘の大江氏、小田島荘の小田島氏、大泉荘の大泉(武藤)氏などが在地武士団を形成して所領に根を張りました。

南北朝時代には、出羽国でも激しい動乱が続きました。石行寺(山形市)には文和2年(1353年)から応安8年(1375年)にかけて書写された大般若経が残されており、南朝・北朝両方の元号の併記や各国が飢餓に苦しんでいることが奥書に記されています。

南北朝の動乱も、延文元年(1356年)の羽州管領(の ちの探題) 斯波兼頼の山形入部によって一時期を画し、 その子孫は最上氏を称し、「山形殿」とも呼ばれました。

戦国時代には、各地で有力者が台頭し、合戦が繰り返されました。庄内では大宝寺武藤氏が尾浦城(鶴岡市)を拠点に、最上氏と激しい戦いを繰り広げました。天正15年(1587年)最上氏の支配となりましたが、翌16年(1588年)再び大宝寺氏、次に上杉氏領となり、慶長5年(1600年)以降最上氏領となりました。置賜は、米沢城を拠点に伊達氏が支配していましたが、天正19年(1591年)に豊臣秀吉の命によって大崎へ転封されたため、蒲生氏郷による支配を経て、慶長3年(1598年)に上杉氏の所領となりました。この時期、二重三重の堀をともなう方形館、根小屋式山城、居舘内包型の山城など特色ある城郭が築かれました。

また、この時代、羽黒山五重塔 (鶴岡市) や立石寺 (山形市) 等の今日まで続く寺社が復興・造替されたほか、長引く戦乱のなかで、人々は板碑等の造立や写経事業を行い、世の平安を祈りました。

#### 〇 近世

元和8年(1622年)、最上氏が改易になると、伊達・上杉・佐竹などの外様大名を牽制する ために、村山地方の山形藩に鳥居氏が入ったほか、上山藩の松平氏とその他の幕領、最上地方及 び村山地方北部の新庄藩に戸沢氏、庄内地方の庄内藩に酒井氏などの徳川譜代及びゆかりの大名 が入りました。米沢藩・庄内藩・新庄藩は領主の変動なく幕末に至りますが、山形藩の領主交替 は13氏と全国最多で、2回も幕領となるなど非常に特色のある地域です。

幕藩体制が進展すると、産業経済が発展し、城下町を中心とする特権商人や在郷商人が成長しました。山形では、村山地方が主産地である紅花を扱う商人が発展しました。紅花は江戸時代中期以降、生産量が増加し、「最上紅花」として全国的に有名になります。「奥の細道」で松尾芭蕉が逗留し親交を深めた俳人・鈴木清風を輩出した尾花沢の島田屋鈴木八右衛門や谷地の堀米家をはじめとして、各地に紅花商人が出現します。村山地方では他に青苧や漆、蝋等が作られました。

これらの商品作物や物資の輸送を支えたのは、地域を縦断する最上川舟運でした。最上川河口の酒田は、戦国時代末から町政の自治的運営を行ってきた酒田三十六人衆と呼ばれる有力商人が活躍し、日本海有数の湊として発達しました。酒田湊には、幕府領の城米や諸藩の蔵米、特産品が集積され、諸藩の蔵宿が設けられ賑わいました。そのほか大石田や寺津、船町、左沢、長井(宮・小出)等の河岸場も発達し、有力な荷問屋や船宿が成長しました。このような経済的発達を背景として、各地域に特色のある文化が育まれていきました。

一方で、度重なる天災は、農業の豊凶に影響を及ぼし、飢饉を引き起こしました。なかでも宝暦5年(1755年)・天明3年(1783年)・天保4年(1833年)の3大飢饉は多くの犠牲者を出し、一揆や打ちこわしの社会不安の源にもなりました。今に伝わる新庄まつり(新庄市)は、新庄藩主・戸沢正諶が、宝暦の飢饉の死者を弔い、五穀豊穣を祈って領民を励ますために天満宮の祭礼を行ったのが始まりと言われています。



#### 〇 近代・現代

慶応4年(1868年) 閏4月、奥羽越31藩による奥羽越列藩同盟が結ばれ、薩長中心の新政府に対抗しましたが、敗戦が続き、9月の庄内藩の降伏によって東北における戊辰東北戦争は終結しました。

同年明治元年(1868年)12月、出羽国は羽前・羽後に分かれ、同4年(1871年)の廃藩置県により天童・上山・新庄・米沢・大泉・松嶺・山形の7県が置かれることとなりました。その後、数度の変遷を経て同9年(1876年)8月21日にこれらが合併し、現在の山形県が誕生しました。初代県令・三島通庸は、福島県と山形県を結ぶ栗子隧道・万世大路(米沢市)開削等の土木事業や山形県庁及び県議会議事堂(山形市)等の洋風建築の建造を行い、山形の近代化を進めました。当時の山形市街の様子は、高橋由一によって描かれています。

これまで本県を代表する最大の特産物であった紅花や青苧等は、明治以降、国内外の市場変動の影響により衰退し、代わって養蚕と製糸が県内全域へ普及していきました。特に、米沢や鶴岡では絹織物業が栄え、全国有数の生産地となりました。また、山辺の綿織物業、山形の鋳物業、天童の将棋駒など、各地で地場産業が興りました。

ただ、依然として本県の主要産業は米作農業でした。稲の品種改良が積極的に行われ、特に庄 内地方の篤農家によって、亀ノ尾をはじめ早生大野・豊国などの多収性で乾田に適合した米質の 優れた品種が生み出され、庄内地方は我が国有数の米作地帯となりました。明治26年(1893 年)には、最上川河口に山居倉庫(酒田市)が設立され、莫大な米俵が集積されました。

大正3年(1914年)からの第一次世界大戦による好景気によって、県内も繊維業を中心に活況となりましたが、戦後は恐慌によって生糸や米の価格が暴落し、県内の主要産業は深刻な影響を受けました。さらに昭和2年(1927年)の金融恐慌、昭和4年(1929年)の世界恐慌に加えて、昭和6年(1931年)には東北地方を大凶作が襲い、経済危機が深まっていきました。また、戦争が第二次世界大戦へと拡大する中で、世情はますます不安定になりました。

第二次大戦後は、農地改革によって従来の寄生地主制が解体され、自作農が創出されました。 食糧増産が叫ばれ、開田と増収に力が注がれ、昭和42年(1967年)には米作り日本一の宿願を 達成しました。

また、自家用車の普及に伴って、本県でも 1990 年代以降は高速道路などのインフラ整備が進み、物流や移動の利便性が高まっています。 さらに、現在進行しているデジタル化や情報技術の革新は、これまでの人や物の移動を前提とする社会からの転換を促しており、現在、社会は新たな局面を迎えています。

※本コラムは、以下の文献を参考としました。山形県『山形県史 通史編』第1巻〜第7巻(昭和57年〜平成16年)山形県の歴史散歩編集委員会『山形県の歴史散歩』山川出版社、平成23年「角川日本地名大辞典」編纂委員会『角川日本地名大辞典 6. 山形県』角川書店、昭和56年

# はじめに

## 1 なぜ文化財を守るのか(文化財保護の必要性)

豊かな自然と景観に恵まれた山形県には、数多くの文化財が伝えられています。 文化財は国や県、市町村によって指定されているものだけではなく、地域のお堂 や鎮守のお社、その中に安置されている仏像や神像、家の歴史が記録されている古 文書、地域で行われているお祭りや民俗芸能、伝統的な郷土食など、私たちのすぐ 身近に存在しています。また、人間の文化的な活動によって生み出されたものだけ ではなく、動物や植物、地質鉱物などの自然や景観も文化財として捉えられてお り、私たちの生活のあらゆる基盤といっても過言ではありません。

文化財は、それぞれの土地に根ざして、長い年月をかけ、幾世代もの人々によって育まれてきたものであり、まさに「山形らしさ」の源です。私たちは文化財を通して、地域の歴史や文化、さらには魅力や特徴を知ることができます。

そのことを最も実感するのは、残念なことに災害時です。東日本大震災では、多数の地域が大きな被害を受けましたが、地域の復興のために力となったのは、地域のお祭や民俗芸能でした。普段は気にも留めない文化財が、地域を形成するうえで重要なものであると改めて気付かされました。文化財には、災害などで困難な状況に置かれた人々や地域が回復に向かう際の拠り所になること、また、歴史や文化を通じた人々のつながりを生み出すことで、社会のレジリエンス<sup>1</sup>を高める力があります。

このような災害を始め、戦乱や盗難、経済的困難、劣悪な環境などから文化財が守られてきたのは、幾世代にわたる所有者等による継承のための尽力があったからこそです。本大綱の策定に当たって本県が実施した文化財保護実態調査<sup>2</sup>(以下、

「県実態調査」という。)では、約8割の県指定文化財所有者等が、文化財は「次の世代に継承していかなければならない宝物」と回答しています。

現在、文化財を取り巻く環境は変化し、厳しさを増しています。今を生きる私たちは、ともに連携して、「山形らしさ」の根源である文化財を、しっかりと未来へつないでいくことが求められています。

◆図1 あなたにとって文化財とは何か(県指定文化財所有者等の回答)

※回答数 219 件 (複数選択可)



<sup>1</sup> 困難や脅威に直面した個人が、健全な状態を回復する手助けとなるような社会的仕組みのこと。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 令和2年 (2020年) 10月1日 山形県調査 (調査の詳細については、第2章を参照)。

## 2 文化財を取り巻く環境の変化

現在、本県を始め日本社会は、様々な変化の中にあります。今後の文化財保護行政の推進の方向性を検討するに当たっては、次のような文化財を取り巻く環境や社会情勢の変化をしっかりと踏まえる必要があります。

## (1) 人口減少及び少子高齢化の進行

日本の人口は、平成20年(2008年)をピークに減少局面に入っています。未婚化や晩婚化等による出生数の減少に歯止めがかからず、死亡数が出生数を上回っていることが要因となっています。

本県では、平成27年(2015年)10月に策定した「山形県人口ビジョン」(令和2年3月改訂)において、本県の人口の現状を分析しています。それによると、本県の総人口のピークは1950年(昭和25年)の約135.7万人でした。1950年代後半から1970年代前半まで人口減少傾向が続き、1970年代半ばから増加傾向に転じたものの、その後、1990年代に入り再び減少に転じました。平成28年以降は、毎年1万人を超える減少となっており、そのテンポは速まっています。

年齢区分別では、年少人口(0-14歳)、生産年齢人口(15-64歳)ともに減少傾向で推移している一方、老年人口(65歳以上)は一貫して増加を続けており、平成7年には年少人口を上回り、高齢化が進行しています。

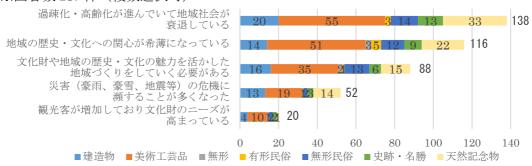
本県の高齢化や生産年齢人口の減少は、全国より早く進んでおり、我が国全体の状況よりも10年程度先んじた状態で少子高齢化が進行しています。

また、今後の地域別人口数は4地域全て減少し、県全体に占める地域別割合については、村山地域では上昇しますが、他の3地域は低下していくと推計されています。

人口減少及び少子高齢化が進行することで、地域経済や地域医療、介護・福祉などへの影響が指摘されていますが、文化財の継承についても担い手の確保が困難になるなど様々な影響が及んでいます。県実態調査では、「過疎化・高齢化が進んでいて地域社会が衰退している」の回答は、全ての文化財種別を通して最も多く、市町村に対する調査においても同様の結果でした。一方、元気な高齢者による活動も活発化しており、新たな担い手層となる可能性も期待されています。

## ◆図2 文化財を取り巻く地域の現状(県指定文化財所有者等の回答)

## ※回答数 219 件 (複数選択可)



#### ◆図3 文化財を取り巻く地域の現状(市町村の回答)

#### ※回答数35件(複数選択可)



## (2) 人々のライフスタイルや価値観の変化

交通や情報通信技術の急速な進展により社会のグローバル化が進み、人々のライフスタイルや価値観は多様化しています。また、日常的に使用する衣食住に関する道具や製品についても、自ら原材料から育てて加工・製作するということは少なくなり、多くは化学物質等を素材として機械によって製造されたもので、高品質なものを誰でも安価で入手することが可能となりました。

ライフスタイルの変化がもたらした人々の価値観の多様化による、地域の歴史や文化への影響は避けられません。県指定文化財所有者等に対する県実態調査では、「地域の歴史・文化への関心が希薄になっている」の回答は、特に無形文化財や無形民俗文化財などの人そのものの「わざ」に関する文化財において、多く見られました。市町村についても、約半数から同様の回答がありました。

一方で、若年者の一部には、歴史文化を活かした地域活動に参加したり、地域の歴史や文化に魅力を感じて移住・定住したりするなどの動きもあり、若年者が文化財の継承の新たな担い手層となる可能性が期待されています。

#### (3) 自然災害の増加と防災意識の高まり

近年、気候変動の影響により、水害、土砂災害、暴風、大雪などの気象災害が 頻発化、激甚化し、地震や津波は広範囲に甚大な被害をもたらすなど、自然災害 は私たちの暮らしに大きな影響を及ぼしています。政府では、東日本大震災の教 訓を踏まえ、平成25年(2013年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図 るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」を制定し、国土強靭化の取組 みを推進してきました。平成30年(2018年)12月には「国土強靭化基本計画」 (平成26年(2014年)6月策定)を近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢 の変化等を踏まえ、見直しました。

本県においても平成28年(2016年)3月に「事前防災及び減災等のための山形県強靭化計画3」を策定し、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靭な県土づくり」の取組みを推進してきました。令和3年(2021年)3月には、山形県強靭化計画を見直し、「起きてはならない最悪の事態」の一つとして「貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失」が新たに設定されたことを受けて、文化財の実情に応じた適切な保存や防災対策等を進めることが示されています。

自然災害は、県民生活や社会経済活動にとどまらず、文化財の保存と活用にも 大きな困難をもたらすことから、文化財の防災は重要性を増しています。

## (4) 持続可能な開発目標(SDGs)の推進

SDGs (エスディージーズ) とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、平成27年 (2015年)9月の国際連合サミットで採択された、2030年までの達成を目指す国際社会全体の目標です。

「住み続けられるまちづくりを」など17のゴールと、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。」など169のターゲットから構成され、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされています。

本県でも「第4次山形県総合発展計画」において、山形ならではの特性・資源の価値を評価・活用して当該計画を推進することにより、SDGs実現に貢献していくこととしています。

県指定文化財所有者等に対する県実態調査では、無形文化財や無形民俗文化財の保持者や保存会の多くが「文化財や地域の歴史文化の魅力を活かした地域づくりをしていく必要がある」と回答しており、特に祭りや民俗芸能を通して歴史文化を活かした地域づくりの取組みが活発化している地域があります。また、市町村に対する調査でも、23市町村が「文化財や地域の歴史文化の魅力を活かした地域づくりをしていく必要がある」と回答しており、地域の宝として地域コミュニティの持続に資する文化財の重要性は、より一層高まっています。

## (5) デジタル化による地域を超えた連携

行政運営や社会経済活動全般において最新のデジタル技術を活用し、既存のビジネスプロセスの効率化やコスト削減などの取組みが進められており、政府で

.

<sup>3 5</sup>年ごとに見直しを行うこととしており、令和3年3月に改定。

は、令和3年(2021年)9月にデジタル庁を発足し、デジタル社会形成に向けた動きを本格化させています。

本県においても、令和3年(2021年)3月に「Yamagata 幸せデジタル化構想」を策定し、デジタル技術の浸透により県民生活の向上を目指しています。そのアクションの方向性のひとつとして、市町村や他地域とも連携しながら、本県の魅力溢れる自然、文化、芸術、歴史等の地域資源を県内外及び国内外へ発信する「デジタル化による地域資源の活用」が示されています。

文化財の保存と活用に当たっては、既にインターネットや SNS、動画サイト等の利用によって、他地域の情報を得たり、自らの取組み等に関する情報を発信したりすることが容易になり、地域を越えた情報や価値の共有、新たな交流等が生まれており、それらの動きが一層充実することが期待されています。

## (6) 観光立国及び観光立県の展開

政府は、平成19年(2007年)1月に観光立国推進基本法を施行し、観光を我が 国の重要な政策の柱として位置づけ、取り組んでいます。

本県においても、平成26年(2014年)4月に施行された「おもてなし山形県観光条例」に基づき、平成27年(2015年)3月に「おもてなし山形県観光計画」を策定し、具体的施策を展開してきました。また、令和2年(2020年)3月には、おもてなしの心と郷土愛にあふれる県民の総参加と全産業の参加による観光立県山形を確立し、本県経済の持続的な発展や魅力ある活力に満ちた地域社会の実現を図るため、新たに「第2次おもてなし山形県観光計画~beyond2020~」を策定し、さらに取組みを進めているところです。

そのうち、リーディングプロジェクト<sup>4</sup>のひとつとして、精神文化、歴史、美食・美酒、温泉、山岳・森林、産業、スポーツ、伝統文化、カルチャー(生活文化)などのテーマを中心に、本県の特性を生かし、他にはない「山形ならでは」の魅力をテーマ・ストーリーで結ぶツーリズムを発信・展開し、県内周遊・消費拡大に結び付ける「各種ツーリズムの推進」が、位置付けられています。

一方で、県指定文化財所有者等及び市町村に対する県実態調査では、「観光客が増加しており文化財のニーズが高まっている」の回答は、少数に留まる結果となりました。

#### (7) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済活動を始め様々な社会活動に大きな影響を及ぼしています。文化財の保存と活用に当たっても、博物館の休館や文化財の保存修理の中止・延期などの影響が生じています。今後も大小の感染の波が生じることが懸念されるため、新型コロナウイルス感染症との共存(with コロナ)の考えのもと、新たな生活様式による行動などの対応が求められます。

-

<sup>4</sup>集中・重点・加速化して取り組む施策のこと。

## ≪コラム≫ 文化財保護制度の概要

我が国の文化財保護<sup>5</sup>制度は、明治30年(1897年)公布の古社寺保存法から始まり、大正8年(1919年)公布の史蹟名勝天然記念物保存法、さらに、昭和4年(1929年)公布の国宝保存法と幾つかの段階を経て整備されてきました。保護の対象も、社寺の所有するものからそれら以外のものまで、時代を経て範囲が広がってきました。そして、昭和25年(1950年)施行の文化財保護法(以下「法」という。)によって、今日の文化財保護行政の根幹となる体系が確立されました。

本県の文化財保護行政は、法に基づき、昭和26年(1951年)に山形県文化財保護条例を施行したことに始まります。

ここでは、国と県の文化財保護制度を紹介します。

#### 〇文化財の種別

文化財は、建造物、美術工芸品など有形のもの、芸能や工芸技術など無形のもの、遺跡、名勝地など土地に関わるものなど、広範囲にわたっています。法及び条例では、文化財を以下のとおり区分しています。

有形文化財	建造物及び美術工芸品(絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料)				
無形文化財	無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産				
民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれら られる衣服、器具、家屋等					
記念物	遺跡(貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡)、名勝地(庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地)、動物・植物・地質鉱物				
文化的景観	文化的景観 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地				
伝統的建造物群	伝統的建造物群 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群				

さらに、上記の6つの種別に加えて、保護すべき対象として以下を定義しています。

埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財
<b>大小肚の但去社</b> 体	文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必
文化財の保存技術	要があるもの

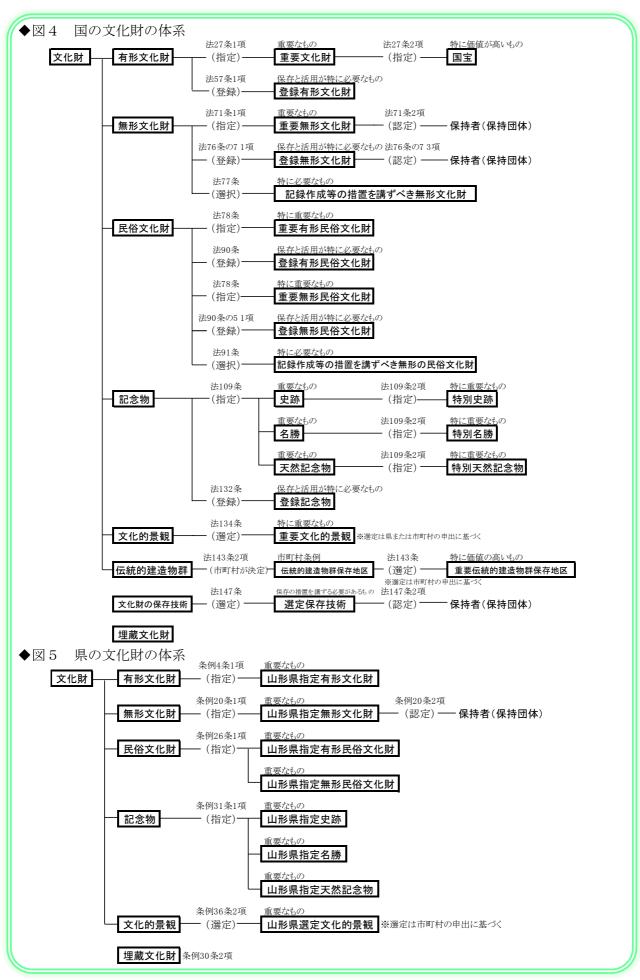
#### 〇文化財保護の体系

長い歴史の中で様々な形で生まれ、伝えられてきた文化財を、国民共有の財産として後世へ確実に伝えるため、法や条例に基づき、指定・選定・認定・選択・登録することによって保護しています。

保護の体系	内 容
指定	文部科学大臣または知事がそれぞれ法または条例に基づき、有識者からなる諮問機関に諮問し、諮問機関において調査・審議が行われ、答申を受けて文部科学大臣または知事が指定します。管理・保存・公開等に関して許可が必要など、法や条例による一定の制限がある一方で、保存修理等に対する補助によって手厚い保護が図られます。
選定	文化的景観や伝統的建造物群について、当該地方公共団体による申出を受けた上で選定し、保護を 図ります。また、文化財の保存のために欠くことのできない技術・技能のうち、保存の必要がある ものを、保存技術として保護します。
認定	無形文化財の指定や保存技術の選定に当たって、その技術・技能の保持者や団体を定めるものです。
選択	無形文化財及び無形民俗文化財のうち特に必要なものについて、記録を作成し、保存・公開します。
登録	指定等の保護制度を補うものとして、地域の文化財を広く保護するものです。届出制を基本とした 緩やかな保護措置を講じます。

また、法や条例以外にも、文化庁による日本遺産認定や、ユネスコ憲章に基づいた世界遺産 登録や無形文化遺産登録などによって、保存・活用が図られています。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 法第一条では、「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上 に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」とされ、文化財の保護とは、保 存と活用を合わせた意味とされています。



# 第1章 大綱の策定にあたって

## 1 大綱策定の趣旨

県では、昭和26年(1951年)施行の山形県文化財保護条例(以下「条例」という。)に基づき、文化財保護行政を推進してきました。その間、条例については、昭和30年(1955年)の全部改正のほか、法の改正や時代の変化に応じて改正を行い、文化財保護の枠組みを整えてきました。

また、平成25年(2013年)には「未来に伝える山形の宝」登録制度<sup>6</sup>を創設し、 地域で行われている文化財の継承に関する取組みを支援しています。

近年、政府においては、急速に進んでいる過疎化・少子高齢化を背景として、これからの時代の文化財の継承の在り方に係る議論が行われ、これまで価値付けが明確でなかった未指定文化財を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが重要であると、文化審議会において示されました<sup>7</sup>。この流れを受け、平成30年(2018年)6月に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正(平成31年(2019年)4月施行)され、都道府県による文化財保存活用大綱の策定や市町村による文化財保存活用地域計画(以下「地域計画」という。)の作成、文化財保護業務の首長部局への移管等の具体的措置の新設によって、地方文化財保護行政の推進力の強化が図られました。

県においては、文化行政を知事部局が一貫して総合的に取り組むことによって、 伝統的な文化の保護・継承、文化芸術の振興、さらには、地域づくりや観光振興等 の幅広い施策につなげていくために、令和2年(2020年)4月に文化財保護業務を 教育委員会から知事部局(観光文化スポーツ部)へ移管しました。こうした知事部 局における文化行政の一元化を図った体制整備は全国的にも早期で、東北地方では 最初に着手しています。

この「山形県文化財保存活用大綱」(以下「大綱」という。)は、本県の文化財の保存と活用に関する方向性を示すことにより、市町村や関係機関・団体と連携してこれらの取組みを進めることを目的に策定します。

\_

<sup>6</sup> 地域にのこる有形・無形の様々な文化財(山形の宝)を保存・活用する取組みを、「未来に伝える山形の宝」として登録・推進することで、文化財の保護を図るとともに、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域活性化や新たな交流の拡大につなげていくことを目的としています。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 平成 29 年 12 月、国の文化審議会が「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」を文部科学大臣に答申しました。

## ◆表2 文化財保護行政の主な歩み

年度	西暦	国内	山形県内
明治4	1871	古器旧物保存方の太政官布告	HADAN I
明治 30	1897	古社寺保存法制定	「絹本著色毘沙門天像」(米沢市・上杉神社) 「木造観世音菩薩立像」(山形市・吉祥院) が県内で初めて国の文化財に指定
大正8	1919	史蹟名勝天然記念物保存法制定	7 7 1 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
大正 14	1925		山形県史蹟名勝天然記念物調査の実施
昭和4	1929	国宝保存法施行	
昭和8	1933	重要美術品等ノ保存ニ関スル法律制定	
昭和 24	1949	法隆寺金堂壁画の焼損	
昭和 25	1950	文化財保護法施行 文化財保護委員会の設置	山形県文化財調査の開始 (昭和58年まで継続)
昭和 26	1951		山形県文化財保護条例施行
昭和 29	1954	文化財保護法改正(重要無形文化財指定制度 の創設、民俗資料に関する制度の充実、埋蔵 文化財に関する制度の充実等)	
昭和 30	1955		山形県文化財保護条例全部改正
昭和 36	1961	消防法施行令施行	
昭和 41	1966		山形県文化財保護条例一部改正 山形県総合学術調査の開始
昭和 43	1968	文化財保護法改正(文化庁発足・文化財保護 審議会の設置等)	
昭和 46	1971		山形県立博物館の開館
昭和 50	1975	文化財保護法改正 (歴史資料分野の創設、民俗 文化財に関する制度の充実、伝統的建造物群保 存地区制度の創設、文化財保存技術の保護制度 の創設、埋蔵文化財に関する制度の整備等)	
昭和 51	1976		山形県文化財保護条例一部改正 山形県文化財保護事業費補助金交付規程制定 県立博物館附属施設として琵琶沼(山辺町畑谷) を自然学習園として開設
昭和 55	1980		県立博物館分館として教育資料館が開館
平成 5	1993		県立うきたむ風土記の丘考古資料館の開館
平成7	1995		山形県郷土館「文翔館」の開館
平成 8	1996	文化財保護法改正(登録制度の創設等)	
平成 11	1999	文化財保護法改正(都道府県・指定都市への 権限移譲等)	
平成 14	2002		図録『山形県の文化財』刊行
平成 16	2004	文化財保護法改正(文化的景観制度の創設、 登録制度の拡充、民俗技術の位置づけ等)	
平成 17	2005		山形県文化財保護条例一部改正
平成 19	2007		山形県文化財保護条例一部改正
平成 25	2013		「未来に伝える山形の宝」登録制度の創設
平成 27	2015	日本遺産の認定制度の開始	- ショニ何形を小り東文「む・ハム・ロハケー・・・・
平成 28	2016		ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」として「新庄まつりの山車行事」が県内で初めて登録「自然と信仰が息づく『生まれかわりの旅』〜樹齢300年を超える杉並木につつまれた2,446段の石段から始まる出羽三山〜」が県内で初めて日本遺産に認定
平成 29	2015	文化芸術基本法施行	
平成 30	2018	文化財保護法改正(文化財の保存活用のための計画制度の創設、文化財保護行政の首長部局への移管可能等)	山形県文化基本条例施行
令和 2	2020	文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律施行	山形県文化財保護条例一部改正 文化財保護業務の知事部局移管
令和3	2021	文化財保護法改正 (無形文化財の登録制度の 創設、地方における登録制度の法定化等)	山形県文化財保護条例一部改正

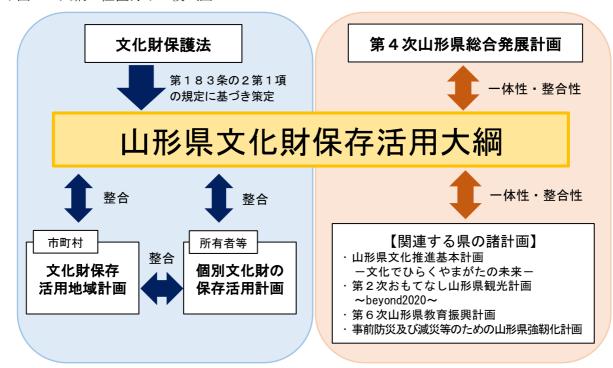
## 2 大綱の位置付け

大綱は、法第 183 条の 2 第 1 項に基づき、本県の文化財の保存・活用の方向性を示すものとして策定するものです。大綱の策定に当たっては、県の長期総合計画である「第 4 次山形県総合発展計画」(令和 2 年(2020 年) 3 月策定)のほか、以下の県の諸計画との一体性及び整合性を図りました。

- ◇県の文化芸術の振興に関する総合計画である「山形県文化推進基本計画—文化 でひらくやまがたの未来—」(平成31年(2019年)3月策定)
- ◇観光立県の確立に関する基本計画である「第2次おもてなし山形県観光計画~beyond2020~」(令和2年(2020年)3月策定)
- ◇県の教育に関する総合計画である「第6次山形県教育振興計画」(平成27年 (2015年)5月策定)
- ◇県の防災に関する総合計画である「事前防災及び減災等のための山形県強靭化 計画」(令和3年(2021年)3月改定)

そのほか、国連が定める「持続可能な開発目標(SDGs)」に配慮します。

#### ◆図6 大綱の位置付けの模式図



## 3 対象とする文化財等の範囲

大綱では、文化庁による「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」<sup>8</sup>に基づき、指定等の有無にかかわらず、次に掲げるものを広くその対象とします。

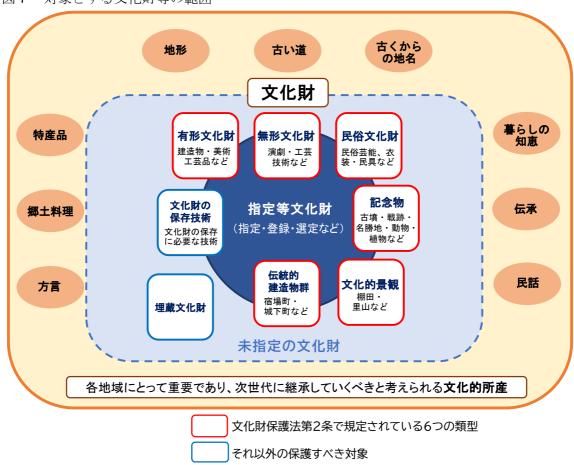
## ◇法第2条で規定されている6つの種別

有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群 ◇上記以外のもの

## 埋蔵文化財、文化財の保存技術

このほか、現在は必ずしも文化財に該当すると言えないものであっても、それぞれの地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産についても、広くその対象として捉えます。

#### ◆図7 対象とする文化財等の範囲



<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 平成 31 年 (2019 年) 3 月 4 日付け 30 文庁第 1123 号文化庁次長通知。令和 3 年 (2021 年) 6 月 14 日付け 3 文庁第 577 号文化庁次長通知により一部変更。

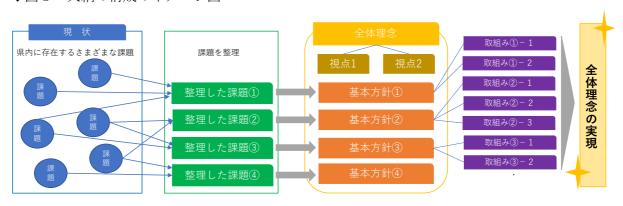
## 4 大綱の構成

県では大綱の策定に当たり、初めに、本県における文化財の保存と活用に関する 現状と課題の把握を行いました。文化財の種別ごとの特徴や差異に配慮しつつ、地 域や文化財の種別を超えて全体に通じる課題という視点から整理し、今後、県とし て取り組むべき課題を明らかにしました。

その上で、今後、本県が目指すべき文化財の保存と活用の方向性である「全体理 念」を示します。また、それらの課題を解決するために、それぞれの課題に対応す る形で「基本方針」を設定するとともに、具体的な施策を「主な取組み」として示 すことで、「全体理念」の実現につなげます。

最後に、「全体理念」及び「基本方針」の推進に係る各関係者・機関・団体の役割や県の推進体制等の必要事項について整理しています。

#### ◆図8 大綱の構成のイメージ図



# ≪コラム≫ 本県の指定等文化財の概要 (1) ~文化財種別ごとの概要~

県内には、国指定文化財が 170件(うち国宝が6件)、県 指定文化財が526件、市町村指 定文化財が2,152件あります。

また、国及び県指定文化財の 数の合計は696件で、東北地方 では2番目に多い件数となって います。

このように、本県には自然や 歴史的な背景から数多くの文化 財が存在します。

- ◆表3 山形県内の指定等文化 財件数(令和3年(2021年)10 月1日現在)
- ( ) 国宝で内数。
- 法及び条例上、制度の規定 のないもの。

	種別・区分			国指定等	県指定等	市町村指定等
		建造物		30(1)	47	131
			絵画	8(1)	77	1, 417
	有形文化財	美術工芸品	彫刻	11	72	
			工芸品	32(2)	103	
			書跡・典籍	4	40	
			古文書	7(1)	3	
指			考古資料	6(1)	21	
			歴史資料	2	31	
定	無形文化財		0	3	15	
	民俗     有形       文化財     無形		10	7	108	
			無形	6	22	89
	記念物	史跡		30	31	170
			名勝	8	2	6
		天然記念物		16	67	216
	合計		170(6)	526	2, 152	
	文化的景観		2	0	0	
選	伝統的建造物群		0	_		
定	保存技術		1	_		
	合計		3	0	0	

次に、文化財種別ごとの特徴を紹介します。

#### 〇有形文化財 (建造物)

国宝である羽黒山五重塔 (国指定/鶴岡市) などの木造建築物だけでなく、鳥居 (国指定/山形市) のような石造物も指定されています。また、旧西村山郡役所 (県指定/寒河江市) や旧東村山郡役所 (県指定/天童市) など郡役所建築物が多数残っています。

なお、登録有形文化財は、年々件数を増やしており、その多くが近代以降の住宅などの 建築物や砂防堰堤などの土木構造物です。

## 〇有形文化財 (美術工芸品)

絵画では、中世の仏画のほか、板絵著色神馬図〈郷目貞繁筆/永禄六年九月奉納の記がある〉 (国指定/天童市) などの絵馬が指定されています。彫刻では、木造薬師如来坐像(中堂安置) (国指定/山形市) など平安時代の木彫の仏像のほか、銅造ゆあみ新海竹太郎作(県指定/山形市) のように近代のものの指定もあります。工芸品では、国宝である太刀 銘信房作(国指定/鶴岡市) など刀剣のほか、甲冑具足などの武具類、法具類、装束類と幅広く指定されています。書跡・典籍では、紺紙金字後奈良天皇宸翰般若心経(越後国) (国指定/米沢市) などの指定があります。古文書では、国宝である上杉家文書(国指定/米沢市)のような古文書群の指定があります。考古資料では、上柳渡戸八幡山遺跡出土品(県指定/山形市) などの群資料の指定があります。歴史資料では、絵図のほか、峯中碑伝(県指定/鶴岡市) など多くの石造物が指定されています。

## 〇無形文化財

国の指定はありませんが、県指定の工芸技術として深山和紙 (県指定/白鷹町) など3件が指定されており、併せてそれぞれの保持者・保持団体が認定されています。

#### 〇有形民俗文化財

岩谷十八夜観音庶民信仰資料 (国指定/中山町) など信仰に関わるもののほか、庄内の米作り用具 (国指定/鶴岡市) など衣食住や生業、生産に関わるものが指定されており、いずれも本県の特徴をよく表しています。

## 〇無形民俗文化財

杉沢比山 (国指定/遊佐町) や萩野・仁田山鹿子踊 (県指定/新庄市) など、多くの民俗芸能が指定されています。風俗慣習では、松例祭の大松明行事 (国指定/鶴岡市) などが指定されています。なお、民俗技術の指定はありません。

#### 〇記念物(史跡)

国指定、県指定ともに原始から近代にかけての重要遺跡などが指定されています。どの 時代も本県の歴史を語るうえで欠かすことのできない重要な遺跡です。

縄文時代の遺跡では、日向洞窟 (国指定/高畠町) や大立洞窟 (国指定/高畠町) などの洞窟遺跡のほか、小山崎遺跡 (国指定/遊佐町) や角二山石器時代住居跡群 (県指定/大石田町) など集落遺跡の指定があります。

古墳時代では、稲荷森古墳(国指定/南陽市)や菅沢古墳二号墳(県指定/山形市)の大規模古墳のほか、下小松古墳群(国指定/川西町)や安久津古墳群(県指定/高畠町)など群での古墳も指定されています。また、この時期の集落遺跡として嶋遺跡(国指定/山形市)や西沼田遺跡(国指定/天童市)があります。

古代では、古代出羽国の政治の中心であった城輪柵跡(国指定/酒田市)を筆頭に、堂の前遺跡(国指定/酒田市)の付属寺院、須恵器窯跡(県指定/上山市、鶴岡市)などの生産地が指定されています。

中世では、左沢楯山城跡 (国指定/大江町) や平形館跡 (県指定/鶴岡市) 、清水城跡 (県指定/ 大蔵村) などの城館跡が多く指定されています。

近世以降は、山形城跡(国指定/山形市)などの城郭、慈恩寺旧境内(国指定/寒河江市)などの社寺境内、出羽仙台街道 中山越(国指定/最上町)や一里塚(県指定/酒田市)などの交通施設、新庄藩主戸沢家墓所(国指定/新庄市)や林泉寺米沢藩上杉家及び家臣団墓所(県指定/米沢市)、北楯大学墓(県指定/庄内町)などの墳墓、旧鐙屋(国指定/酒田市)や松ヶ岡開墾場(国指定/鶴岡市)、春雨庵(県指定/上山市)や格知学舎(県指定/天童市)、旧山形県会仮議事堂(県指定/山形市)などの旧宅・旧跡など、その種類は多岐にわたります。

#### 〇記念物(名勝)

自然的名勝では、おくのほそ道の風景地 本合海 (国指定/新庄市) のほか大沼の浮島 (国指定/朝日町) などが指定されています。人文的名勝では、酒井氏庭園 (国指定/鶴岡市) など 多くの庭園が指定されています。

### 〇記念物 (天然記念物)

動物では、飛島ウミネコ繁殖地(国指定/酒田市)など、鳥類や魚類、昆虫等の生息地・ 繁殖域がエリアとして指定されています。また、「県の獣」でもあるカモシカ(国指定) などは、広範に生息が確認されていることから、地域を定めずに指定されています。植物 では、東根の大ケヤキ(国指定/東根市)などの古木の指定が目立ちます。地質鉱物では、化 石などの指定があります。

#### 〇文化的景観

文化的景観は、平成 16 年 (2004 年) の法改正において新たに加わった文化財で、条例でも同年に保護対象としたものです。これまでに、国によって最上川の流通・往来及び左沢町場の景観(国選定/大江町)など 2 件の選定があり、いずれも最上川に関連する文化的景観です。

## 〇伝統的建造物群

伝統的建造物群は、昭和50年(1975年)の法改正において新たに加わった文化財ですが、これまでに国による選定はありません。

#### ○文化財の保存技術

伝統建具製作技術 (国選定/山形市) が国により選定され、本県に事務局が所在する全国規模の団体が認定されています。

#### 〇埋蔵文化財

本県には、周知の埋蔵文化財包蔵地が約5,200箇所あります。埋蔵文化財包蔵地は、原則的に旧石器時代から中世までに属するものはすべて対象となっていますが、近世に属するものについては地域において必要なもの、近現代に属するものについては地域において特に重要と判断されたものが、その対象となっています。

なお、調査等により新たな埋蔵文化財包蔵地が確認された場合には、新たに登録を行うとともに、県ホームページ上で公開しています。

## 文化財検索サイト「山形の宝検索 navi」

県では、国及び県指定文化財等の写真や解説、所在地などを検索し、閲覧できるサイトを開設しています。

[URL] https://www.pref.yamagata.jp/cgi-bin/yamagata-takara/





# 第2章 山形県の文化財を取り巻く現状と課題

## 1 文化財保護実態調査の実施

県では、県内の文化財保護の実態を把握するために、県指定文化財の所有者・保持者・保存会及び市町村に対して文化財保護実態調査を実施し、文化財保護の現状や所有に係る課題等に関する意見を広く聴取しました。

大綱は、本調査によって明らかになった実態を踏まえ策定したものです。なお、 本調査の結果の概要は、資料編に附します。

## ○ 県指定文化財所有者・保持者・保存会に対する調査

### ◇調査対象

県指定文化財所有者・保持者・保持団体・保存会 287 件

## ◇調査時点

令和2年(2020年)10月1日

## ◇調査方法

種別毎に7種(建造物、美術工芸品、無形文化財、有形民俗文化財、無形 民俗文化財、史跡・名勝、天然記念物)の調査票を用意し、対象者に対して 該当する調査票(返信用封筒を同封)を郵送し、期限までに回答を得た。

## ◇主な調査内容

- 所有者について
- 県指定文化財の管理について
- 県指定文化財の修理について※「修理」には、史跡の整備や天然記念物の再生事業も含む。
- 県指定文化財の活用について
- 県指定文化財の防災について
- 県指定文化財のこれからの継承について

## ◇回答数等

	種別	送付数	回答数	回答率
	1年 カリ	(調査票ベース)	(件)	(%)
1	建造物	37	28	75. 7%
2	美術工芸品	148	103	69.6%
3	無形文化財	3	3	100.0%
4	有形民俗文化財	6	6	100.0%
5	無形民俗文化財	22	16	72. 7%
6	史跡、名勝	22	21	95. 5%
7	天然記念物	49	42	85. 7%
	合 計	287	219	76.3%

# 〇 市町村に対する調査

◇調査対象

市町村 35件

◇調査時点

令和2年(2020年)10月1日

◇調査方法

各市町村に対して電子メールで調査様式 (エクセルデータ) を送付し、 期限までに回答を得た。

# ◇主な調査内容

- 市町村の文化財行政の現状について
- 文化財に関する計画等について
- 県指定文化財の所有者等との関係について
- 文化財の調査について
- 文化財の管理について
- 文化財の修理について

※「修理」には、史跡の整備や天然記念物の再生事業も含む。

- 文化財の防災について
- 文化財を取り巻く環境について
- 市町村の独自の取組について
- 県に期待すること

## ◇回答数等

35件 (100%)

# 2 文化財を取り巻く現状と課題

ここでは、本県の文化財を取り巻く現状と課題について、項目別に整理します。なお、文化財の種別ごとの現状と課題は、資料編に附します。

## (1) 文化財を継承する基盤に関する現状と課題

### ① 継承の担い手に関する現状と課題

これまで多くの文化財は、寺院や神社、家、あるいは地域コミュニティそれぞれの中で、地域住民の協力を得ながら継承されてきました。しかしながら、近年は、少子高齢化等の影響から無住の寺や神社が増加し、旧家が空き家になるなど、その継承の基盤が揺らいでいます。また、地域において文化財の継承の中心となってきた住民が高齢化し、文化財を継承する担い手が減少しています。

一方で、文化財によっては、その文化財が所在する地域の住民の興味、関心や理解が十分ではないものの、所在する地域の外に高い興味関心を持っている人がいる「関心のドーナツ化現象」が発生している場合があります。また、地域の魅力を伝える文化財であるにもかかわらず、一部の住民のみに継承が委ねられてしまっている場合もあり、地域全体での担い手の育成が課題となっています。

また、地域の歴史や文化に興味や関心を持つ大学生など外部の方々は有力な担い手として期待されていますが、大学卒業後も継続して活動に関わることが難しい場合もあり、担い手としての定着にはつながりにくいことが課題です。

県実態調査では、無形民俗文化財の保存会の9割以上が「後継者の確保」が 課題と回答しました。特に民俗芸能などの場合、担い手を育成するためには子 どもの時から親しむ機会をつくることが重要ですが、学校の統廃合等により地 域学習の機会が失われる場合があるなど、子どもが地域の歴史や文化に触れる 機会が減少しています。

◆図9 文化財の継承に当たっての課題(県指定無形民俗文化財保存会の回答) ※回答数16件(複数選択可)

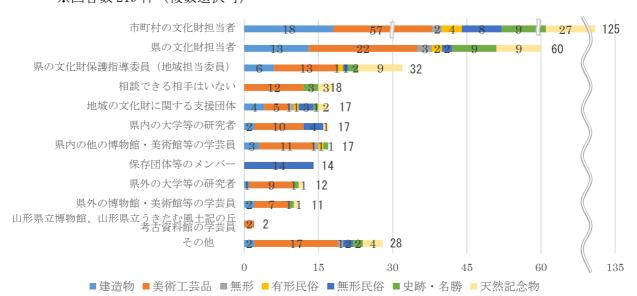


### ② 継承のための連携に関する現状と課題

文化財の継承に当たり、所有者等だけで課題や悩みを抱えて解決策が見出せない場合が多くあります。

県実態調査では、所有者等の約6割が市町村の文化財担当課を、約3割が県の文化財担当課を、「心配や困り事、疑問がある場合の相談相手」と回答していましたが、「相談できる相手はいない」という回答もあり、孤立している所有者等がいることも明らかになりました。

◆図 10 心配や困り事、疑問がある場合の相談相手(県指定文化財所有者等の回答) ※回答数 219 件(複数選択可)

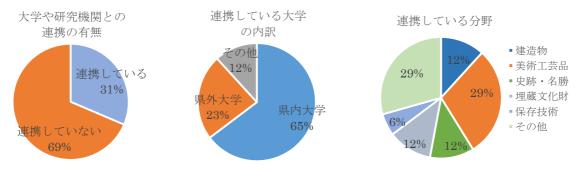


県では、山形県民俗芸能懇話会を開催することで、民俗芸能団体間の緩やかなネットワークによる情報共有と課題解決を促しています。

また、県実態調査では、約3割の市町村から調査の実施などで大学等研究機関と連携しているとの回答があり、県内外の幅広い大学等研究機関との連携が行われていました。

さらに、大学等研究機関だけでなく、地域住民による郷土史研究会が、地域 に存在する文化財の総合的把握を行うために大きな役割を果たしているとの指 摘もありました。

◆図 11 市町村における大学等研究機関との連携状況(市町村の回答) ※回答数 35 件(複数回答可)



一方で、それぞれの市町村で行われている有効な取組みが、市町村間で十分に共有されていない場合も多く、効果が限定的になってしまっていることも課題として指摘されています。例えば、茅葺屋根の継承については、多くの市町村で以前からの課題となっていますが、一つの市町村が単独で取り組むにはコストを要することなどから、このような課題に対し、県が広域的な取組みを後押しする必要があります。

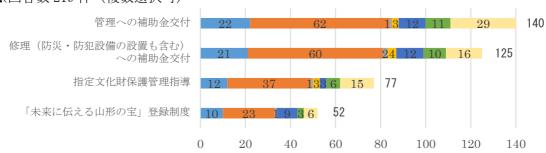
### ③ 継承に係る費用に関する現状と課題

文化財の維持管理や修理等に当たっては、多額の費用を要する場合も多く、 所有者等が資金を確保できないため、文化財の継承が適切に図られない場合が あります。

県は、国及び県指定文化財の維持管理や修理等に係る費用に対して補助を行い、所有者等の負担軽減を図ってきました。市町村の多くも、域内の文化財の保護の観点から随伴して補助を行っています。修理等を要する文化財は多数あり、また、修理等に多額の費用を要する場合も多いため、文化財の修理等に対して県及び市町村が必要な予算を確保することは非常に重要です。

◆図 12 今後も続けてほしい県の取組み(県指定文化財所有者等の回答)





■建造物■美術工芸品■無形■有形民俗■無形民俗■史跡・名勝■天然記念物

特に、建造物や美術工芸品の有形文化財については、「自分の代は守っていくが、子どもにそれは求められない」という所有者の声もあり、所有者等が県や市町村に対して寄贈の意向を示す場合がありますが、県や市町村にとって価値の高い文化財であっても、財政状況等により県や市町村が受け入れられない場合には、行き場を失ってしまうことがあります。また、県や市町村が寄贈を受けた場合でも、財政状況等により適切な保存や活用に至らないこともあり、大切に受け継がれてきた貴重な文化財を確実に継承するための費用負担の在り方を検討することが急務となっています。

### (2) 文化財の保存に関する現状と課題

#### ① 調査に関する現状と課題

県内における文化財の把握を行うための総合的な文化財調査としては、県が昭和25年(1950年)から昭和58年(1983年)にかけて各種別・テーマごとに実施した「山形県文化財調査」や、昭和60年(1985年)に実施した「山形県無

形民俗文化財調査」などの調査があり、いずれも冊子や報告書等が刊行されています。

また、市町村でも、域内の文化財の悉皆調査や市町村史編纂事業による調査のほか、個々の文化財の学術的価値を明らかにするための調査などが活発に行われています。県実態調査では15市町村が文化財調査を実施しており、また、10市町村が今後実施を予定しています。

#### ◆図 13 市町村における文化財調査の実施状況



このように、県及び市町村において、それぞれ文化財調査が実施されてきましたが、本県に残る多数の文化財や本県の歴史文化の深さや多様性を鑑みると、これまでの調査だけでは十分ではないと考えられます。近年の文化財の対象の広がりや最新の学術研究の進展を反映し、悉皆的・総合的な調査及び個別の文化財調査を進める必要があります。

### ② 指定に関する現状と課題

これまで、文化財の指定について、県では、平成 6 年度から平成 22 年度までは、県文化財保護審議会の各担当委員から提案された指定候補を  $A\sim D$  ランクに分類し、A ランクから順次指定してきました。また、平成 23 年度から令和 2 年度までは、 $B\sim D$  ランクを廃止し、A ランクと A ランク候補に分類して順次指定してきました。

こうした文化財の県指定の進め方について、指定候補としてランク付けされてから、長年、指定又は候補除外にならないものもあり、ランク制度が機能的に働いていないことが課題となっていました。また、県内の文化財を幅広く調査して、候補として把握できていないため、指定された文化財に地域や種別の偏りが生じていることも課題となっています。

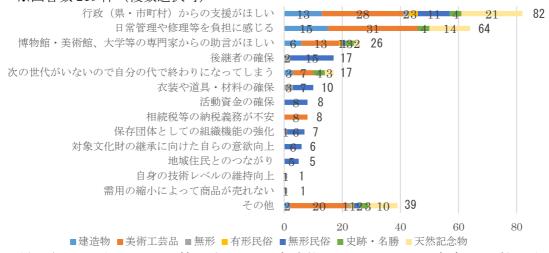
#### ③ 維持管理に関する現状と課題

文化財を確実に継承していくためには、所有者等による日常の適切な維持管理が非常に重要です。文化財の維持管理は、所有者等の義務とされていますが、県実態調査では、所有者等の多くが日常の維持管理に負担を感じていることが明らかになりました。多くの市町村から、所有者等との関係において、維持管理に不安を感じているとの回答がありました。

また、県や市町村が所有者等から維持管理に関する専門的・技術的な相談を 受けても、専門的な知識の不足などから、指導・助言できない場合があること も課題の一つとなっています。 さらに、指定文化財については、法や条例に基づく所有者変更届や所在場所変更届等の維持管理に関する必要な手続きについて、所有者等が十分に理解していない場合もあり、世代交代等による相続時に文化財に関する届出が忘失され、そのまま所在不明になる事案が多く発生しています。

◆図 14 文化財の継承にあたっての課題(県指定文化財の所有者等の回答)

### ※回答数 219 件 (複数選択可)

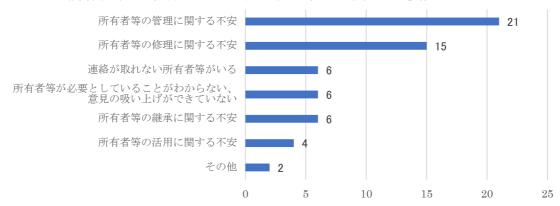


種別毎に現状と課題を整理すると、建造物については、所有者の半数以上が「日常管理や修理を負担に感じる」に回答していますが、これは、日常の維持管理に多額の費用の負担が伴うことが要因と考えられます。

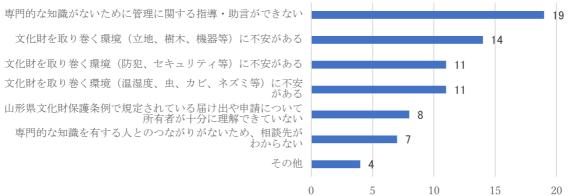
美術工芸品については、温湿度や光の影響を受けやすいため、保存環境に留意する必要がありますが、適切な環境での保存が難しい場合があります。また、保管施設の防犯・防災設備の設置・更新や耐震化等のハード面の整備が未整備の場合も多い状況です。

無形民俗文化財については、その保存会の半数から「活動資金の確保」が継承に当たっての課題であるとの回答がありました。





## ◆図16 文化財の管理に関する課題(市町村の回答) ※複数選択可



# ④ 修理等に関する現状と課題

国及び県指定文化財については、所有者等をはじめ国、県、市町村によって、修理や防災設備の整備・更新、土地の公有化など保存に関する取組みが行われてきました。

しかしながら、指定文化財であっても、適切な周期での修理等が行われず、 修理等が必要なものが多数確認されています。修理等が進まない理由として、 所有者等の費用の負担が大きいこと、所有者等が修理をすべき時期かどうかの 判断ができないこと等が挙げられているほか、県及び市町村の予算が十分に確 保されていないことも指摘されています。

### ◆図17 修理に関する課題(市町村の回答) ※複数選択可



そのため、県では、令和3年度から「県指定文化財保存実態調査」<sup>9</sup>として、 県指定文化財の損傷状態を調査し、修理の必要性・緊急度を判断することで、 県及び市町村、所有者等が修理費用の準備も含めて計画的に修理を進める取組 みに着手しています。

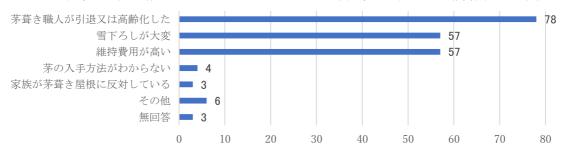
一方で、伝統的な建物等の減少に伴い、その需要が低下しているため、文化 財の維持や修理に必要な伝統的技術、原材料、道具などが消滅・衰退の危機に あります。中でも、茅葺技術については、継承の危機にあることが指摘されて おり、平成25~26年度に県教育委員会が実施した調査<sup>10</sup>によると、県内の茅葺 職人は41名しかいませんが、茅葺屋根の建築物は718棟(うち指定文化財は53

-

<sup>9</sup> 詳細は48ページ参照。

<sup>10</sup> 一般財団法人山形県建築士会茅葺屋根建造物調査委員会『山形県茅葺屋根建造物継承事業調査報告書』(平成 27 年、山形県教育委員会)による。

- 件)にも上りました。また、その所有者(全160件のうち回答があった110件)からは、職人の不足や高額な維持コスト、茅材の調達困難などの課題が寄せられており、早急な対策が必要です。
- ◆図 18 茅葺き屋根の維持について困っていること(茅葺き屋根建造物所有者の回答)



# ⑤ 史跡・名勝の指定及び整備等に関する現状と課題

史跡・名勝は、広範囲の土地と結びついている文化財であり、指定に当たっては、所有者等の権利が制限されることなどから、指定の同意を得ることが困難な場合があります。また、開発行為からの保護を図るために市町村が土地の買い上げを要する場合、多額な財政負担を伴う場合もあります。

さらに、国指定史跡については、保存活用計画<sup>11</sup>を作成し、保存や整備に関する将来的な方針を明らかにしたうえで整備を行いますが、その後の整備には 10 年以上を費やす大規模な事業となる場合が多く、所有者等及び当該市町村にとって長期にわたる財政等の負担を伴うことが指摘されています。

### ⑥ 無形文化財等の伝承に関する現状と課題

無形文化財や無形民俗文化財は、変容を前提とする生きた文化財と言われていますが、その伝承に当たり、時代背景や社会情勢等に応じて、その変容をどこまで許容していくかは、大きな問題であると考えられます。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、保存団体等が抱えていた様々な問題が顕在化し、その伝承の在り方は大きく揺らいでいます。例えば、感染拡大防止の観点から人が集まったり動いたりすることが難しくなり、練習や発表の機会の大幅な減少のほか、奉納や公演による資金集めが難しくなっています。

県では、令和2年(2020年)10月に国及び県指定の無形民俗文化財の保存団体に対して、その伝承の状況調査を実施しました<sup>12</sup>。その結果、回答を得られた20団体のうち、13団体が令和2年度中に予定していた祭り・行事や民俗芸能の中止を余儀なくされていました。また、実施した7団体のうち、3団体が実施

文化財の保存と活用を進めていくための指針となる基本的な計画。

12 新型コロナウイルス感染症によって、全国的に祭り・行事や民俗芸能等が中止を余儀なくされていることから、県内の状況を把握するために、県及び県指定の無形民俗文化財保存団体(30団体)に対

してその状況を調査したもの。

<sup>11</sup> 保存活用計画とは、所有者等が法に基づき作成するもので、各文化財の個別の状況に応じて、その保存と活用の考え方や所有者等において取り組んでいく具体的な取組みの内容を位置付けた、個々の文化財の保存と活用を進めていくための指針となる基本的な計画。

**<sup>- 29 -</sup>**

日や実施場所を変更し、従来と同様の方法で実施した団体は4団体のみでした。

### (3) 文化財の活用に関する現状と課題

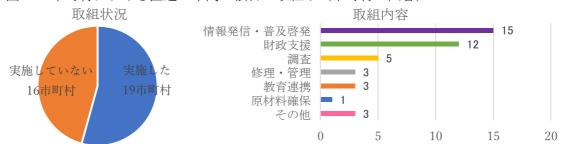
### ① 理解の促進に関する現状と課題

これまで、所有者等をはじめ文化財関係者によって、地域の歴史や文化財の価値の理解を促進する取組みが行われてきました。

県では、埋蔵文化財発掘調査の速報会や市町村施設での出土品展示、埋蔵文化財センターと連携した小学校への出前講座等の普及啓発事業、出土品の貸し出しなど、埋蔵文化財を中心に理解を促進する取組みを行っています。

また、県実態調査では、19 市町村において直近5年間に文化財保護に関する 取組みが行われ、そのうち15 市町村において域内の文化財の一斉公開や講座の 開催などの情報発信や普及啓発の取組みが行われていることが明らかになりま した。

### ◆図19 市町村における直近5年間の独自の取組み(市町村の回答)



しかしながら、県民の文化財に対する関心が十分に高まっているとは言えず、その要因として、文化財を「分かりにくいもの」と受け止め、「自分には関係のないもの」という認識に結び付いているためと考えられます。特に、所有者等の世代交代に当たっては、後継者に文化財についての正しい理解が得られない場合、売却や廃棄につながる恐れもあります。

一方で、「分かりやすさ」を優先することにより、誤解や偽史が独り歩き し、文化財の本質的価値が伝わらないこともあるため、「分かりやすさ」につ いてどこまで許容するか個々の文化財について判断する必要があります。

#### ② 文化財の公開に関する現状と課題

近年、文化財の価値や魅力を地域づくりに活かし、文化財を地域の宝として 位置付け、人々の交流を促す動きが求められています。

文化財の活用については、特に建造物において活発に行われていますが、安全に多くの観光客等の来訪者を呼び込むためには、建築基準法<sup>13</sup>や消防法などへ

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> 国の重要文化財や史跡となっている建造物(建築物)は、建築基準法第3条に基づき、建築 基準法による適用除外となっているが、国の登録有形文化財や県・市町村指定の建造物をはじめ とする歴史的建造物については、活用のための用途変更や改修を行う場合、原則として建築基準 法が適用されます。

の適合が不可欠ですが、そのためには多額の費用がかかる場合も多く、活用を 断念し、そのまま放置されてしまう場合があります。また、社寺建造物への液 体散布、落書きなど文化財をき損する事案が発生しており、防犯設備の整備や 所有者や地域住民によるパトロールなどの活動が求められる場合があります。

また、公開やイベントなどの文化財の活用に関する取組みについては、見学者等の受入体制の整備等に費用の負担を要し、所有者等や地域にとって大きな負担となることがあるため、県や市町村によるサポートが必要とされています。

なお、活用が優先されることによる文化財の劣化が懸念されるなど、保存と 活用の均衡についても留意すべき課題であることが指摘されています。

# ③ 地域づくりや観光振興への活用に関する現状と課題

文化財の活用については、文化財の価値や魅力を多くの人に理解してもらう普及啓発としての活用のほか、文化財を地域の宝として地域づくりへの活用や観光振興のための活用などが行われており、県でも「日本遺産」や「未来に伝える山形の宝」等の取組みを通じて、未指定の文化財を含めた地域の文化財の活用を進めてきたところです。

近年は、歴史的な建造物や町並み、伝統的な行事や祭礼など、地域に古くから伝わる文化財を地域活性化や地域創生、地域経済の活性化などに活用することへの期待が高まっています。

こうした背景の中で、令和2年(2020年)5月1日には、地域の様々な文化 資源<sup>14</sup>を磨き上げることで文化についての理解を深める機会を充実させ、国内外 からの観光客の来訪を促進することにより、文化の振興、観光の振興、地域の 活性化の好循環を生み出すことを目的とした「文化観光拠点施設を中核とした 地域における文化観光の推進に関する法律」が施行され、地域づくりや観光振 興への活用が進められています。

なお、県実態調査では、文化財を取り巻く環境として「観光客が増加しており文化財のニーズが高まっている」への回答は少なく、所有者等は観光分野での文化財の活用への関心の高まりを実感できていない実情にあります(図 2)。

#### (4) 文化財の防災に関する現状と課題

#### ① 平時の対応に関する現状と課題

近年、全国的に地震や大雨、洪水等が頻発していますが、災害は文化財を滅失・毀損させる身近なリスクの一つです。県では、文化庁が策定したガイドライン<sup>15</sup>を踏まえ、市町村文化財主管課や県文化財保護指導委員を通じた所有者等

-

<sup>14</sup> 有形又は無形の文化的所産以外の文化に関する資源のこと。

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> 令和元年9月に文化庁が策定した「国宝・重要文化財(建造物)等の防災対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防災対策ガイドライン」。

への防火・防災への注意喚起や、毎年1月26日に実施している「文化財防火デー」の取組みによって防火意識の啓発に努めています。また、国及び県指定文財の耐震補強や防火・消火設備の設置等に対する補助を行ってきました。

しかしながら、特に県指定文化財の建造物は、防災・消火設備が未設置の施設や、耐震診断を行っていない施設が多数あり、ハード面の備えは十分ではありません。その理由として、それらの対応に多額な経費を要することにより所有者の負担が大きくなることが挙げられますが、建造物の被害は人命にも関わる恐れがあることから、その対策が求められます。

文化財の防災対策については、平時に、どのような文化財が、どこに、どのような状態で所在しているのかを把握することから始まるとされています。しかし、特に未指定の文化財については、その所在と状態の把握が十分ではない場合も多く、そのような文化財が災害の被害に遭った場合、地域の歴史や文化の証左が人知れず失われてしまうことにもつながります。

また、県及び市町村それぞれにおいて、防災・災害対応全体における「文化 財防災」の位置付けが十分とは言えません。

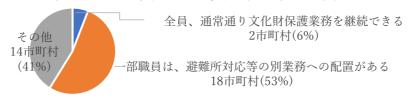
### ② 災害発生時の対応に関する現状と課題

災害が発生した場合、県は「山形県地域防災計画」に基づき、県防災担当部局や市町村文化財行政主管課と連携し、指定文化財を中心に被害状況の把握を行い、指定文化財については文化庁や文化財防災センターと情報共有のうえ対処しています。一方、未指定文化財については、レスキューに関わる民間団体や大学等研究機関との連携による対応が考えられますが、現状ではそのようなネットワークは構築されていません。

また、土蔵などの伝統的建造物の中には、古文書や工芸品、民具等の多種多様な文化財が収められている場合があるため、災害発生時は文化財の種別を超えて関係者が相互に連携することが求められますが、そのような連携体制も構築されていません。

県実態調査では、9割以上の市町村から、災害発生時に少なくとも一部の職員は避難所対応等の別業務に従事する必要があり、通常通り文化財保護業務を継続できない、という回答がありました。そのうち約4割の市町村からは「全職員が別業務に従事する可能性がある」との回答があり、災害発生時には県内外の関係者が連携し、市町村の文化財保護業務をサポートする必要があります。

#### ◆図 20 市町村における災害発生時の状況(市町村の回答)



※「その他」は、いずれも「全職員が別業務に従事する可能性がある」との趣旨の回答。

# ≪コラム≫ 山形県の指定等文化財の概要 (2) ~地域ごとの特徴~

県内各地域における指定文化財等の分布状況や特徴を紹介します。

#### 〇村山地域

国指定等文化財は県全体の約32%、県指定等文化財は約39%と、いずれも4地域のうち最も多くを占め、また、市町村指定等文化財も約34%と、庄内地域に次いで多くなっています。

国・県・市町村指定等文化財の種別毎件数では、他地域と同様に美術工芸品が最も多く、630件が分布し、また、他の地域と比べて建造物が多いことが特徴です。







#### 〇最上地域

国指定等文化財は県全体の約5%、県指定等文化財は約3%、また市町村指定等文化財 も約6%と、いずれにおいても4地域のうち最も少ない割合となっています。

国・県・市町村指定等文化財の種別毎件数では、他地域と同様に美術工芸品が最も多く、66件が分布していますが、史跡・名勝・天然記念物が60件と、美術工芸品と史跡・名勝・天然記念物がほぼ同数で分布していることが特徴です。



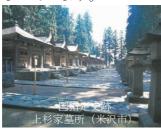




# 〇置賜地域

国指定等文化財は県全体の約23%、県指定等文化財は約22%と、4地域のうち村山地域及び庄内地域に次ぐ割合となっています。また、市町村指定等文化財は約17%と若干割合を落としますが、地域別割合としては庄内地域、村山地域に次ぐ割合となっています。

国・県・市町村指定等文化財の種別毎件数では、他地域と同様に美術工芸品が最も多く、284件が分布しています。また、当該地域内における史跡・名勝、天然記念物の割合が高くなっています。







### 〇庄内地域

国指定等文化財は県全体の約40%、県指定等文化財は約36%と、村山地域に次いで多くを占め、また、市町村指定等文化財は約43%と4地域のうち最も大きな割合を占めています。

国・県・市町村指定等文化財の種別毎件数では、美術工芸品が854件、史跡・名勝・天 然記念物が172件と、4地域のうち最も多くを占めています。

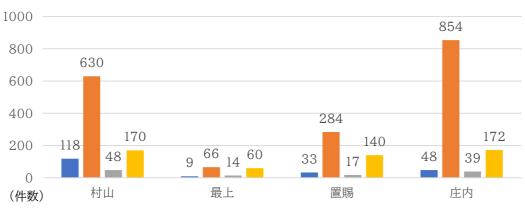




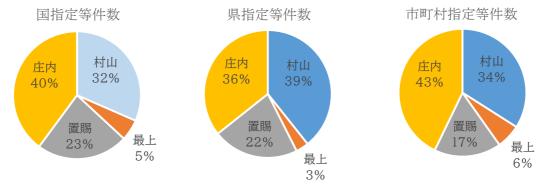


◆図 21 地域ごとの国・県・市町村指定等文化財の分布(令和3年(2021年)10月1日現在)

■建造物 ■美術工芸品 ■無形民俗文化財 ■史蹟名勝天然記念物



◆図22 地域ごとの国・県・市町村指定件数の割合(令和3年(2021年)10月1日現在)



# 第3章 全体理念~山形県が目指すべき文化財の保存と活用の姿~

# 1 全体理念

前章で述べた現状と課題を受け、今後、本県の文化財の保存と活用における目指 すべき姿は、次のとおりです。

# 文化財は未来に伝える地域の宝 ~保存と活用の好循環によって文化財を確実に次世代へ継承する~

本県には、各地に地域の歴史や文化を伝える文化財が数多く存在しています。これらは持続可能な地域づくりを進めていくうえにおいて、「地域の宝」として人と人とを結び付ける拠り所となるものであり、確実に次世代へ継承していく必要があります。しかしながら、先に述べたとおり、県内の文化財の継承には多くの困難な課題に直面しており、関係者の連携のもと、解決に向けた一刻も早い対応が求められています。

文化財を次世代へ継承するためには、まずは県民一人ひとりが、地域に広く存在している文化財に目を向けてその価値に気づき、文化財が有している価値や魅力を理解することが大切です。そして、それぞれの地域の住民の間で「文化財はこの地域の現在や未来にとってなくてはならないもの」という共通理解が生まれることによって、地域が一体となった継承への機運が高まることが重要です。また、行政は、関係機関との連携のもとに実施した調査に基づき、身近な地域の由来や個々の文化財の結びつきをテーマやストーリーとして発信するなど、地域住民が文化財の価値や魅力を理解できるよう、丁寧にサポートする必要があります。

地域住民の間で文化財の価値や魅力に対する共通理解が生まれることにより、修理などの取組みが行われ、適切な保存につながります。健全な状態になることにより高まる文化財の価値や魅力を、さらに多くの人々や子どもたちに知ってもらうため、様々な活用を行うことで、その文化財にさらに新たな歴史が刻まれ、地域によって文化財が育まれていきます。

このように、保存と活用の取組みを繰り返し行うことにより、保存と活用の好循環が生み出され、文化財は次世代へ確実に継承されます。また、文化財の保存と活用の取組みを通して、県民一人ひとりが地域の魅力を認識し、郷土愛が育まれ、さらに深まることを目指します。

# 2 全体理念を支える視点

前章の現状と課題を受け、本県における文化財の保存と活用の全体理念を支える 2つの視点を示します。

### 【視点1】 地域全体での継承の視点

文化財はそれぞれが個々で存在しているのではなく、人や自然との関わりの中で生まれ育まれてきました。豊かな山々や河川、海などの自然環境のもとで営まれた生活の中で人々の信仰が生まれ、祈りを捧げるための寺社や彫刻等が造られ、生業を通して歴史的な町並みが形成され、そこでは民俗芸能や郷土食等が生み出されてきました。このように、地域に伝わる文化財は、それぞれの地域との有機的なつながりを持ちながら存在しています。

地域の人々も、文化財が育まれてきたこのような地域のつながりの中に存在しており、それぞれが「わたしたちの文化財」として捉えることにより地域との結びつきを強く意識し、県民一人ひとりが主体的に地域の文化財の継承活動に参画することが大切です。

こうした継承活動に子どもたちも積極的に参加することで、子どもたちも文化財 への理解が深まり、未来の担い手の育成に加え、子どもたちの郷土を愛する心、地 域を大切にする意識の醸成にもつながります。

# 【視点2】 関係者による連携の視点

文化財の継承については、これまでは所有者等が文化財の継承の主体でしたが、 所有者等だけでなく、県、市町村、所有者等、大学等研究機関、修理技術者、地域 住民などの文化財関係者が、日常的に連携して継承活動に取り組むことが大切で す。

また、文化財を継承するために大切なことは、文化財は地域の基盤であり、県民一人ひとりにとって身近な存在であるという理解の定着であり、そのためには、文化財分野だけでなく、観光や教育、産業、地域づくり、農業などの様々な分野の関係者と積極的に連携する視点が重要です。文化財を知り、文化財に触れるための入り口をより広く確保し、多くの人々が文化財の価値や魅力を知ることにより、相互に様々な新しい価値や効果が生み出されることが期待されます。

# 第4章 基本方針の展開

前章の全体理念を実現するため、今後、次の4つの基本方針に基づいた文化財の 保存と活用を目指します。併せて、基本方針を踏まえ、県による主な取組みを示し ます。

# 基本方針 1 みんなで文化財を守り伝えるための基盤の強化

文化財の保存・活用を推進するに当たっては、担い手の確保や持続的な取組みの 実施などがその基盤となります。今後、本県においては一層の少子高齢化や人口減 少の進行が見込まれており、文化財を確実に継承していくため、それらの基盤をさ らに強化していく必要があります。

# 《1-1》担い手の育成

少子高齢化や人口減少が進行する中で、文化財を次世代へ確実に継承していくためには、文化財の担い手の確保が急務となっています。文化財の担い手の育成に当たっては、所有者等だけでなく、地域住民や興味・関心のある方々が地域の文化財の継承活動に主体的に関わることが重要です。そのため、文化財の継承活動を地域活動の一環として実施するなど、地域住民をはじめ所有者等以外の方々が文化財に関わる機会や場を幅広く設けることが必要です。

また、学校等との連携により、子どものうちから文化財の継承活動に関わることにより、未来の担い手を長期的に育成することも重要です。

#### 【県の主な取組み】

- 「未来に伝える山形の宝」登録制度による各地域における担い手育成への支援
- 「ふるさと塾」16賛同団体登録促進による子どもの伝承活動の活性化

# 《1-2》地域住民や関係者間の情報の共有

所有者等は、文化財の維持管理や修理など様々な責務を負っており、それらを大きな負担に感じてしまう場合があります。所有者等だけが文化財の継承の重責を負うのではなく、地域住民や継承に取り組む地域の団体などと連携・協力しながら、支援者や理解者を増やし、地域全体で継承することが重要です。そのためには、地域住民等が継承の取組みに参画しやすい体制の整備や同じ文化財種別の所有者等同士が課題や対応策を共有する場の設定などにより、所有者等の継承意欲の向上や効果的な取組みの波及を促進する必要があります。

-

<sup>16</sup> 山形県の将来を担う子供たちが「ふるさと山形」の生活文化や生活の知恵、伝統芸能などの地域文化を学びながら伝承する活動を促すために県教育委員会が実施している取組み。

また、市町村がお互いの取組みや情報を共有できる機会を設けることにより、効果的な取組みの他市町村への波及や、広域的な課題解決を促進する必要があります。

### 【県の主な取組み】

- 「未来に伝える山形の宝」登録制度による地域住民が参画した継承活動への支援
- 県民俗芸能懇話会の開催による情報交換
- 地域別民俗芸能団体懇話会の設立・運営への支援
- 市町村職員を対象とする研修の実施や情報交換の場の確保
- 文化財の所有者等同士の情報交換や交流の機会創出の検討
- 大学等研究機関や関係団体との連携による継承活動の推進

# |《1-3》社会全体で応援する資金確保|

文化財の継承に当たっては、維持管理や修理等に多額の費用を要し、所有者等の大きな負担となる場合が多く、県は継続して、国及び県指定文化財の維持管理及び修理等に係る費用に対して補助を行い、所有者等の負担軽減に努める必要があります。

また、県は所有者等に対して、県内外の企業による各種助成金(企業メセナ)や クラウドファンディングの実施に関する情報提供を行うことで、所有者等自らによ る費用負担軽減への支援を行うことも重要です。

さらに、大切に受け継がれてきた貴重な文化財を確実に継承するために、安定的な資金確保の在り方や希望する方々が文化財の修理等を支援できるような仕組みの構築を検討することも必要です。

### 【県の主な取組み】

- 国及び県指定文化財の維持管理及び修理等に対する補助の実施
- 所有者等による企業メセナ等各種助成金やクラウドファンディングの実施に関する情報提供
- 文化財保護に関する基金やガバメントクラウドファンディングなどの資金調達方 法の検討

# 基本方針2 文化財の確実な保存の推進

文化財を確実に継承するためには、地域にどのような文化財があるか把握し、必要に応じて指定等によって保護を図り、日常の維持管理や修理等の保存の取組みを進めることが重要であり、また、そのための原材料の確保や技術の継承についての取組みも求められています。これら保存のための一連の取組みは、次世代への継承の根幹であり、次の基本方針3を実現するためにも確実に進めていく必要があります。

# 《2-1》文化財の総合的な把握と個別の文化財調査の促進

文化財の確実な継承に当たっては、地域にどのような文化財が存在しているのか、価値の定まっていない未指定文化財も含めて総合的に調査し、文化財の所在やその内容を把握することが必要です。このことは、災害時の迅速なレスキューにもつながるため、過去の調査等で把握された情報についても、必要に応じて再調査を行い、所在や状態等に関する情報を更新していく必要があります。また、近年、文化財の対象は広がっており、それらの価値の総合的な調査も求められています。

また、文化財の保存と活用を進めるためには、調査によって文化財の内容や特徴を把握し、文化財の持つ豊かな価値や魅力を引き出すことが重要です。そのため、個別の文化財の詳細調査を進める必要があります。

なお、調査の実施に当たっては、大学等研究機関や博物館などの専門機関の協力を得ながら連携して取り組むことや、地域で活動している郷土史研究会はじめ、地域住民の幅広い参画や協力を促すことが重要です。

#### 【県の主な取組み】

- 各種別・テーマに応じた県内の文化財調査の実施
- 市町村による地域計画作成に係る文化財の所在確認調査への支援

# 《2-2》調査・研究に基づく指定

文化財が有する価値や魅力を引き出すためには、個々の文化財の調査や研究によって文化財の歴史や特徴を把握し、価値を明らかにすること、さらに、価値が明らかになった文化財は、文化財の種別ごとの基準に則って指定を進めることが必要です。

指定に当たっては、文化財の種別や地域性に偏りが生じないよう留意するとともに、例えばお堂の指定に当たり、建造物としての評価だけでなく、境内地も含めた史跡としての評価も検討するなど、文化財の種別を横断し、総合的に進めなければなりません。

また、既に指定している文化財についても、その後の調査や学術研究に基づき、 必要に応じて追加指定や名称の変更、員数の変更など、指定内容を整理・更新すべ きです。

さらに、指定だけでなく、市町村や地域全体が主体となる伝統的建造物群や文化 的景観などの選定や、国の登録制度など、指定以外の様々な手法を適切に活用する ことも重要です。

#### 【県の主な取組み】

- 県内全域での幅広い調査による適切な指定候補の把握と、文化財の種別ごとの基準に則った指定の促進
- 県指定文化財の名称変更や追加指定などの整理・更新の実施
- 国の指定等への支援
- 国の伝統的建造物群や文化的景観の選定への支援
- 国の登録制度の積極的な活用

# 《2-3》適切な維持管理

文化財を継承していくためには、大学等の研究機関や修理技術者等による専門的な助言等に基づき、適切な保存環境の確保や周辺環境の整備を図るなど、日常の適切な維持管理が重要です。

無居住の施設等に所在する文化財については、盗難被害のリスクが高くなるため、日常の維持管理に加え、防犯設備の設置の促進や警察と連携した防犯対策の強化を図ることが望まれます。

また、文化財の所在不明を防止するため、指定文化財の所有者等は所有者変更届や所在場所変更届など、法や条例に基づいた手続きを遵守する必要があります。

#### 【県の主な取組み】

- 国及び県指定文化財の維持管理に対する補助の実施
- 国及び県指定文化財の防犯設備の設置・更新に対する補助の実施
- ハンドブックの作成や研修会の開催等による市町村や所有者等に対する日常管理 及び各種手続きの周知の検討

### 《2-4》定期的な状態の把握

文化財を確実に継承するためには、定期的に文化財の状態の変化や変容を観察することが重要です。例えば、樹木等は環境変化や病害虫によって急速に枯損が進行することがあるため、生育状況を注視することによって早期に変化を把握することが有効です。なお、その場合、いつ、どのような変化があり、どのような処置を施したのかを継続して記録することも大切です。

また、無形文化財や無形民俗文化財は、そもそも「変容を前提とする生きた文化 財」であり、どのような変容が生じているかを把握することにより、継承の在り方 の検討につながります。

#### 【県の主な取組み】

- 国及び県指定文化財の管理・防災パトロールの実施による管理状況等の把握
- ハンドブックの作成や研修会の開催等による市町村や所有者等に対する文化財の 状態の変化や変容の観察方法の周知の検討

# 《2-5》地域住民との協働等による維持管理

文化財の日常の維持管理については所有者等が行うこととされていますが、所有者等だけの負担とならないように、地域住民による継承活動への参画を促し、地域全体における継承の意欲を高めることが重要です。地域住民が文化財の継承活動へ参画することで、地域の課題や価値の共有に結び付くため、地域社会そのものを持続させるきっかけの一つにもなります。

### 【県の主な取組み】

● 「未来に伝える山形の宝」登録推進制度を通した地域住民の参画による継承活動 の促進

# 《2-6》適切な周期での修理

文化財は幾世代の人々によって修理等が行われてきたことにより、その価値が維持・向上され、今日まで伝えられてきました。そのため、これからも適切な周期で修理等を実施していくことが重要です。また、応急修理を施すことにより一時的に損傷のスピードを緩めるなど、状況に応じた機動的な対応を図ることも重要です。

修理等の方法や内容については、大学等の研究機関や修理技術者等とともに損傷 状態を把握したうえで、科学的根拠に基づいてその方針を検討することが重要であ り、検討に当たっては、これまでの毀損や修理等、公開状況(指定等文化財につい ては現状変更を含む)など、それぞれの文化財が辿ってきた履歴の蓄積が有用で す。

また、最新のデジタル技術によって、それらの履歴をデータベースとして一元化し、個人情報等に留意しながら誰でもアクセス可能な状態とすることは、修理技術の向上だけでなく地域資源の活用にもつながります。

### 【県の主な取組み】

- 県指定文化財保存実態調査の実施による損傷状態や修理歴の把握
- 国及び県指定文化財の修理等に対する補助の実施
- デジタル技術を活用した過去の修理歴等のデータベース化の検討

### 《2-7》修理等に要する原材料及び職人等の確保

文化財の修理等に要する原材料や職人等の確保については、文化財の計画的な修理を進めるうえで全国的に深刻な課題となっており、確保に向けた効果的な方策を検討し、取組みを促進する必要があります。

本県の場合、茅葺き屋根の葺替えに必要な茅材の入手が困難となっており、茅葺き職人も減少しているため、茅葺き屋根の継承が全県的に大きな課題となっています。課題への対応が進まない要因として、コストと労力を要するため一つの市町村では取組みが困難であると考えられることから、市町村域を越えた取組みにより、広域的な課題解決を推進することが一つの方策と考えられます。

# 【県の主な取組み】

- 国の「ふるさと文化財の森」<sup>17</sup>設定への支援
- 茅葺屋根の継承等にかかる広域的な取組みへの支援の検討

# 《2-8》計画的な保存整備等

史跡・名勝などの広範囲の土地が保護対象の文化財は、周辺環境にも注意を払いながら現地における保存整備を行うことが重要です。保存整備に当たっては、保存活用計画を作成し、保存や整備に関する将来的な方針を明らかにしたうえで、整備計画<sup>18</sup>に基づいた整備の実施や、標識や説明板、境界標、囲柵などの必要な設備の設置・更新の実施、発掘調査や文献調査等の成果に基づいた歴史的建築物等の復原を行うことにより、計画的な文化財の本質的価値の維持や理解の向上に努めます。

#### 【県の主な取組み】

- 国及び県指定の史跡・名勝の整備に対する補助の実施
- 国指定文化財の保存活用計画の作成及び国による認定に対する支援
- 県指定文化財の保存活用計画の作成の検討

## 《2-9》人から人への確実な伝承

無形文化財及び無形民俗文化財については、人に付随する「わざ」であり、一度 途絶えてしまうと再び実施することができなくなる場合もあるため、計画的な担い 手の育成が重要です。また、継続していても、内容が簡素化されるなど本来の姿か ら少しずつ乖離する可能性もあるため、その文化財の本質的価値の維持に留意する 必要があります。

また、人と人との接触が避けられない場合が多いため、適確な感染症防止対策が 求められます。

#### 【県の主な取組み】

● 国及び県指定無形文化・無形民俗文化財の伝承活動に対する補助の実施

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup>文化財建造物の保存修理のために必要な木材、檜皮、茅、漆等を産出している産地を、「ふるさと 文化財の森」として設定し、修理の際に「ふるさとの森」の情報を提供することで、保存修理での資 材の安定的な確保を目指した文化庁による取組み。

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup>平成27年(2015年)3月に文化庁が刊行した『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』によると、国指定史跡について、「指定地の本質的価値を保存・継承するために復旧(修理)を行う場合を含め、積極的な活用をも視野に入れて整備を行う場合には、事前に整備計画を策定し、方針・方法、実施の行程等を示す必要がある」とされています。

# 基本方針3 文化財の効果的な活用の促進

文化財の継承に当たっては、効果的な活用<sup>19</sup>の取組みを通して、県民一人ひとりが 文化財の価値と魅力をより深く理解することが重要です。また、文化財の活用を通 して、人々の交流や地域づくり、観光振興につながっていきます。

# 《3-1》地域に残る文化財への理解・認識の促進

民具や古建築など、それぞれの地域の歴史や文化を表す貴重な文化財や文化的所産であっても、身近すぎて認識されないことがあり、廃棄や撤去によって、地域の財産が人知れず失われてしまう恐れがあります。

そのため、公開や研究報告会の開催等の取組みを実施することにより、地域に残る文化財に対する地域住民の理解や認識につなげることが重要です。

また、文化財が地域住民の理解や認識につながりにくいことについては、文化財が「分かりにくい」、「難しい」、「取っつきにくい」ものと受け止められ、文化財を継承する意義が共有されにくいことが、その一因とされています。このことから、学芸員等の専門家等の協力を得て、文化財の価値を分かりやすく伝えることが必要です。地域住民が文化財に親しむ機会を創出し、個々の文化財が持つ価値や魅力の適切な理解や認識につなげることにより、文化財への関心を高めることが重要です。

なお、理解促進のための取組みを実施する場合は、イベント等の一時的なものだけでなく、人々が関わりたくなるような魅力的な展開を見据えて継続的に取り組むことが重要です。

#### 【県の主な取組み】

- 「未来に伝える山形の宝」登録制度による所有者等や地域の継承団体が行う普及 活動への支援
- 「山形県文化遺産を活かした地域活性化事業」<sup>20</sup>による文化財に親しむための取組みへの支援
- 専門家等による解説付きの民俗芸能の上演機会の創出
- 出前授業や発掘調査出土品の活用などによる埋蔵文化財の普及啓発事業の実施
- 県立博物館における企画展や各種講座を通した文化財への理解の促進
- SNS等の活用による分かりやすい情報発信

-

<sup>19</sup> 文化財の活用とは、公開など、文化財の価値や魅力を深く理解するための様々な取組みのことです。

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 本県の有形・無形の多様な文化財を将来にわたって継承するとともに、その活用によって地域活性化に寄与するため、広域的または全県的に活動する各種団体によって構成される山形県文化遺産を活かした地域活性化実行委員会が実施する取組み。

# 《3-2》適切な活用

地域づくりや観光振興に文化財を活かした取組みが活発化していますが、歴史的 建造物の活用に当たっては、建築基準法や消防法などに適合し、安全に多くの来訪 者を迎える体制を整える必要があります。一方で、建築基準法の適用除外<sup>21</sup>を行うこ とで、歴史的な価値を保ったまま活用を促進することも重要です。

美術工芸品及び有形民俗文化財の活用に当たっては、その素材が脆弱な紙や絹、木材等で構成されていることが多いため、常に毀損等のリスクに留意する必要があり、修理等による健全な状態において、適切な環境のもと、学芸員等の専門家の協力を得ながら適切に取り扱う必要があります。

また、数年ごとの頻度で開帳する秘仏や、特定の寺社の構成員による信仰対象物、特定の家に伝わる宝物や所有物など、受入体制や防犯上の理由から常時公開が難しいものや慎重な対応が求められるものがあることにも留意する必要があります。

#### 【県の主な取組み】

- 歴史的建造物の活用に係る建築基準法適用除外に関する情報提供等
- 美術工芸品及び有形民俗文化財の公開等に係る留意事項の周知
- 専門家や専門機関の連携のもと、適切な活用に係る専門的・技術的な支援の実施

# 《3-3》文化財の活用による人々の交流

建造物や史跡については、本来の歴史的用途の維持が困難な場合、別の用途への 転用によって人々の交流の創出に資することも期待されています。

例えば、土蔵を映画の上映や朗読会、音楽会、写真展などの文化芸術活動の場として活用することにより、人々の交流の場としての新たな価値が創造され、また、カフェやレストランへの転用によって人々が集う場として交流が生まれるほか、恒常的な雇用などの経済効果にもつながります。規模の大きな建築物や史跡等の不動産系文化財は、ユニークベニュー<sup>22</sup>やイベント会場として利用することにより、様々な地域や世代の交流も期待されます。

#### 【県の主な取組み】

- 歴史的建造物における文化芸術活動の実施や活用事例の周知
- 歴史的建造物をカフェやレストランなどへの転用事例の周知

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> 市町村が定める条例によって現状変更の規制や保存のための措置を講じたものについては、 建築審査会の同意を得て特定行政庁が指定した建造物は適用除外とできることが建築基準法に定 められています。

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> ユニークベニューとは、博物館・美術館、歴史的建造物、神社仏閣、城郭、屋外空間(庭園・公園、商店街、公道等)などで、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のことです。

# 《3-4》文化財を活用した地域づくりや観光振興

文化財の活用については、これまで主に行われてきた鑑賞や研究成果の公表等の「公開による活用」だけでなく、観光振興やまちづくり、産業振興等の「地域づくりへの活用」への期待が高まっています。

文化財の所有者等に加え、地域住民や観光、まちづくり関係者等が連携しながら 文化財の活用の取組みを進めることにより、文化財の正しい価値の理解、地域への 愛着、文化財継承の担い手・当事者としての意識の醸成等につながります。また、 誘客の拡大や収益の増加等による地域経済の活性化の成果が、文化財の保存や継承 に還元されるという、文化財の保存と活用の好循環の創出も期待されます。

#### 【県の主な取組み】

● テーマやストーリーによる歴史文化の魅力発信の促進

# 基本方針4 災害への対応力の強化

令和元年(2019年)の山形県沖地震や令和2年(2020年)7月豪雨など、近年、 県内でも大規模な自然災害が頻発しており、人命や家屋等だけではなく、文化財に も様々な被害が生じています。

災害が発生した場合には、人命の救助や家屋・農産物等への被害の防止だけでなく、文化財の防災対策を講じる必要があり、平時から関係者間での連携を図りながら、災害への対応力の強化に取り組む必要があります。

# 《4-1》文化財防災の必要性の周知

文化財を災害から守るためには、第一に所有者等の文化財の防災に関する意識を 高めることが重要であり、日頃から文化財防災の周知に関する取組みを継続的に進 めることが必要です。

### 【県の主な取組み】

- 「山形県地域防災計画」及び「事前防災及び減災等のための山形県強靭化計画」 への文化財防災の位置付けの整理
- ハンドブックの作成や研修会の開催等による市町村や所有者等に対する文化財防 災の普及啓発の検討

# 《4-2》平時からの取組み

文化財を災害から守るためには、文化財それぞれの所在や管理状況を把握したうえでハザードマップ等によりそれぞれの文化財が抱えているリスクを確認し、防災訓練を行うなど平時から維持管理の延長として災害に備えることが必要です。

なお、平時からの文化財防災に関する取組みについては、地域住民の参画を得ながら進めることが重要であり、災害から文化財を守ることだけでなく、地域そのものを持続させる動機の一つにもなります。

### 【県の主な取組み】

- 国及び県指定文化財の管理・防災パトロールの実施による管理状況及びリスク の把握
- 所有者等及び地域住民の参画による「文化財防火デー」等防火訓練の実施促進
- 未指定文化財を含めた文化財の所在場所と管理状況把握の仕組みづくりの検討
- デジタル技術を活用した、ハザードマップや過去の災害歴などによるリスク確認手法の検討
- 未指定文化財も含めた被災資料の一時保管場所候補リスト作成の検討

# 《4-3》ハード面の整備

文化財を災害から守るためには、防災設備の設置・更新、文化財や文化財保管施設の耐震化などのハード面の整備を行う必要があります。また、ハード面の整備に当たっては、それぞれの環境や状況に応じた効果的な対策を検討する必要があります。

なお、建造物や史跡については、災害時に人へ危害を加える可能性があることに 留意する必要があります。そのため、ハード面の整備はもちろん、避難経路の確保 などのソフト面の対策と併せた「人の防災」も重要です。

## 【県の主な取組み】

- 国及び県指定文化財の防犯・防災設備の設置・更新、耐震化に対する補助
- 県指定の建造物の耐震診断の実施の検討

# 《4-4》文化財防災に係る連携体制の構築

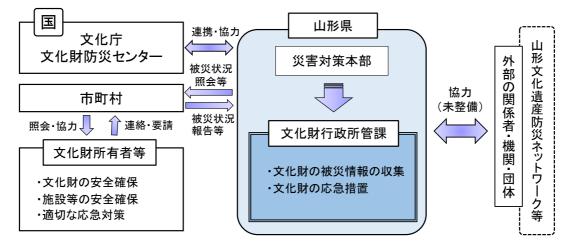
文化財を災害から守るためには、平時から所有者等、県、市町村、大学等の研究機関、博物館・美術館、修理技術者、各種団体などの関係者・機関・団体が防災に関するネットワークを構築することが重要であり、災害時はこれらの連携体制を活用することにより、文化財の救助、救援などを円滑に行うことが可能となります。

また、連携体制の構築に当たっては、寺社や旧家等には文化財がまとまって所在 していることが多いため、古文書、民具、建造物等の各分野の関係者による相互の 連携・協力が効果的であることを考慮する必要があります。

## 【県の主な取組み】

- 文化庁や文化財防災センター、近隣都道府県との連携体制構築の検討
- 山形文化遺産防災ネットワークなどの各種団体との連携体制構築の検討
- 庁内関係部局等との日常からの情報共有
- 被災文化財に対する継続的な支援の在り方の検討

# ◆図 23 山形県内の文化財防災の体制



# ≪コラム≫ 山形県の文化財保護行政の概要 (1) ~適切な周期での修理の促進~

# 県指定文化財保存実態調査

県指定文化財※の損傷状態を調査 (コンディション・チェック) して「文化財カルテ」を 作成し、保存状況の実態を正確に把握することで、文化財の状態を客観的に判断し、適切な 周期での修理を行うことを目的として、令和3年度から実施しています。

調査では、以下の事項を確認し、修理の緊急性・必要性の観点からS・A・B・Cの4段階で判定します。

### ◇基礎調査

- 時代、形態、構造、寸法等の基礎情報の再確認
- 文化財の保存環境の確認
- ◇損傷状態の調査 (コンディション・チェック)
  - 文化財の損傷状態の確認
  - ・文化財の状態及び損傷箇所の撮影による記録
- ※調査の対象となる県指定文化財…建造物、美術工芸品、民俗文化財、天然記念物

# ≪コラム≫ 山形県の文化財保護行政の概要 (2) ~人から人へ伝えるということ~



### 「未来に伝える山形の宝」登録制度

県では、平成25年度から、地域に残る有形・無形の様々な文化財を保存・活用する取組みを「未来に伝える山形の宝」として登録し、それらの取組みを支援しています。

### 〇 制度の目的

文化財の保護を図るとともに、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域活性化や新たな交流 の拡大につなげていくことを目的としています。

#### 〇 「未来に伝える山形の宝」とは

文化財は、指定の有無にかかわらず、先人が大切に守り残してくれた宝物であり、山形県 民として誇れるものを、地域で守り、活用し、未来に継承していこうという思いや活動を含めたものが「未来に伝える山形の宝」です。

### 〇 登録の対象

歴史・文化・自然など共通するテーマで結び付いた複数の文化財により構成されており、 文化財の保存と、地域(歴史的・文化的・自然的な結びつきを有する一定のエリア)における文化財の活用が一体となった取組みを登録します。

◇重点テーマ (最上川の文化遺産)

最上川の文化的景観、自然的特性、歴史的・文化的特性を活かした取組み

◇推奨テーマ

地域の自然及び歴史・文化の特徴や魅力を表しているもの

# 〇 これまでの登録一覧

◇重点テーマ (最上川の文化遺産)

No.	取組みの名称	団体名	構成文化財			
1	最上川における近世舟運文化 黒滝編	黒滝会	・最上川舟運跡(黒滝開削跡と舟道) ・剣先不動尊鰐口 など			
2	最上川・五百川郷の宝物がたり	NPO法人朝日町エコミュ ージアム協会	・佐竹家住宅 ・木造薬師如来立像 ・旧西五百川小学校三中分校 など			
3	< 重要文化的景観> 最上川の 流通・往来及び左沢町場の景観	大江町	・最上川 ・月布川 ・旧最上橋 ・左沢楯山城跡 など			
4	幻想の世界に息づく最上峡の自   然と歴史文化	戸沢村	・最上峡 ・仙人堂 ・幻想の森 ・最上川一夜観音 など			
5	直江石堤と米沢市芳泉町の生 垣・町並み景観	米沢市芳泉町町内会	・六十在家街道両側の石垣、生垣 ・残 存する茅葺屋根民家の町並み景観 など			
6	風水にふれる里 最上川舟運と 清水城址	大蔵村	・清水城跡 ・出羽三山登拝図 ・合海田植え踊り など			
7	最上川が運んだ文化と黒塀の豪 農屋敷群	黒塀のまちなみ保存活用協 議会	・旧柏倉家住宅 ・柏倉惣右衛門家住宅 など			
8	<重要文化的景観> 最上川上 流域における長井の町場	長井市	・旧丸大扇屋 ・總宮神社 など			

推奨フ	まテーマ (地域の自然及び歴史・文化の特徴や魅力を活かした取組み)						
No.	取組みの名称	団体名	構成文化財				
1	出羽の国に華開いた仏教文化 慈恩寺「悠久の魅力」	寒河江市	・本山慈恩寺本堂 ・慈恩寺旧境内 ・慈恩寺舞楽 など				
2	人と農、歴史がまじわる「原 蚕の杜」	新庄市エコロジーガーデン 交流拡大プロジェクト実行 委員会	・旧農林省蚕糸試験場新庄支場 ・原蚕の杜のクワの大木 など				
3	旧矢島街道でつなぐ加無山系 番楽と女甑山の大カツラ	真室川町	・平枝番楽 ・釜淵番楽 ・八敷代番楽 など				
4	「安久津八幡」 ~千年の夢 をつなぐ~	安久津の歴史・文化を守る 会	・八幡神社本殿 ・八幡神社三重塔 ・安久津延年 など				
5	下小松古墳群と希少な自然が 織りなす里山の風景	川西町	<ul><li>・下小松古墳群 ハッチョウトンボ</li><li>・チョウセンアカシジミ など</li></ul>				
6	能と歌舞伎 伝承の里 山五十 川	山五十川古典芸能保存会	・山戸能 ・山五十川歌舞伎				
7	人をつなぎ、文化をつむぐ羽 州街道 楢下宿 金山越	上山市	・羽州街道 楢下宿 金山越 ・旧丹野家住宅 など				
8	置賜地方の草木塔が語りかけ る自然と人間の共生	やまがた草木塔ネットワー ク	・塩地平の草木塔 ・白夫平の草木塔 ・大明神沢の草木塔 など				
9	鳥海山信仰が育んだ蕨岡の歴 史と文化	蕨岡まちづくり協議会	・鳥海山 ・杉沢比山 ・蕨岡延年 など				
10	白竜湖 心の風景を未来へ	南陽市	・白竜湖泥炭形成植物群落 ・新田堤 ・ビッキ石 など				
11	十三峠街道と宇津峠 青苧と イザベラ・バードの道	手ノ子地区協議会宇津峠部 会	・道普請供養塔 ・馬頭観世音碑 ・宇津明神跡 など				
12	城下町の町割り・歴史と文化 そして最上川の景観	酒田市	・總光寺庭園 ・庄内松山城大手門 ・松山能 など				
13	沃野が広がる南山形〜氷河期 から刻む2万年の歴史と恵み の里〜	東北文教大学・南山形地区 創生プロジェクト委員会	・谷柏古墳群 ・津金沢の大スギ ・氷河期の埋没林 など				
14	出羽三山信仰に育まれた歴史 と文化の里 岩根沢	岩根沢地域づくり協議会	・摂社 月山出羽湯殿山三神社社殿 ・岩根沢太々神楽 など				
15	黒沢峠敷石道を未来へ	黒沢峠敷石道保存会	<ul><li>・敷石道 ・一里塚</li><li>・古屋敷(峠の茶屋) など</li></ul>				
16	600 年以上の歴史と文化を持 つ中世城下町の面影偲ぶ街並 み	高擶地域づくり委員会	・清池の石鳥居 ・安楽寺の山門 ・高擶聖霊菩提獅子踊り など				
17	笹野観音堂と西国三十三観音 歴史と伝統の息づく里	ささの里づくり推進協議会	・笹野観音堂 ・笹野西国三十三観音 ・笹野観音堂関連伽藍群 など				
18	東北の熊野信仰を後世へ〜百 年の想いを、次の百年に〜	太々神楽奉奏百周年記念事 業実行委員会	・熊野神社拝殿 ・二宮神社社殿 ・舞楽及び稚児舞 など				
19	海とともに生きた人々の祈り 〜遊佐町浜通りの漁業・海運 に関わる歴史文化財〜	遊佐町	・鳥海山(鳥海大物忌神社吹浦口ノ宮境 内) ・旧青山家住宅 ・諏訪神社の船絵 馬 など				
20	栄華を誇った谷口銀山 在り し日の情景を後世へ	谷口銀山史跡保存会	・谷口銀山跡 ・鉱石を粉砕する石臼 ・関連墓石 など				
21	萬世大路 山形県の近代化の 礎となった明治日本における 最先端の土木産業遺産	歴史の道土木遺産萬世大路 保存会	・萬世大路(栗子隧道、滝岩上橋、石積み の遺構含) ・栗子隧道碑記 など				
22	「東根の大ケヤキ」が見守る 古の郷	一般社団法人 東根市観光物 産協会	・東根の大ケヤキ ・神輿 ・梵鐘 ・若宮八幡神社太々神楽 など				
23	黒森地域住民のくらしととも に伝承されてきた「黒森歌舞 伎」	黒森歌舞伎妻堂連中	・黒森歌舞伎 ・黒森日枝神社 ・道祖神 ・例大祭 ・寄せ太鼓 など				

### 「未来に伝える山形の宝」ポータルサイト

登録団体の概要や取組状況の情報を広く発信し、文化財に対する県民の理解を 深めるとともに、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域活性化や交流の拡大を図 っています。





### 山形県民俗芸能懇話会

山形県民俗芸能懇話会については、民俗芸能団体の活動状況や意見等を聴取することを目的として平成23年度に開催された「民俗芸能活用推進事業懇話会」を改組し、平成24年度以降、「山形県民俗芸能懇話会代表者会(全体会)」として毎年開催され、県内の民俗芸能団体が抱える課題の情報の共有等が行われてきました。最近は、各地区における若者の参画促進に向けた動きに加え、コロナ禍における練習・公演等の活動方法について情報交換が行われています。

また、平成24~25 年度に「地域別民俗芸能懇話会(地域懇話会)」が県内4地域で開催され、課題解決のための情報共有と地域ごとの緩やかなネットワーク化が図られました。この地域別懇話会開催を契機に、「置賜地区民俗芸能団体懇話会」、「最上地区民俗芸能団体懇話会」及び「村山地区民俗芸能団体懇話会」と3つの地域で地域別の民俗芸能懇話会が組織され、それぞれの地域において、フェスティバルやシンポジウム等の後継者育成や情報発信等を目的とした団体主体の活動が進められています。残る庄内地域においても、民俗芸能団体の緩やかなネットワーク化の必要性について理解が進み、懇話会設立に向けた準備が進められています。

◆図 24 山形県民俗芸能懇話会の模式図

# 山形県民俗芸能懇話会

(各地区代表者2名による構成・平成24年~)

村山地区 民俗芸能団体 懇話会

(令和3年設立)

最上地区 民俗芸能団体 懇話会

(平成26年設立)

置賜地区 民俗芸能団体 懇話会

(平成25年設立)

庄内地区 民俗芸能団体 懇話会 (構想中)

# 第5章 推進体制

# 1 各主体の役割の明確化及び連携による推進体制の充実

本県の文化財の保存と活用を推進していくためには、県民、関係機関・団体、文化財所有者等、県、市町村が、それぞれの立場において連携・協働しながら様々な取組みを進めていく必要があります。

各主体が、次のような役割を果たしながら取組みを進めることにより、県全体の文化財の保存と活用の推進体制の充実を図ります。

## 〇県

県内を広域的にマネジメントする立場として、次の役割が求められます。

- ◇県全域を見渡した文化財の保存と活用に関する施策を立案し、関係他部局と連携のもと、市町村域を越えた広域的な取組みを推進すること
- ◇市町村による地域計画の作成に対する助言や支援を行うこと
- ◇市町村や所有者等に対して、文化財の保存と活用に関する専門的な知見・技術 に基づく指導・助言を行うこと
- ◇市町村や所有者等、教育研究機関等の文化財保護に関わる機関・団体や情報を 繋ぐことにより、文化財の保存と活用の取組みをマネジメントすること
- ◇未指定文化財も含めて地域に存在する文化財を幅広く調査し、把握すること。
- ◇調査・研究に基づき、適切に文化財の指定を行うこと
- ◇指定等文化財について、所有者等による維持管理や修理等に対する効果的な支援を行うこと
- ◇県所有の文化財は、個人や法人等の民間が所有する文化財の模範として、適切 に保存・活用すること
- ◇国や他都道府県と、文化財の保存と活用に関する積極的な情報交換や情報の収集を行い、市町村と情報の共有を図ること
- ◇県立博物館は県内の博物館等の文化財保護の拠点として、調査研究や普及・発信に取り組むこと

#### 〇市町村

文化財の保存と活用の取組みを進める最前線を担う立場として、次の役割が求められます。

- ◇所有者等に最も近い存在として、文化財の保存と活用に関する課題や悩みを共 有し、相談に応じること
- ◇地域の実情に応じた文化財の継承活動を持続的に進めること
- ◇地域に存在する文化財の価値や魅力を地域住民等に分かりやすく伝えること
- ◇未指定文化財も含めて地域に存在する文化財を幅広く調査し、把握すること
- ◇調査・研究に基づき、適切に文化財の指定を行うこと

- ◇指定等文化財について、所有者等による維持管理や修理等に対する効果的な支援を行うこと
- ◇文化財保存活用支援団体の指定や文化財保護指導委員の委嘱などを効果的に用いて、域内の文化財の保存と活用を推進すること
- ◇市町村所有の文化財は、個人や法人等の民間が所有する文化財の模範として、 適切に保存・活用すること

### 〇文化財の所有者等

地域の貴重な宝物である文化財について、必要に応じて保存活用計画を作成するなど、大切に維持管理し、確実に継承することが求められます。なお、継承に当たっては、自身だけでその重責を負わず、県・市町村などの行政機関や有識者、地域住民等と協力することが重要です。

## 〇関係機関・団体

保存会等の文化財の継承活動を行う団体は、その活動の実践による知識や経験を活かし、地域住民等への文化財の普及や魅力ある地域づくりに寄与するとともに、担い手を育成することにより文化財の継承に積極的な役割を果たすことが求められます。

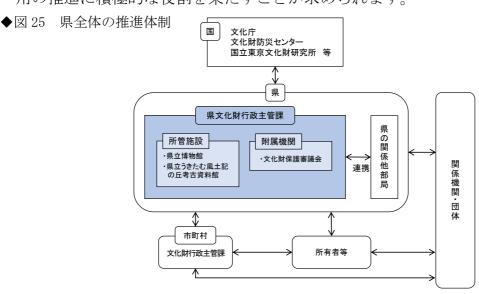
大学等の教育研究機関は、調査研究等の成果を地域に還元するとともに、専門性の高い人材の養成を行うことにより、文化財や地域の歴史文化の継承、発展等に積極的な役割を果たすことが求められます。

小・中学校、高等学校等の教育機関は、授業や課外活動等において、文化財や地域の歴史文化に関する学習や鑑賞の機会の創出に努めることが求められます。

民間事業者等は、文化財や地域の歴史文化についての理解と関心を深め、事業活動や社会貢献活動の一環として文化財の継承活動への参画や、地域づくりへの支援等を通じて、文化財の継承に積極的な役割を果たすことが求められます。

#### 〇県民

地域に伝わる様々な文化財に対する理解や関心を深めるとともに、「自分たちの文化財」として主体的に継承活動に参画することによって、文化財の保存と活用の推進に積極的な役割を果たすことが求められます。



# 2 県の取組方針

県が前項で示した役割を果たすためには、県の文化財行政所管課を中心に、関係部局と連携しながら取り組む必要があります。また、市町村や関係機関・団体との連携、文化庁や文化財防災センター等の国の機関からの指導助言、他都道府県との情報交換等を通じて、広域的な連携体制の構築も必要です。

今後、県は、文化財の保存・活用に係る施策の推進に当たって、以下の事項に留意しながら取り組みます。

### (1) 文化財行政主管課の施策マネジメントカの強化

文化財の保存と活用に関する事務は、観光文化スポーツ部文化振興・文化財活 用課が所管しており、一部業務を教育庁の各教育事務所社会教育課が担っていま す。今後、文化財行政所管課は、県全域を見渡した文化財保護に関する施策の立 案と推進、課題への対応等の企画調整を行ない、県内の広域的なマネジメント力 の強化を図り、各種取組を進めます。

また、県有施設(博物館2施設)と附属機関を所管しています。

### 〇 県有施設

### ◇県立博物館

本館は昭和46年(1971年)に開館し、昭和55年(1980年)に開館した教育資料館を含め、地学、植物、動物、考古、歴史、民俗、教育の分野を対象とした総合博物館として、資料の収集や保管、学術的な調査研究、展示による情報発信等を行っています。なお、本館は築50年を経過し施設・設備の老朽化が進行している他、立地する国指定史跡「山形城跡」の保存整備のため、将来的に現地から移転の必要があることから、移転整備に向けた検討を進めています。

#### ◇県立うきたむ風土記の丘考古資料館

平成5年(1993年)に開館し、重要文化財に指定されている押出遺跡出土品、水木田遺跡出土品をはじめとする多数の考古資料を保管・管理しています。平成18年度からは指定管理者として高畠町が管理運営を行っています。なお、開館から28年が経過し、施設の老朽化も目立ってきていることから、県有建物長寿命化計画に基づき計画的に改修を行っています。

#### 〇 附属機関

### ◇文化財保護審議会

条例第36条の2の8により設置された知事の諮問機関です。各文化財種別に関する専門的な知見を有する学識経験者で構成され、知事の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、答申します。また、必要に応じて、それら事項に関して建議します。

#### ◆表4 県の所掌事務(令和3年度)

役割	担当		所掌事務
所管課	文化振興・文化財活用課	文化財 保存担当	文化財の保存に関すること 埋蔵文化財に関すること 銃砲刀剣類の登録及び製作承認に関すること 県立うきたむ風土記の丘考古資料館に関すること (公財)山形県埋蔵文化財センターに関すること ※文化財保護管理指導のうち地域担当に関する業務を 各地域教育事務所が実施
		日本遺 産・文 化財活 用担当	文化財の活用に関すること 「未来に伝える山形の宝」に関すること 日本遺産に関すること 県内博物館に関すること
県有施設	県立博物館 県立うきたむ風土記の		資料の収集・保管、調査研究、展示・教育普及に関すること 【ホームページ】http://www.yamagata-museum.jp/ 考古資料の収集、保管及び展示に関すること
附属機関	丘考古資料館 文化財保護審議会		【ホームページ】http://ukitamu.pupu.jp/ 文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査 審議すること

### (2) 文化財行政所管課の専門性の確保

文化財の保存と活用に当たっては、文化財の専門的な知識と技術が不可欠ですが、現在、文化財行政所管課における専門職員の配置は埋蔵文化財分野のみであり、各種事業の実施に当たっては、専門的な知見や技術を有する外部有識者の協力を得て取り組んでいます。

国の文化審議会の答申<sup>23</sup>においては、文化財保護業務を知事部局へ移管する際に講ずべき措置として「文化財担当部局への専門的な知見を持つ職員の配置の促進や、配置された職員の専門性向上のための研修などの充実」があり、職員の専門性の確保・向上の必要性が示されています。

また、県実態調査では、今後の県の取組みへ期待することとして、多くの県指定文化財所有者等から「文化財に対する専門的かつ技術的な助言・指導がほしい」への回答があり、また、半数近い市町村からも同様の回答があったほか、自由記述として「県に専門職員を配置し、専門的な指導助言を得たい」との意見もあるなど、職員に対する専門性の確保・向上が求められています。

#### ◆表5 県が実施する事業及び協力者・機関一覧

 事業名
 協力者・機関
 協力内容

 文化財保護管理指導業務
 文化財保護指導委員
 国及び県指定文化財の管理状況の巡回

\_

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> 平成29年(2017年)5月19日付けの文部科学大臣からの諮問に対して、平成29年(2017年)12月8日付けで文化審議会が答申した『文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第一次答申)』による。

県指定文化財保存実態調査	県指定文化財保存実態調 査調査員	県指定文化財の損傷状態等の調査
「未来に伝える山形の宝」 登録推進事業	「未来に伝える山形の宝」 登録審査委員	申請のあった取組みの登録の可否及 び抹消に関することを審査
銃砲刀剣類登録事務	銃砲刀剣類登録審査委員	銃砲刀剣類所持等取締法に基く審査
特別天然記念物カモシカ保 護地域調査	カモシカ保護地域調査指 導委員、カモシカ保護地域 調査調査員	カモシカの保護地域における生息状 況、生息環境等の調査
山形県民俗芸能懇話会	各地域の民俗芸能団体代 表者	民俗芸能に関する課題及び今後の施 策展開への助言

# (3) 県の関係他部局等との連携の強化

文化財行政主管課における文化財の保存と活用に関する施策の推進に当たり、 より効果的、効率的に各種取組を進めるため、関係部局等との連携の強化を図り ます。

◆表6 関係部局等との連携の例(部局・担当課名は令和3年度現在)

分野	部局・担当課	連携内容の例
文化	県民文化館(文化振興·文化財活用 課県民文化館活用推進室)	民俗芸能等の上演機会の確保
観光	観光文化スポーツ部観光復活戦略 課	文化財を活かした観光振興
広報	総務部広報広聴推進課	SNS等を活用した広報 県政広報媒体を活用した広報
人事	総務部人事課	組織体制の充実 専門職員の確保
財政	総務部財政課	予算の確保
公文書管理	公文書センター(総務部学事文書 課)	歴史的公文書の管理及び保存
防災	防災くらし安心部防災・危機管理 課	文化財の防災
自然保護	環境エネルギー部みどり自然課	天然記念物の保護に関する支援
技術支援	工業技術センター (産業労働部商 工産業政策課)	文化財の科学調査に関する支援
建築	県土整備部建築住宅課	建築基準法への対応 建造物の保存修理に関する支援
景観	環境エネルギー部環境企画課、エネルギー政策推進課、みどり自然課 農林水産部農村計画課 県土整備部県土利用政策課、都市計画課、河川課	景観の保全
教育	教育庁生涯教育・学習振興課、義務 教育課、特別支援教育課、高校教育 課 県立図書館(生涯教育・学習振興 課)	社会教育との連携 生涯学習との連携 学校教育との連携 歴史資料の保全
防犯	県警察本部	文化財の防犯

# (4) 県所有の文化財の適切な保存と活用の推進の強化

県が所有する国及び県指定文化財は、建造物3件、美術工芸品11件、史跡2件、天然記念物3件の合計19件です。このほか、国が所有し県が管理している文化財などもあります。

これらの県所有の文化財は、個人や法人等の民間が所有する文化財の模範として、適切に保存・活用していく必要があります。特に、建造物については、県民を巻き込んだ継承活動を展開することにより、シビック・プライド<sup>24</sup>の醸成につながることも期待されます。

# ◆表7 県が所有する国及び県指定文化財一覧

	指定区分	種別	文化財名称	保存・活用の状況
国	国宝	考古資料	土偶 附 土偶残欠 山形県西ノ前遺 跡出土	山形県立博物館において常設展示
	重要文化財	建造物	旧山形師範学校本館	山形県立博物館分館「教育資料館」 として公開、昭和53~57年修理実施
	重要文化財	建造物	山形県旧県庁舎及び県会議事堂	山形県郷土館「文翔館」として公開、昭和 62~平成 7 年修理実施
	重要文化財	考古資料	山形県押出遺跡出土品 附 漆付着土器残欠 彩漆土器 残欠赤漆塗製品残欠	山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館にて保管、平成 10~17 年修理 実施
	重要文化財	考古資料	山形県水木田遺跡出土品 土器・土製品 石器・石製品	山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館にて保管、平成26、28~30、 令和元年修理実施
県	有形文化財	建造物	旧山形師範学校講堂	山形県立北高等学校にて管理
	有形文化財	絵画	油彩山形市街図 高橋由一筆	山形県郷土館「文翔館」にて保管
	有形文化財	考古資料	大之越古墳出土品 一. 刀剣類 一. 鉄片 一. 工具類 一. 土器 一. 馬具類	山形県立博物館にて保管
	有形文化財	考古資料	お花山古墳群出土品 附 鉄鏃残欠 一括 円筒埴輪残欠 一括	山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館・(公財)山形県埋蔵文化財センターにて保管、平成18~23、令和2年修理実施
	有形文化財	考古資料	<ul><li>俵田遺跡祭祀遺構出土品</li><li>附 木製品残欠 一括</li></ul>	(公財) 山形県埋蔵文化財センター にて保管
	有形文化財	考古資料	生石 2 遺跡出土弥生土器	山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館・山形県立博物館にて保管
	有形文化財	考古資料	人体装飾付土器	(公財) 山形県埋蔵文化財センター にて保管
	有形文化財	考古資料	円面硯	山形県立うきたむ風土記の丘考古資 料館にて保管
	有形文化財	歷史資料	羽州川通絵図	山形県立博物館にて保管

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> 単なる「郷土愛」(地域に対する愛着)だけではなく、自分自身が関わって地域を良くしていこうとする、当事者意識に基づく自負心を表します。

\_

民俗文化財	有形	ニセミノ(15点のうち5点)	山形県立博物館にて保管 (10 点は 尚古館 (山形市長谷堂) にて保管)
記念物	史跡	一里塚	_
記念物	史跡	高瀬山古墳	_
記念物	天然記念物	ひとでの化石	山形県立博物館にて公開
記念物	天然記念物	琵琶沼	山形県立博物館にて管理
記念物	天然記念物	ヤマガタダイカイギュウ化石	山形県立博物館にて保管

### (5) 関係機関・団体との連携の強化

文化財は広く県内各地域に分布・存在し、その在り方も多様であるため、指定文化財であっても行政機関や所有者等だけで課題を解決することは困難です。そのため、文化財の保存・活用に関わる関係機関・団体と連携し、対応することが効果的です。

例えば、大学等研究教育機関における歴史学や考古学、美術史学、民俗学、生物学、造園学、建築史学、土木工学等の様々な分野と連携し、それらの最先端の研究成果を活かした取組みを行うことが考えられます。

また、必要に応じて関係機関・団体とスムーズな連携が図られるよう、連携協定の締結等の方法によって日頃から連携体制を構築することも重要です。

## ◆表8 関係機関・団体との連携の例

団体名称	活動内容
公益財団法人山形県生涯学習文化財団	重要文化財「山形県旧県庁舎及び県会議事堂(文翔館)」を指 定管理者として管理運営し、本県の文化の振興を図るための 取組みを行っています。
公益財団法人山形県埋蔵文化財 センター	埋蔵文化財の発掘調査と埋蔵文化財を対象とした普及啓発業 務を行っています。
一般社団法人山形県文化財保護 協会	『羽陽文化』の発行や川崎浩良賞の顕彰により、本県の文化 財保護に関する活動を行っています。
山形文化遺産防災ネットワーク	地域の文化遺産を災害から守るために設立されたボランティア団体で、災害時の文化財保全の呼びかけやレスキュー活動を行っています。
一般社団法人山形県建築士会	「ヘリテージマネージャー養成講習会」を実施し、歴史的建 造物の保存・活用を担う人材の育成を行っています。
伝承文化支援研究センター	祭り・芸能・行事・信仰・生業技術・口承文芸等の伝承文化を 対象に、実践的な支援・協力やその在り方の研究を行ってい ます。
公益財団法人やまがた森林と緑 の推進機構 一般社団法人やまがた樹木医会	県内の樹木の樹勢回復に関する相談に応じています。
国立大学法人山形大学	文化財の保存と活用に関する学術研究と人材育成を担うとと もに、専門的知見や技術的の面から地域社会への支援を行っ ています。
学校法人東北芸術工科大学	文化財の保存と活用に関する学術研究と人材育成を担うとともに、専門的知見や技術的の面から地域社会への支援を行っています。また、「文化財保存修復研究センター」は、東北地方唯一の施設・設備と修理技術者等を有しており、絵画、彫刻、工芸品、歴史資料、埋蔵文化財を対象とした保存修復や保存科学研究を行っています。

## (6) 市町村に対する支援の充実

文化財は、地域に根ざし、地域を母体として育まれてきたものが多いことから、それぞれの地域を管轄する市町村が主体となって取り組んでいく必要があります。そのため、県は、市町村との役割分担を行い、市町村が円滑に取組みを実施できるよう支援していくことが必要であり、以下の支援の充実を図ります。

### ① 広域的な取組みに対する支援

県は、複数の市町村にまたがり広域的に分布する文化財や、テーマで関連づけられる文化財に関する取組みについて、市町村間の連携が促進されるよう支援します。

また、それぞれの市町村において重要な課題として認識されていても、その 性質や規模から一つの市町村では解決が困難な課題について、県が中心となっ て解決のための方策を検討します。

#### ② 人材育成に対する支援

文化財保護行政を担う市町村職員は、様々な文化財を適切に取り扱う必要があり、幅広い知識や技術が求められます。そのため、市町村職員を対象とする研修会を開催するなど、様々な業務に対応できるよう人材育成に対する支援を行います。

研修の実施に当たっては、国の動向や他都道府県の状況、専門的な知識や技術等の情報提供のため、国や他都道府県・市町村、大学等から講師を招聘し、 内容の充実に努めます。

#### ◆表9 県が実施している研修等

分 野	研修名称	内容
全般	山形県文化財保護行政 関係者連絡会	文化財保護行政の取組みや実務上の課題等に関する研修及び意見交換を行い、今後の更なる文化財保護行政 の向上に資することを目的として実施しています。
埋蔵文化財	市町村文化財担当者研修	市町村文化財担当者の埋蔵文化財に関する知識・発掘 調査技術の向上を図ることを目的に講習・実地研修を 実施しています。
博物館	山形県博物館連絡協議 会研修会	県内6地区の会員館持ち回りで博物館活動に資する研修会を開催しています。

#### ③ 関係機関・団体との連携等に対する支援

市町村と関係機関・団体との円滑な連携が図られるよう、県と関係機関・団体 との連携状況の情報提供や、個別の市町村と関係機関・団体との連携調整などの 支援を行います。

また、法で位置付けられている、市町村による文化財保存活用支援団体の指定についても、地域の実情に即した連携が図られるよう助言等を行います。

# 3 大綱に掲げる基本方針の推進

今後、各主体は自らの体制の整備に努めながら、それぞれの役割に応じ、連携を 図りながら大綱に掲げる基本方針に係る取組みを推進していきます。そのため、県 では、大綱の進行状況の把握・確認に努め、また必要に応じて内容の見直しを行い ます。

#### (1) 大綱の進行管理

毎年度、大綱に掲げる基本方針に基づく各種取組の進行状況を把握し、文化財保護審議会へ報告のうえ評価・検証を行うことにより、次年度以降の施策展開に向けた検討につなげます。

なお、文化財保護に関する取組みは、一時的には効果が見えなくとも、継続することにより効果が発揮されることが特徴であり、その効果は数値によって計測できない場合も多いことから、評価・検証に当たっては、中長期的な視点に立ち、定量的及び定性的に行います。

#### (2) 大綱の見直し

大綱の見直しに当たっては、市町村による地域計画の作成状況とその内容を把握することにより、地域の実態に即したものとなるよう十分に配慮しながら、条例第36条の3に基づき、知事が文化財保護審議会に対して変更の諮問を行い、諮問を受けた文化財保護審議会は、文化財保存活用大綱策定作業部会を設置して調査審議し、知事に変更を答申します。

また、大綱の見直しについては、「山形県総合発展計画」の改訂(次回改定は 令和7年(2025年)3月予定)に合わせて5年ごとに行います。

# ≪コラム≫山形県の文化財保護行政の概要(3) ~歴史文化ストーリーを通して地域を元気に~

# 日本遺産



日本遺産とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定する制度です。ストーリーを構成する文化財群を総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、観光振興・地域の活性化を図ることを目指しています。

指定・未指定にかかわらず、様々な歴史文化資源を歴史的・地域的関連性に基づき一定のまとまりとして捉えることで、地域の歴史文化の特徴や価値を分かりやすく発信し、効果的に活用を図ることが可能となります。

県では、日本遺産の認定を契機に、地域の宝として継承されてきた文化財を積極的にPR し、その価値や魅力を一層高め、観光振興や県全体の活性化につながるよう取り組んでいま す

## ◇山形県内の認定状況

ストーリー名	
イトーリー名	につつまれた 2,446 段の石段から始まる出羽三山~
構成自治体	山形県(鶴岡市・西川町・庄内町)
認定年度	平成 28 年度
ストーリー概要	山形県の中央に位置する出羽三山の雄大な自然を背景に生まれた羽黒修験道では、羽黒山は人々の現世利益を叶える現在の山、月山はその高く秀麗な姿から祖霊が鎮まる過去の山、湯殿山はお湯の湧き出る赤色の巨岩が新しい生命の誕生を表す未来の山と言われます。三山を巡ることは、江戸時代に庶民の間で『生まれかわりの旅』として広がり、地域の人々に支えられながら、日本古来の、山の自然と信仰の結び付きを今に伝えています。羽黒山の杉並木につつまれた石段から始まるこの旅は、訪れる者に自然の霊気と自然への畏怖を感じさせ、心身を潤し明日への新たな活力を与えます。  「カード・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン
公式サイト	出羽三山「生まれかわりの旅」推進協議会 https://nihonisan-dewasanzan.jp/

ストーリー名	荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間~北前船寄港地・船主集落~
構成自治体	酒田市・鶴岡市 ほか(16 道府県 48 市町村)
認定年度	平成 29 年度
ストーリー 概要	日本海や瀬戸内海沿岸には、山を風景の一部に取り込む港町が点々とみられます。 そこには、港に通じる小路が随所に走り、通りには広大な商家や豪壮な船主屋敷が建っています。また、社寺には奉納された船の絵馬や模型が残り、京など遠方に起源がある祭礼が行われ、節回しの似た民謡が唄われています。これらの港町は、荒波を越え、動く総合商社として巨万の富を生み、各地に繁栄をもたらした北前船の寄港地・船主集落で、時を重ねて彩られた異空間として今も人々を惹きつけてやみません。

公式サイト

北前船日本遺産推進協議会 https://www.kitamae-bune.com/



ストーリー名	サムライゆかりのシルク日本近代化の原風景に出会うまち鶴岡へ
構成自治体	鶴岡市
認定年度	平成 29 年度
ストーリー概要	山形県鶴岡市を中心とする庄内地域は、旧庄内藩士らが刀を鍬に替え、庄内一円からの支援を受け開拓した松ヶ岡開墾場の日本最大の蚕室群をきっかけに、国内最北限の絹産地として発達。今も養蚕から絹織物までの一貫工程が残る国内唯一の地です。また、鶴岡市には、松ヶ岡以外にも六十里越古道沿いの田麦俣集落に、暮らしや養蚕などが一つの建物にまとまった四層構造の多層民家が現存し、さらに、国内ではここだけの精練工程が明治時代創業の工場で行われるなど、地域を挙げて、絹産業の歴史、文化の保存継承と、絹の文化価値の創出にも取組んでいます。 鶴岡を訪れると、先人たちの努力の結晶である我が国近代化の原風景を、街並み全体を通じて体感することができます。
公式サイト	鶴岡「サムライゆかりのシルク」推進協議会 PAP PAP PAP PAP PAP PAP PAP PAP PAP PA

ストーリー名	山寺が支えた紅花文化
構成自治体	山形県(山形市・寒河江市・天童市・尾花沢市・山辺町・中山町・河北町・大石田町・白鷹町)
認定年度	平成 30 年度
ストーリー 概要	鬱蒼と茂る木々に囲まれた参道石段と奇岩怪石の景勝地「山寺」。この山寺が深くかかわった紅花栽培と紅花交易は莫大な富と豊かな文化をこの地にもたらしました。石積の板黒塀と堀に囲まれた広大な敷地を持つ豪農・豪商屋敷には白壁の蔵座敷が立ち並び、上方文化とのつながりを示す雅な雛人形や、紅花染めの衣装を身に着けて舞う舞楽が今なお受け継がれ、華やかな彩りを添えています。この地の隆盛を支えた山寺を訪れ、今も息づく紅花畑そして紅花豪農・豪商の蔵座敷を通して、芭蕉も目にした当地の隆盛を偲ぶことができます。
公式サイト	「山寺と紅花」推進協議会 https://yamadera-benibana.jp/

# おわりに

# 1 市町村による地域計画の作成の推進

大綱は、本県の文化財の保存と活用の方向性を示すものであり、文化財が確実に継承されるためには、それぞれの市町村による各地域や所有者等の実態に則したきめ細かな取組みが不可欠です。また、それらの取組みは一時的・一過性のものではなく、中長期的な展望のもと、創意工夫による改善を行いながら安定的・継続的に実施されることにより真に効果を発揮します。

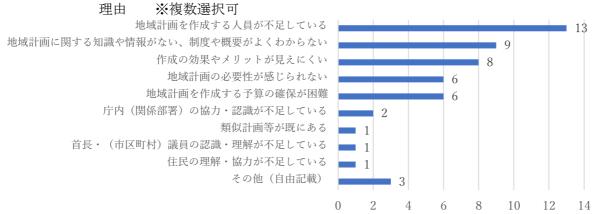
そのためには、市町村が大綱を勘案した上で、それぞれの市町村の総合発展計画等のマスタープランに則った地域計画を作成することにより、文化財保護行政の中長期的な展望を示し、地域の実情に応じた取組みを展開することが望まれます。

しかしながら、令和3年(2021年)5月に文化庁が実施した調査<sup>25</sup>では、約6割の市町村が「地域計画の作成を検討する予定はない又は検討済みで作成しない」と回答しており、その理由としては、「地域計画を作成する人員が不足している」の回答が最も多くなっています。

◆図 26 地域計画の作成予定についての市町村の回答



◆図 27 「地域計画を検討する予定はない又は検討済みで作成しない」と回答した市町村の



県は、市町村による地域計画の作成が促進されるよう、適時、的確な情報提供を はじめ、文化庁との調整や助言等の支援を行います。また、小規模市町村について は、複数の市町村の合同による作成を促すなど、積極的な支援に努めます。

\_

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> 令和3年5月現在で文化庁が実施した「令和3年度文化財保存活用地域計画に係るアンケート」による。

# 2 次世代への継承に向けて

県内に伝えられてきた数多くの文化財は、それぞれの土地に根ざし、長年にわたって育まれてきたものであり、本県の豊かな歴史や文化を表しています。

また、所有者等を始めとして、幾世代を超えて多くの人々が不断の努力によって 守り伝えてきたからこそ、今を生きる私たちも貴重な文化財を目にすることができ ていることを忘れてはなりません。私たちは、こうした先人たちの想いと行動を受 け継ぎ、「山形らしさ」の源である文化財を、しっかりと未来へつなげることが求 められます。

しかしながら、現在、文化財を取り巻く環境はかつてないほど厳しくなっています。特に、急速に進行している過疎化や少子高齢化によって、これまで文化財を守り伝えてきた地域社会、寺社や旧家、郷土史家などの様々な基盤が大きく揺らいでいます。また、私たち一人ひとりの生活を顧みても、多様なライフスタイルと価値観があり、世代間でも行動や思考は異なります。そのため、これまでと同様の方法で、今後も文化財を守り伝えていくことは非常に難しいという事実を受け止める必要があります。

今後の文化財の確実な継承に当たっては、まずは県民一人ひとりが自分の身近に存在する文化財に触れ、自身と文化財の接点を実感しながら、その魅力を認識することが出発点になります。また、行政は、県民に「文化財は地域の現在や未来にとって必要である」との理解が得られるように、文化財の内容や価値を丁寧に伝えていかなければなりません。その上で、これまで以上に所有者等はじめ様々な関係者が連携し、地域社会が一体となって、或いは、従来は文化財から縁遠かった分野の人々と交流しながら、文化財を継承する取組みを進めることが肝要です。

県民一人ひとりから「山形県の豊かな自然や歴史・文化を、次の世代にも永く引き継ぎたい」という想いが自然と溢れ、県内各地で文化財を活かした地域づくりが進められている一。そのような山形県を実現させるために、県は本大綱の方針に基づき取り組んでいきます。

# 資 料 編

資料 1 山形県内の国・県・市町村指定等文化財件数一覧

単位:件

ロン		可化点	歩 ナル 肚		1	目化ウ燃ナル	1-1-		単位:件
区分		国	等文化財		, ,	県指定等文化! 	<del>/</del>	市町村指定	合計
			建造物	1					1
			絵画	1					1
		国宝	工芸品	2					2
			古文書	1					1
			考古資料	1					1
			小 計	6					6
			建造物	30		建造物	47	131	208
	有形文化財		絵画	8		絵画	77		
		重	彫刻	11		彫刻	72		
		重要文化	工芸品	32	有形	工芸品	103		
		化	書跡・典籍	4	文化財	書跡・典籍	40	1, 417	1,834
145 <del>4</del>		財	古文書	7		古文書	3		
指定			考古資料	6		考古資料	21		
			歴史資料	2		歴史資料	31		
			小 計	100	,	小 計	394	1,548	2, 042
	無形文化財	重要無	採形文化財	0	無	形文化財	3	15	18
		重要有	形民俗文化財	10	民俗	有形民俗	7	108	125
	民俗文化財	重要無	形民俗文化財	6	文化財	無形民俗	22	89	117
		特	引天然記念物	3					3
		<u> </u>	史跡	29		史跡	31	170	230
	史跡	記		8		名勝	2	6	16
	名勝 天然記念物	念 物	名勝及び史跡	1	記念物				1
			天然記念物	16		天然記念物	67	216	299
			小 計	54	,	· 小 計	100	392	546
		計		170		 計	526	2, 152	2, 848
	重要	文化的	景観	2	文化	上的景観 	0	0	2
選定		的建造		0					0
	保存技		団体)	1					1
選択			*べき民俗文化財	17					17
登録	登録有形文		建造物	183				38	221
77.24	(注1) 会和3			100					

<sup>(</sup>注1) 令和3年10月1日現在。 (注2) 国宝の件数は、重要文化財の件数の内数。 (注3) 特別史跡名勝天然記念物の件数は、史跡名勝天然記念物の件数の内数。

資料2-1 市町村別国指定等文化財件数一覧

							指	定					
							有形で	文化財					
		7 <del>-1</del> -2	告物						L芸品				
					画	彫			芸品		・典籍		大書
	A 31	重文	国宝	重文	国宝	重文	国宝	重文	国宝	重文	国宝	重文	国宝
	合計	30	1	8	1	11	_	32	2	4	_	7	1
村山	小計	14	_	3	_	9	_	7	_	1	_	2	_
	山形市	8	_	2	_	4	_	1	_	1	_	2	_
	上山市	1	_	_	_	_	_	4	_	_	_	_	_
	天童市	1	_	1	_	_	_	2	_	_	_	_	_
	山辺町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	中山町	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	寒河江市	1	_	_	_	5	_	_	_	_	_	_	_
	河北町	1	_	_	_	_	_	_	_	-	_	-	_
	西川町	1	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_
	朝日町	1	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_
	大江町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	村山市	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	東根市	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_
	尾花沢市	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	大石田町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
最上	小計	3	_	_	_	1	_	_	_	_	_	_	_
	新庄市	2	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	金山町	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	最上町	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	舟形町	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	真室川町	-	_	_	_	1	_	_	_	_	_	_	_
	大蔵村	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	鮭川村	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	戸沢村	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
置賜	小計	2	_	3	1	_	_	14	_	1	_	2	1
	米沢市	1	_	3	1	_	_	13	_	1	_	2	1
	南陽市	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_		_
	高畠町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	川西町	_	_	_	_	_	_	1	_	_	_	_	_
	長井市	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	小国町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	白鷹町	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	飯豊町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
庄内	小計	11	1	1	_	1	_	11	2	2	_	3	_
/1	鶴岡市	10	1	1	_	1	_	9	2	1	_	_	_
	上内町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	三川町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	酒田市	_	_	_	_	_		2	_	1	_	2	_
	遊佐町	1			_	_	_		_	<u> </u>		1	_
+141+	成定めず	1										1	
끄만	以上のリ	())	今和 3 f			_	_	_	_	_	_	_	_

- (注1) 令和3年10月1日現在。
- (注2) 国宝の件数は、重要文化財の件数の内数。
- (注3) 特別史跡名勝天然記念物の件数は、史跡名勝天然記念物の件数の内数。
- (注 4) 単位は件数。ただし、< >書きのあるのものは< >の通り。 (注 5) 2市町にまたがるものは、両市町でそれぞれ計上しているため、合計数と一致しない。 重要無形民俗文化財:林家舞楽(寒河江市、河北町) 天然記念物:月山(鶴岡市、庄内町)

記録作成等の措置を講ずべき民俗文化財:山寺夜行念仏の習俗(山形市、天童市)

(注6) 地域を定めず指定しいるもの。

特別天然記念物:カモシカ 天然記念物:イヌワシ、ヤマネ

								指:	<del></del>					
				有形式	文化財				文化財	民俗了	文化財		記念物	]
			美	術工芸				保持者		重要	重要			名勝
			資料	歷史	資料	計	計	芸能	工芸	有形 民俗	無形 民俗	史跡	名勝	及び
		重文	国宝	重文	国宝	日日		云彤	技術	文化財	文化財			史跡
	合計	6	1	2	_	70	100	-	-	10	6	29	8	1
村山	小計	4	1	-	_	26	40	-	_	1	2	7	1	1
	山形市	4	1	_	_	14	22	_	_	_	_	2	_	1
	上山市	_	_	_	_	4	5	_	_	_	_	1	_	_
	天童市	_	-	-	_	3	4	_	_	_	_	1	_	_
	山辺町	_	-	-	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_
	中山町	-	-	-	-	_	1	-	-	1	-	-	_	_
	寒河江市	_	-	_	_	5	6	_	-	-	1	1	_	_
	河北町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	1	_	_	_
	西川町	-	_	_	_	_	1	_	_	_	_	_	_	_
	朝日町	_	_	_	_	_	1	_	_	_	_	_	1	_
	大江町_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	1	_	_
	村山市	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	東根市	_	-	-	-	_	-	-	-	_	-	_	_	_
	尾花沢市	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-	1	_	_
	大石田町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
最上	小計	1	-	-	_	2	5	-	-	_	1	2	1	_
	新庄市	-	-	-	_	_	2	_	_	_	1	1	1	_
	金山町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	最上町	_	_	_	_	_	1	_	_	_	_	1	_	_
	舟形町	-	_	_	_	-	-	_	_	_	_	_	_	_
	真室川町	1	_	_	_	2	2	_	_	_	_	_	_	_
	大蔵村	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	鮭川村	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
平明	戸沢村	_	_	-	_	-	-	_	_	-	_	- 11	_	_
置賜	小計	_	_	2	_	23	25	_	_	1	_	11	_	_
	米沢市 南陽市	_	_	2	_	22	23	_	_	1	_	5	_	_
		_	_	_	_	_		_	_	_	_	1	_	_
	高畠町	_	_	_	_	1	- 1	_	_	_	_	4	_	
	川西町	_	_	_	_	1	1	_		_	_	1	_	_
	長井市	_	_	_	_			_	_	_	_	_	_	
	小国町	_	_	_		_	- 1	_	_	_	_	_	_	
	<u>白鷹町</u> 飯豊町	_	_			_	1			_	_	_	_	
产内					_									
庄内	小計 鶴岡市	1	_	_	_	19 13	30 23	_	_	8	2	8	6 3	_
	上		_	_	_	13 -		_	_	- 8		- -	<u> </u>	
	三川町	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_
	<u>二川町</u> 酒田市	_	_	_	_	5	5	_	_	_	_	3	2	_
	遊佐町		_	_	_	1	2		_	_	2	2	1	
+141 +5	遊佐町		_	_	_	<u> </u>		_	_	_				
끄다	以上のリケ													

		指	定		選	定		選	択		登	録	
		記念	念物	重要	重要伝統	但左	技術	記録作成	記録作成	登録有別	形文化財	登録	
		天然	特別天	里安 文化的	的建造物 群			等の措置を講ずべ	等の措置 を講ずべ		美術	有形	登録
		記念	然 記念物	景観	保存地区 <地区>	保持者		き無形 文化財	き民俗 文化財	建造物	工芸品	民俗 文化財	記念物
<u> </u>		物		0		<人>	<団体>			100			
合計		16	3	2	_	_	1	_	17	183	_	_	_
村山		1	1	1	_	_	1	_	5	71	_	-	_
山形	_	_		-	_	_	1	_	1	21	_	_	_
上山		_		_		_		_	- 1	9	_	_	
天童 山辺		_	_		_	_	_		1	31	_	_	_
中山	_	_	_		_		_	_	1	_	_	_	_
寒河江	•					_	_	_	1		_	_	
河北				_	_	_	_	_	1	3		_	_
西川		_								_	_	_	_
朝日	-						_						
大江	_			1			_	_				_	
村山	_	_					_	_		2	_	_	_
東根		1	1	_	_	_	_	_	_		_	_	
尾花》				_	_	_	_	_	_	5	_	_	_
大石目		_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_
最上 小記		_	_	_	_	_	_	_	2	12	_	_	_
新庄		_	_	_	_	_	_	_	2	11	_	_	_
金山		_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_
	町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
舟形	,	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
真室」		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
大蔵		_	_	_	_	_	_	_	_	1	_	_	_
鮭川	, .	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
戸沢		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
置賜 小 言		2	_	1	_	_	_	_	1	65	_	_	_
米沢		_	_	_	_	_	_	_	_	20	_	_	_
南陽	市	_	_	_	_	_	_	_	_	6	_	_	_
高畠		-	_	_	_	_	_	_	1	4	_	_	_
川西			_	_	_		_	_	-	12	_	_	_
長井	市	2	_	1		_	_	_	_	22	_	_	_
小国	町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
白鷹	町	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-	_
飯豊		-	_	_	_	_	_	-	_	1	_	-	_
庄内 小言	+	11	1	_	_	_	_	-	10	38	_	1	_
鶴岡		9	1	_	_	_	_	_	4	19	_	-	_
庄内	_	1	_	_	_	_	_	-	_	2	_	-	_
三川	_	-	_	_	_	_	_	-	_	_	_	1	_
酒田		1	_	_	_	_	_	_	2	3	_	-	_
遊佐		_	_	_	_	_	-	_	4	14	_	-	_
地域定めて	ず	3	1	_	_	_	_	_	3	_	_	_	_

資料2-2 市町村別県指定等文化財件数一覧

								指	定							選定
					有形▽	文化財		11	~L		民俗	文化財		記念物	71	文化
						<b>新工芸</b>				無形						的
		建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡·典籍	古文書	考古資料	歴史資料	文化財	有形	無形	史跡	名勝	天然 記念物	景観
	<b>∧</b> ⇒1	4.77	77	72	103	40	3	21	31	0	7	22	31	2	67	
Î	<b>合計</b>	47				347				3	2	9		100	•	_
村山	小計	20	40	38	27	16	1	8	11	1	1	7	11	1	24	-
	山形市	6	24	15	11	7	_	5	4	1	1	2	4	_	6	_
	上山市	1	-	-	5	-	ı	3	4	ı	ı	_	3	-	1	_
	天童市	2	4	ı	1	1	1	1	2	ı	1	_	1	1	2	_
	山辺町	2	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	1	-
	中山町	_	2	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	1	-
	寒河江市	6	4	16	5	1	1	_	_	_	_	3	1	-	1	_
	河北町	1	2	1	_	4	_	_	1	_	_	_	_	_	2	_
	西川町	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	1	_
	朝日町	1	_	1	_	_	_	_	_	_	_	1	_	_	1	_
	大江町	_	-	1	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	2	-
	村山市	1	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	1	-	2	_
	東根市	_	_	2	2	_	_	_	_	_	_	1	_	_	2	_
	尾花沢市	_	_	_	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	2	
	大石田町	_	4	2	2	4	_	_	_	-	_	-	1	-	1	_
最上	小計	2	-	2	_	-	_	1	1	_	2	3	1	-	5	-
	新庄市	1	-	1	_	-	-	1	_	-	1	1	_	-	1	-
	金山町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	1	_	_	_	_
	最上町	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	_	-	-	1	-
	舟形町	_	_	-	-	_	-	-	_	-	_	_	_	_	1	-
	真室川町	_	_	_	_	_	_	_	1	_	_	_	-	_	1	_
	大蔵村	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	1	_	_	_
	鮭川村	_	_	1	_	_	_	_	_	_	_	1	_	_	-	_
	戸沢村	_	_	-	_	_	_	_	-	-	_	_	_	-	1	-
置賜	小計	14	5	19	29	2	2	2	11	2	_	4	8	_	16	-
	米沢市	1	4	6	14	2	-	-	1	_	-	1	1	-	3	-
	南陽市	4	1	1	1	_	_	-	7	_	_	-	1	_	3	_
	高畠町	4	_	4	1.4	_	_	1	1	_	_	1	2	_	2	_
	川西町	1	_	2	14	_	-	1	1	_	_	1	2	_	1	_
	長井市	1	_	3	_	_	2	_	1	_	_	1	- 1	_	- 1	
	小国町	-	_	- 1	_	_	_	_	_	- 0	_	_	1	_	1 6	-
	白鷹町	2	_	1	_					2	_			_	6	
TH.	飯豊町	1	- 20	2	47	- 99	_	0	1.0			- 0	2	_ 1		_
庄内	小計 鶴岡市	11	32	13	47	22	_	8	10	_	3	8	11	1	21	_
	<u> </u>	7	5	12	33	8	_	8	6	_	3	3	6	1	10	-
			1	_	1				1				1		2	
	三川町	- 0	- 0.4	1	1.0	1.4	_	_	-			-	_ 	_	- -	_
	酒田市 遊佐町	3	24	1	12	14	_	_	3	_	_	3	3	_	6	_
+1h + <del>1</del>	遅佐町 定めず	1	2	_	1	_	_	_	_	_	_	2	1	_	3	_
地坝	(注1)	_ △£n :		月1日	1111	_	_	_		_	_	_	_		1	_

- (注1) 令和3年10月1日現在。
- (注2) 美術工芸品の件数は、所有者の住所地で計上する。
- (注3) 書跡の部と典籍の部は、書跡・典籍の部として合計して計上する。 (注4) 2市町にまたがるものは、両市町でそれぞれ計上しているため、合計数と一致しない。 史跡: 飯豊山の穴堰 (飯豊町、小国町) 天然記念物:イバラトミヨ (天童市、東根市)
- (注5) 地域を定めず指定しているもの。

天然記念物:チョウセンアカシジミ

資料2-3 市町村別市町村指定等文化財件数一覧

合		有形式建造物	文化財	無形	指 民俗 3	定		記念物		選 定	登録
合	-				レンロン	又16月1日	文化的				
合		建坦彻	美術工芸品	文化財	有形	無形	史跡	名勝	天然記念物	景観	
台	<b>∴</b> 1				108	89	170	6	216		0.0
	計	131	1, 417	15		97		392		_	38
村山	小計	84	463	3	19	39	37	2	85	-	38
	山形市	8	56	_	6	7	2	1	10	-	_
	上山市	13	39	_	2	3	8	-	11	-	_
	天童市	14	29	_	2	2	-	-	14	-	_
	山辺町	2	13	_	_	1	5	-	3	-	_
	中山町	4	17	_	1	4	1	-	1	-	_
角	<b>寒河江市</b>	8	123	1	_	7	5	-	14	-	_
	河北町	5	58	-	3	3	2	-	2	_	_
	西川町	2	28	2	_	_	5	-	2	-	_
j	朝日町	7	20	_	-	2	1	1	2	_	_
	大江町	2	1	_	-	_	3	-	1	-	-
7	村山市	12	26	_	5	2	-	-	12	-	_
	東根市	2	19	_	-	6	2	_	2	_	_
尾	尾花沢市	1	23	_	-	2	3	_	4	_	_
大	大石田町	4	11	_	-	_	-	-	7	_	38
最上	小計	4	60	1	7	10	26	-	25	-	-
,	新庄市	1	26	_	2	2	8	-	7	-	_
1	金山町	2	2	_	1	1	4	-	_	-	_
	最上町	-	7	_	_	-	-	-	3	-	-
	舟形町	-	6	1	-	2	3	-	2	-	_
真	真室川町	1	5	_	-	3	2	-	1	-	-
	大蔵村	-	_	_	-	_	-	-	5	-	-
1	鮭川村	_	14	_	3	1	5	-	5	-	_
	戸沢村	-	_	_	1	1	4	-	2	-	-
置賜	小計	17	191	10	31	13	57	-	46	-	-
	米沢市	_	30	_	17	1	7	-	4	-	-
j	南陽市	7	39		2	3	10	ı	6	ı	ı
	高畠町	1	23	_	2	_	10	_	1	_	_
	川西町	1	16	_	6	_	1	-	3	_	_
	長井市	5	33	7	-	_	14	_	20	_	_
	小国町	_	26	_	1	3	4	_	4	-	_
	白鷹町	1	11	3	-	_	7	_	4	_	_
1	飯豊町	2	13	_	3	6	4	_	4	-	_
庄内	小計	26	703	1	51	27	50	4	60	-	-
1	鶴岡市	11	277	_	15	8	23	_	26	-	-
	庄内町	4	71	_	16	2	9	-	5	_	_
	三川町	1	23	_	3	_	2	_	3	-	_
3	酒田市	5	256	1	16	12	12	4	11	_	_
	遊佐町	5	76	_	1	5	4	_	15	-	_
地域定	定めず	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)令和3年10月1日現在。

# 市町村の文化財保護行政に関する基礎情報 1)文化財に関する計画等 資料3

	文化財保護審議会等	文化財保存	歴史文化	作成步 歴史的風致維持	☆ス 個々の文化財	指定状況 文化財保存	設置状況 市町村文化財
寸山地域		活用地域計画	基本構想	向上計画	保存活用計画等	活用支援団体	保護指導委員
山形市	設置 (乙尺)	作成予定	_	<u> </u>	山形城跡保存管理計画(H24)	_	_
上山市	(安貝級(名) 設置	_	_	_	=	_	_
天童市	(安貝数7名)	_	_	_	_	_	_
山辺町	(安貝数7名) . 設置	_		_	_	_	
中山町	(安貝数4名) . 設置	_		_	旧柏倉家住宅保存活用計画(作成予定)	_	
寒河江ī	(安貝奴4名) 設置	作成予定	_	_	慈恩寺旧境内保存活用計画(H28)	山形県文化財保護	_
河北町	(安貝級9名) . 設置	17 <i>A</i> X 1 AC		_	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	協会 (R2) —	_
西川町	(安貝級9名)	_	_	_	_	_	_
_	(安貝奴4名)			_		_	
朝日町	(委員数5名)	_	_	_	名勝大沼の浮島保存整備計画(R1) 史跡左沢楯山城跡保存管理計画(H21)、最	_	_
大江町	. 設置 (委員数5名)	作成予定	-	-	天吟左代領山城跡保行官理計画 (h21)、取上川の流通・往来及び左沢町場の景観保存 計画(H25)、最上川の流通・往来及び左沢 町場の景観整備計画1(H27)、史跡左沢楯山 城跡第1期整備計画(H29)	_	-
村山市	設置 (委員数10名)	_	作成 (平成30年度)	_	-	-	-
東根市	設置 (委員数10名)	_	-	-	-	-	-
尾花沢፣	市 設置 (委員数8名)	-	-	-	史跡延沢銀山遺跡保存管理計画 (S63)、史 跡延沢銀山遺跡保存管理計画 その2 (H17)	-	-
大石田町	設置 (委員数9名)	-	l	_	-	_	ı
<b>上</b> 地域 ■				1	ANTEN CONTRACTOR BUT (AAAA)		
新庄市	設置 (委員数9名)	作成予定	-	作成予定	名勝「おくのほそ道の風景地(本合海)」 保存活用計画(H28)、史跡新庄藩主戸沢家墓 所保存活用計画(H30)、国登録有形文化財 旧農林省積雪地方農村経済調査所保存活用 方針(R3)	_	-
金山町	. 設置 (委員数6名)	-	-	_	-	-	ı
最上町	. 設置 (委員数5名)	_	_	_	-	-	_
舟形町	(安貝数11名)	_	_	_	-	-	_
真室川	(安貝奴5名)	-	_	-	-	-	-
大蔵村	. 設置 (委員数5名)	-	-	_	-	-	_
鮭川村	. 設置 (委員数5名)	_	_	_	-	-	_
戸沢村	. 設置 (委員数6名)	_	_	_	-	-	_
登賜地域 米沢市	設置	作成予定	_	l _	普門院庫裏保存活用計画(R2)	_	_
南陽市	(安貝数12名)	1F放了是		_	百门虎埠委休什佰用司 (162)	_	
	(安貝級0石)	_		_	ー 旧高畠鉄道高畠駅本屋及びプラットホーム	_	
高畠町	(安貝奴5名)	_		_	ほか3棟保存活用計画(H31) —	_	
川西町	(安貝奴8名)				- 重要文化的景観「最上川上流域における長		
長井市	(委員数8名)	_	_	_	井の町場景観」整備活用計画(H29)	-	_
小国町	(委員数8名)	_	_	_	-	-	_
白鷹町	(委員数10名)	_	_	_	ー 飯豊町歴史文化基本構想「9保存活用計画	_	_
飯豊町	. 設置 (委員数10名以内)	_	作成 (令和元年度)	_	の考え方 飯豊遺産に関する具体的計画」 (R1)、並びに飯豊遺産カルテ(作成中)	-	_
E内地域				I			
鶴岡市	設置 (委員数12名)	-	-	作成 (平成25年度)	名勝金峯山保存活用計画(H30) 史跡松ヶ岡開墾場保存活用計画(H31)	-	-
庄内町	(安貝奴9名)	_	-	_	_	_	_
三川町	. 設置 (委員数3名)	_	_	_	-	_	_
酒田市	設置 (委員数10名)	_	-	_	-	-	_
遊佐町	設署	_	_	-	重要文化財旧青山家住宅保存活用計画(H18)	-	-

(注1) 令和3年10月1日現在。 □注2) ※は、「自然と信仰が息づく『生まれ変わりの旅』~樹齢300年を超える杉並木につつまれた2,446段の石段から始まる出羽三山~」。

	登録状況	認定状況	選定状況	設定状況 ふるさと
lah kel <sup>a</sup>	ユネスコ無形文化遺産	日本遺産	歴史の道百選	文化財の森
地域 山形市	伝統建築工匠の技:木造建造物を	山寺が支えた紅花文化 (H30.5)		山形市村木沢漆林
	受け継ぐための伝統技術 (R2.10)			(H24. 3)
上山市	_	-	羽州街道: 楢下宿 (H8)	_
天童市	_	山寺が支えた紅花文化 (H30.5)	-	_
山辺町	-	山寺が支えた紅花文化 (H30.5)	_	_
中山町	-	山寺が支えた紅花文化 (H30.5)	-	-
寒河江市	-	山寺が支えた紅花文化 (H30.5)	_	_
河北町	_	山寺が支えた紅花文化 (H30.5)	-	_
西川町	-	出羽三山『生まれかわりの旅』※ (H28.4)	-	西川町漆林 (H24.3)
朝日町	-	-	-	-
大江町	-	-	-	-
村山市	-	-	-	_
東根市	-	_	_	-
尾花沢市	-	山寺が支えた紅花文化 (H30.5)	出羽街道:山刀伐峠越(H8)	_
大石田町	-	山寺が支えた紅花文化 (H30.5)	-	-
地域			1	1
新庄市	山・鉾・屋台行事(H28.11)	-	-	-
金山町	-	-	-	_
最上町	-	-	出羽街道:中山峠(H8)	-
舟形町	-	-	-	-
真室川町	-	-	-	_
大蔵村	-	-	-	-
鮭川村	-	_	-	_
戸沢村	-	_	-	_
地域				
米沢市	-	_	米沢街道:大沢宿~板谷峠 (H8)、万世大路:刈安(H8)	-
南陽市	-	_	-	-
高畠町	-	-	-	_
川西町	-	-	-	-
長井市	-	-	-	長井市草岡漆林 (H24.3)
小国町	-	-	越後・米沢街道:黒沢峠・大里 峠越 (H8)	(H24: 3) —
白鷹町	-	山寺が支えた紅花文化 (H30.5)	FR (H8)	-
飯豊町	_	-	-	-
地域				
鶴岡市	-	出羽三山『生まれかわりの旅』※ (H28.4) 、サムライ ゆかりのシルク日本近代化の原風景に出会うまち鶴岡へ (H29.4) 、荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間〜 北前船寄港地・船主集落〜 (H29.5)	出羽三山登拝道(H8)	山形大学上名川演習材 (H25.3)
	i .	出羽三山『生まれかわりの旅』※ (H28.4)	_	_
庄内町	-	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
庄内町 三川町	-	_	-	-
			-	-

# 資料3 市町村の文化財保護行政に関する基礎情報

2) 市町村で過去5年間に実施した文化財の調査

村山地域		
		【美】仏像悉皆調査、仏像詳細調査
	山形市	【民】無形民俗文化財調査
	1 1712 11	【他】山形市指定文化財現況調査
		【建】武家屋敷「三輪家」「旧曽我部家」年代測定調査
		【史】史跡楢下宿本陣「塩屋」現状変更調査
	上山市	
		【埋】藤木遺跡発掘調査
		【他】旧村尾旅館(登録有形文化財)の方向性に関する調査
	天童市	【埋】天童古城発掘調査
		【他】蔵増市川家文書分類・目録作成
	山辺町	-
		【建】旧柏倉家住宅建造物調査、旧柏倉家住宅測量調査
		【美】岡村千手観音堂仏像悉皆調査、旧柏倉家住宅古文書・古写真調査、中山家寄贈古文書調査
	中山町	【他】旧柏倉家住宅収蔵物の確認調査、旧柏倉惣右衛門家住宅収蔵物の確認調査、歴史民俗資料館
		収蔵物の確認調査
	<del></del>	
	寒河江市	【他】市史編纂事業に伴う調査、市指定候補文化財調査
	河北町	【埋】谷地城跡発掘調査
	西川町	【建・美】町指定候補の文化財調査(文化財調査委員会による)
	朝日町	
	大江町	【史】左沢楯山城跡発掘調査
	<u>村山市</u>	-
	東根市	-
	尾花沢市	-
	大石田町	【史】駒籠楯跡発掘調査
最上地域		
	新庄市	-
	金山町	-
	最上町	-
	<u>取工町</u> 舟形町	_
		_
	真室川町	-
	大蔵村	-
	鮭川村	<del>-</del>
	戸沢村	【埋】向名高遺跡に係る試掘調査
置賜地域		
	米沢市	【美】上杉文書調査
	71505113	【建】建造物調査
	去四十	
	南陽市	【天】白竜湖調査
	1	【他】石造文化財等悉皆調査
	高畠町	-
	川西町	-
	長井市	【他】市史編纂事業に伴う仏像・神像悉皆調査
	小国町	【史】黒沢峠敷石道の確認調査
		【美】金鐘寺・関寺観音の西国三十三観音調査、上の台公園百体庚申寄進者調査
	白鷹町	【民】町所有民具の再調査
		【建】飯豊町内寺社仏閣における千社札による被害調査
		【美】飯豊町内木造神像・仏像悉皆調査(12ヵ寺、8堂、1門、2家、計23ヶ所)、飯豊町収蔵文書調査(伊藤
		嘉六家・伊藤茂七家他)
		【無】中津川区菅笠づくりの旧来技術・周辺技術(菅の育成・笠の梱包・萱ゴザ制作)の映像記録調査
		【民】渡邊六郎兵衛家長屋門内収蔵資料調査(民具・古文書・家財等)、天養寺観音堂内収蔵資料悉
		皆調査(奉納札・面付札・絵馬・落書・鰐口等)、天養寺観音堂内収蔵絵馬の顔料分析調査、
		中弁天堂改築に対する収蔵資料調査、高峰区高沼神社、他高峰区諸堂調査
	飯豊町	【史】飯豊町内鉱山跡地悉皆調査(全7ヵ所)、黒沢村肝煎渡邊六郎兵衛家の墓所調査、添川区瓦工場跡
	以豆門	
		調査 【工】毎典町内佐型会での原義ルズ次料の際宝・八箱調本、内港川ご社北ノト・地所次源調本(会)
		【天】飯豊町内施設全ての収蔵化石資料の鑑定・分類調査、中津川ジオサイト・地質資源調査(全
		12ヵ所)、白川、広河原周辺の河床岩石調査、中若宮神社社叢の指定段階と比較した現状調
		査、黒沢区チョウセンアカシジミ生息域の現状調査
		【埋】上屋地B遺跡再調査、裏山 I 遺跡発掘調査
		【他】高峰区鷹取場の登山調査、飯豊町内7ヵ所に分散収蔵していた文化財、収蔵資料の確認調査、飯豊
		遺産リスト・カルテの作成に伴う資料調査、飯豊町内石碑・石仏悉皆調査
庄内地域		
二 120次		【净】旧亩田川那仉丽瓦代那△缕亩尚钿木
	佐白 区却 一十一	【建】旧東田川郡役所及び郡会議事堂調査
	鶴岡市	【民】鶴岡市内民俗芸能調査
		【他】未指定文化財調査
	庄内町	【美】清河八郎関係書簡等調査
	三川町	-
		【民】酒田市内民俗芸能調査
	酒田市	【史】山居倉庫調査
		【他】市指定文化財現況調査
	游佐町	【美】鳥海山関連仏像調査、松葉寺諸像仏像調査
	YAL KETIMI	■ 大人 同時中内足内係明且、 仏木 寸明 係内係明且

(注1) 令和3年10月1日現在。

(注2) 【 】は以下の通り。建=建造物、美=美術工芸品、無=無形文化財、民=民俗文化財、 史跡・名勝=史、天然記念物=天、埋蔵文化財=埋、他=その他

# 資料3 市町村の文化財保護行政に関する基礎情報 3)各市町村の文化財修理等に関する補助制度

++.1.4	Alt Ind	国指定	県指定	市町村指定	未指定	その他
村山均	也映	国・県補助残×5/10(ただ	県補助金残×5/10(ただ	事業費×3/10(ただし、予算		
	山形市	国・原補助残×5/10 (たたし、予算の範囲内)	京補助金残×5/10 (たたし、予算の範囲内)	事業資×3/10 (たたし、予算 の範囲内)		_
	上山市 天童市	ー 国・県補助残×1/2	- 県補助残×1/2	- 事業費×1/2		_
	山辺町	当・県舗助线×1/2	県開助技×1/2	争来質×1/2		_
	中山町	国・県補助残×1/2 (ただ し、予算の範囲内)	県補助残×1/2(ただし、 予算の範囲内)	事業費の一部または全部(た だし、予算の範囲内)	_	_
	寒河江市	国・県補助残×1/2	県補助残×1/2	事業費×1/2 (ただし、予算の 範囲内)	_	歴史文化ふるさと回帰
	河北町	国・県補助残×1/2(ただ し、上限100万円)	県補助残×1/2(ただし、 上限100万円)	事業費×1/2	_	事業
	西川町	- Likitot为日)	<u> </u>	事業費×1/2(ただし、予算の 範囲内)	_	_
	朝日町	文化財によって異なる	県補助残×1/2	事業費×1/2 (ただし、予算の 範囲内)	_	_
	大江町	事業費の75% (ただし、重 要文化的景観)	県補助残の100%(ただ し、10万円未満の場合及 び1万円未満の場合は交付 しない)	事業費の100% (ただし、10万円未満の場合及び1万円未満の場合及び1万円未満の場合は交付しない)	-	-
	村山市	国・県補助残×1/2(ただ し、予算の範囲内)	県補助残×1/2(ただし、 予算の範囲内)	事業費×1/2(ただし、予算の 範囲内)	事業費×1/2(ただし、予 算の範囲内)	_
	東根市	国・県補助残×1/3(ただ し、予算の範囲内)	県補助残×1/3(ただし、 予算の範囲内)	事業費×1/3 (ただし、予算の 範囲内、有形文化財のみ対 象)	_	_
	尾花沢市	国・県補助残×1/2(ただ し、上限50万円)	県補助残×1/2(ただし、 上限50万円)	事業費×1/2(ただし、上限50 万円)	_	_
	大石田町	-	-	-	-	_
最上均	也域	•				
	新庄市	国・県補助残×1/2 (ただ し、予算の範囲内)	県補助残×1/2(ただし、 予算の範囲内)	事業費×1/2(ただし、予算の 範囲内)	_	_
	金山町	-	_	事業費×1/2(ただし、予算の 範囲内)	_	-
	最上町	-	_	_	_	_
	舟形町	-	_	——————————————————————————————————————	_	_
	真室川町		-	事業費の一部または全部(ただし、予算の範囲内)	_	_
	大蔵村 鮭川村			事業費の一部(ただし、予算		
		_	_	の範囲内) 	_	_
置賜均	戸沢村	_	_	_	_	_
直肠上	米沢市	県補助額と同額もしくは1/2		事業費×1/2(ただし、予算の	_	_
	南陽市	(ただし、予算の範囲内)	予算の範囲内)	<ul><li>範囲内)</li><li>予算の範囲内(ただし、有形)</li></ul>	_	_
				文化財のみ)		
	高畠町	国・県補助残×1/2	県補助残×1/2	事業費×1/2	_	_
	川西町	国・県補助残×1/2(ただ し、予算の範囲内)	-	予算の範囲内(ただし、民俗 文化財、史跡名勝、天然記念 物に対する補助なし)	-	_
	長井市	補助対象経費の3/4以内で、 国・県補助残分(ただし、 予算の範囲内)	_	_	_	
	小国町	-	-	予算の範囲内	-	_
	白鷹町	国・県補助残×1/2	県補助残×1/2	事業費×1/2(ただし、予算の 範囲内)	_	-
	飯豊町	-	-	事業費の一部または全部(た だし、予算の範囲内)	担当職員の技術・知識と 消耗品・原材料費等の費 用で実施できる範囲で町 の事業として協力	_
庄内均	也域					
	鶴岡市	国・県補助残×1/2(ただ し、予算の範囲内)	県補助残×1/2(ただし、 予算の範囲内)	事業費×1/2 (ただし、予算の 範囲内、無形民俗文化財の制 度有)	_	_
	庄内町	国・県補助残×1/2(ただ し、上限50万円)	県補助残×1/2(ただし、 上限50万円)	事業費×1/2 (ただし、上限50 万円)	_	
	三川町	-	_	予算の範囲内	_	_
	酒田市	国・県補助残×1/2(ただ し、予算の範囲内)	県補助残×1/2(ただし、 予算の範囲内)	事業費×1/2(ただし、予算の 範囲内)	_	_
	遊佐町	国・県補助残×1/2以内(ただし、上限100万円)	県補助残×1/2以内(ただ し、上限100万円)	事業費×1/2以内(ただし、上 限100万円)	_	補助対象事業費10万円 以上が対象(国・県・ 町指定共通)
	(11)	左10日1日租女				

(注) 令和3年10月1日現在。

# 資料4 文化財保護実態調査の結果概要

本県文化財保護の実態を把握するために、①県指定文化財所有者・保持者・保存会と②市町村に対して令和2年10月1日時点での調査を実施した。

# ①県指定文化財所有者・保持者・保存会に対する調査

- ※分野ごと(建造物、美術工芸品、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財、史跡・名勝、天然記念物)に調査票を 作成し、調査を実施した。
- ※表中の数字は回答数、カラースケールは割合(%)で表したもの。
- ※斜線部分は、選択肢を設けていないもの。
- ※「その他」の回答は、実際の回答から抜粋、文章・語句の加除修正を行った。
- ※回答は選択式。(問6以外は複数選択可とした)

#### 問1 あなたにとって文化財とは?

	合計	建造物	美術工芸品	無形	有形民俗	無形民俗	史跡•名勝	天然記念物
有効回答数	219	28	103	3	6	16	21	42
次の世代に継承していかなければならない宝物	168	23	84	2	5	14	12	28
先人から引き継いだご自身や家、組織、地域 にとってのアイデンティティ	138	16	70	1	2	9	12	28
地域の魅力を伝えるもので地域にとってなく てはならないもの	111	20	45	2	3	10	10	21
観光資源として活かしていくもの	51	11	19	1	1	3	6	10

#### 問2 あなたが所有する文化財を取り巻く地域の現状は?

	合計	建造物	美術工芸品	無形	有形民俗	無形民俗	史跡•名勝	天然記念物
有効回答数	219	28	103	3	6	16	21	42
過疎化・高齢化が進んでいて地域社会が衰 退している	138	20	55	0	3	14	13	33
地域の歴史・文化への関心が希薄になっている	116	14	51	3	5	12	9	22
文化財や地域の歴史・文化の魅力を活かした 地域づくりをしていく必要がある	88	16	35	2	1	13	6	15
災害(豪雨、豪雪、地震等)の危機に瀕することが多くなった	52	13	19	1	0	2	3	14
観光客が増加しており文化財のニーズが高まっている	20	4	10	1	0	2	2	1

#### 問3 あなたが所有する文化財の継承に当たっての課題は?

	合計	建造物	美術工芸品	無形	有形民俗	無形民俗	史跡•名勝	天然記念物
有効回答数	219	28	103	3	6	16	21	42
行政(県・市町村)からの支援がほしい	82	13	28	2	3	11	4	21
日常管理や修理等を負担に感じる	64	15	31		0		4	14
博物館・美術館、大学等の専門家からの助言がほしい	26	6	13	0	1	1	3	2
次の世代がいないので自分の代で終わりに なってしまう	17	3	7		0		4	3
後継者の確保	17			2		15		
衣装や道具・材料の確保	10			3		7		
相続税等の納税義務が不安	8	0	8		0		0	0
活動資金の確保	8					8		
保存団体としての組織機能の強化	7			1		6		
対象文化財の継承に向けた自らの意欲向上	6					6		
地域住民とのつながり	5					5		
需用の縮小によって商品が売れない	1			1				
自身の技術レベルの維持向上	1			1				
その他	39	2	20	1	1	2	3	10

- →「その他」の回答
- ○檀家が減少している。

  ○活用の方法が分からない。

  ○練習に使う道具の不足。
- ○学芸員を雇用して管理や公開のレベルを向上させたいが、負担が伴う。

# 問4 県の取組みで今後も続けてほしいことは?

	合計	建造物	美術工芸品	無形	有形民俗	無形民俗	史跡•名勝	天然記念物
有効回答数	219	28	103	3	6	16	21	42
管理への補助金交付	140	22	62	1	3	12	11	29
修理(防災・防犯設備の設置も含む)への補助金交付	125	21	60	2	4	12	10	16
指定文化財保護管理指導	77	12	37	1	3	3	6	15
「未来に伝える山形の宝」登録制度	52	10	23	1	0	9	3	6

# 問5 今後、県の取組みで期待することは?

	合計	建造物	美術工芸品	無形	有形民俗	無形民俗	史跡•名勝	天然記念物
有効回答数	219	28	103	3	6	16	21	42
災害が起きた時に文化財を救ってほしい	76	17	38	1	3	5	3	9
対象文化財の応急的な修理に対して補助してほしい	72	18	34				3	17
文化財に対する専門的かつ技術的な助言・ 指導がほしい	65	14	23	0	3	1	6	18
対象文化財に関わらず未指定を含めた地域 に残る文化財全般の調査をしてほしい	64	10	31	0	2	6	5	10
まちづくりに結び付く取組を充実させてほしい	56	9	26	1	0	5	4	11
教育や生涯学習に結び付く取組を充実させてほしい	55	9	23	2	2	6	5	8
対象文化財の活用(公開含む)に関して支援してほしい	46	7	18	1	0	9	4	7
観光誘客に結び付く取組を充実させてほしい	45	8	20	1	0	5	6	5
対象文化財の調査をして価値を明らかにして ほしい	38	6	12	0	1	9	5	5
指定文化財の所有者(保持者・保存団体含む)同士の情報交換の場がほしい	29	7	10	1	1	4	1	5
所有者同士で情報交換ができるようなネット ワークを形成してほしい	6				1	5		
その他	20	2	9	1	0	1	2	5

#### →「その他」の回答

○信仰の対象なので観光客への対応には協力できない。
○文化財に関する知識の蓄積。

○県の文化財拠点施設の整備。 ○子どもたちの興味を引き出す取組の充実。

○出演機会の充実。
○新型コロナウイルス感染症対策への支援。

○維持管理の実態を知ってほしい。

# 問6 あなたが所有する文化財について心配やお困り事、疑問がある場合の相談相手は?

	合計	建造物	美術工芸品	無形	有形民俗	無形民俗	史跡•名勝	天然記念物
有効回答数	219	28	103	3	6	16	21	42
市町村の文化財担当者	125	18	57	2	4	8	9	27
県の文化財担当者	60	13	22	3	2	2	9	9
県の文化財保護指導委員(地域担当委員)	32	6	13	0	1	1	2	9
相談できる相手はいない	18	0	12	0	0	0	3	3
県内の他の博物館・美術館等の学芸員	17	3	11	1	1	0	1	0
県内の大学等の研究者	17	2	10	0	0	4	0	1
地域の文化財に関する支援団体	17	4	5	1	1	3	1	2
保存団体等のメンバー	14					14		
県外の大学等の研究者	12	1	9	0	0	0	] 1	1
県外の博物館・美術館等の学芸員	11	2	7	0	0	0	1	1
山形県立博物館、山形県立うきたむ風土記の 丘考古資料館の学芸員	2	0	2	0	0	0	0	0
その他	28	2	17	1	0	2	2	4

## →「その他」の回答

○誰に相談したらよいかわからない。 ○修理技術者。 ○文化庁等国の機関

## 問7 あなたが所有する文化財について次の世代への継承の見通しは?

	合計	建造物	美術工芸品	無形	有形民俗	無形民俗	史跡•名勝	天然記念物
有効回答数	219	28	103	3	6	16	21	42
相続による継承の見通し	91	12	57		2		5	15
わからない	46	3	16	0	1	3	9	14
後継者又は次の世代がいる	10			2		8		
地方公共団体や博物館・美術館等へ寄贈することを考えている	9	1	5		1		1	1
現在後継者はいないが、後継者の育成を考えている	7			2		5		
売り渡すことを考えている	4	0	2		0		1	1
その他	54	12	23	1	2	2	2	12

→「その他」の回答

○市町村所有なので問題なく継承される。 ○後継者はいるが十分ではない。

#### ②市町村に対する調査

- ※「所有者等」とは、県指定文化財の所有者・保存会・保持者・保存団体のこと。
- ※「修理」には、史跡の整備や天然記念物の再生事業も含む。
- ※「その他」の回答は、実際の回答から抜粋、文章・語句の加除修正を行った。
- ※回答は選択式。(問3,6,7,9,10,12,13,15以外は複数選択可とした)
- ※1町のみ県指定文化財がないため、県指定文化財に関する一部設問は回答なし。

#### 問1 域内を見渡して文化財を取り巻く環境はどのように変化しているか?

選択肢	回答数
過疎化・高齢化が進んでいて地域社会が衰退している	2 7
文化財や地域の歴史・文化の魅力を生かした地域づくりをしていく必要がある	2 3
地域の歴史・文化への関心が希薄になっている	1 8
災害の危機に瀕することが多くなった	1 4
観光客が増えており文化財のニーズが高まっている	2
その他	3

- →「その他」の回答
  - ○限界集落・消滅集落が増加している。
  - ○茅葺屋根の職人が減少しており、屋根修理が難しい。
  - ○歴史・文化に通じた知識人が減り、自発的に調査を行う人が減った。

## 問2 域内の所有者等との関係で課題となっていることは何か?

SW 3-277 13 E 3 C 32 Papir Comme Co. 2 CC 3 CC 10 (13.0)	
選択肢	回答数
所有者等の管理に関する不安	2 1
所有者等の修理に関する不安	1 5
所有者等の継承に関する不安	6
所有者等が必要としていることがわからず、意見の吸い上げができていない	6
連絡が取れない所有者等がいる	6
所有者等の活用に関する不安	4
その他	2

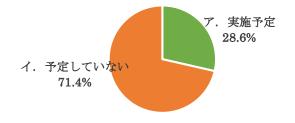
- →「その他」の回答
  - ○大規模修理のための経費を準備できない。

# 問3 現在、文化財調査を実施しているか?また、今後、実施を予定しているか?

選択肢	回答数
ア. 行っている	1 5
イ. 行っていない	2 0

選択肢	回答数
ア. 実施予定	1 0
イ. 予定していない	2 5





#### 問4 県指定文化財の管理に関する課題は何か?

選択肢	回答数
専門的な知識がないために管理に関する指導・助言ができない	1 9
文化財を取り巻く環境(立地、樹木、機器等)に不安がある	1 4
文化財を取り巻く環境(温湿度、虫、カビ、ネズミ等)に不安がある	1 1
文化財を取り巻く環境(防犯、セキュリティ等)に不安がある	1 1
山形県文化財保護条例で規定されている届け出や申請について所有者が十分に理解できて いない	8
専門的な知識を有する人とのつながりがないため、相談先がわからない	7
その他	4

- →「その他」の回答
  - ○県による文化財管理指導で専門的な指導が不足している。
  - ○文化財の管理をしている地区の高齢化が進み今後の管理に不安がある。

#### 問5 県指定文化財の修理に関する課題は何か?

選択肢	回答数
所有者が費用を準備できないために修理が進まない	1 9
修理が必要かどうか文化財の状況を判別できない	1 1
指定文化財の修理に適した技術を有する修理技術者・業者かどうか判断できない	9
指定文化財としてどのような修理を行えばよいかわからない	8
修理技術者の確保ができない	6
修理のための原材料や道具の確保ができない	6
その他	4

- →「その他」の回答
- ○適切な周期での修理が実施てきていない。 ○県指定文化財の修理が進まない。

# 問6 文化財に関する防災計画やマニュアルはあるか?

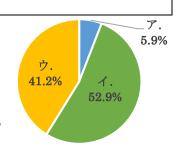
選択肢	回答数
ア. ある	2
イ.ない	3 2

## 問7 災害発生時に職員は文化財保護業務を継続できるか?

選択肢	回答数
ア. 全員、通常通り文化財保護業務を継続できる	2
イ. 一部職員は、避難所対応等の別業務への配置がある	1 8
ウ. その他	1 4



○文化財担当のすべての職員が避難所対応等の別業務に従事する可能性がある。



# 問8 今後、文化財の防災のために望むことは何か?

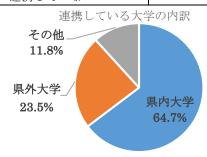
選択肢	回答数
県が中心となって歴史資料ネットや各大学等の関係機関と連携体制を整える	1 8
県が中心となって県内市町村間の連携や県域を超えた広域連携の体制を整える	1 8
指定文化財だけでなく未指定文化財も含めた所在リストとマップのアーカイブ化を進める	1 1
被災した資料の一時保管場所を確保する	1 1
その他	3

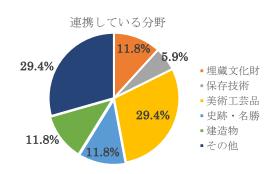
<sup>→ 「</sup>その他」の回答

○ハザードマップとリンクした文化財所在マップを作成してほしい。

## 問9 大学や研究機関と連携しているか?

選択肢	回答数
ア. 連携している	1 1
イ. 連携していない	2 4





## 問10 今後、県に取り組んでほしいことは?

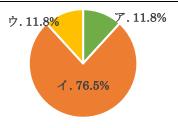
選択肢	回答数
修理に対する補助金を充実させてほしい	2 5
個別調査の県指定文化財の保存に関して技術的・専門的な指導・助言がほしい	1 6
市町村指定や未指定文化財の保護に関して助言がほしい	1 3
職人・担い手の育成に関する取組をしてほしい	1 3
文化財保護管理指導で専門的な助言がほしい	1 2
技術・材料の継承に関する取組を実施してほしい	1 1
個別調査の文化財(国指定)の保存活用計画の策定に対して助言がほしい	1 1
防災に関する取組を実施してほしい	1 0
教育分野と連携した取組を実施してほしい	1 0
観光分野と連携した取組を実施してほしい	1 0
まちづくり分野と連携した取組を実施してほしい	1 0
市町村間の連携や情報交換を促してほしい	9
悉皆的な文化財調査を実施してほしい	8
地域計画の作成に対して助言がほしい	8
広報・情報発信を実施してほしい	7
その他	4

#### →「その他」の回答

- ○専門職員を配置し、専門的な指導助言を得たい。
- ○文化財を活用した事例を教えてほしい。

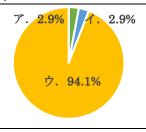
# 問11 域内の所有者等に対して定期的に連絡をとっているか。

選択肢	回答数
ア. 定期的に連絡している	4
イ. 随時、何かあれば連絡している	2 6
ウ. ほとんど連絡をとっていない	4



## 問12 域内の所有者等とどのくらいのスパンで連絡をとっているか?

選択肢	回答数
ア. 1年に1回	1
イ. 数年に1回	1
ウ. 随時(特に決まっていない)	3 2



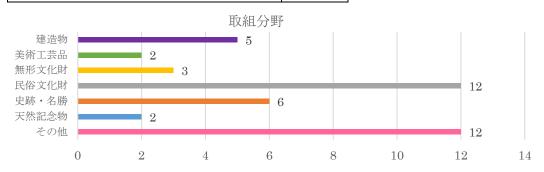
## 問13 域内の所有者等と連絡をとるきっかけは何か?

選択肢	回答数
所有者から連絡・相談を受けて	2 9
市町村から定期的に文書等を送付	3
市町村で独自に所在確認調査等	3
所有者の連絡会や研修会等を実施	0
その他	1 6

- →「その他」の回答
  - ○県による文化財管理指導へ随行するため。
    ○補助金に係る手続きをするため。
  - ○域内での災害発生時に被害状況を確認するため。
  - ○文化財防火デーの実施のため。

## 問14 直近5年間で文化財保護に関する独自の取組を実施したか?

選択肢	回答数
ア. 実施した	1 9
イ. 実施していない	1 6





# 資料5 山形県が過去に実施した文化財調査一覧

## 山形県史蹟名勝天然記念物調査

	報告書名	刊行年	発行機関
山形県史蹟名勝天然記念物調査報告	第一輯	大正14年	山形県
山形県史蹟名勝天然記念物調査報告	第二輯	昭和2年	山形県
山形県史蹟名勝天然記念物調査報告	第三輯	昭和3年	山形県
山形県史蹟名勝天然記念物調査報告	第四輯	昭和4年	山形県
山形県史蹟名勝天然記念物調査報告	第五輯	昭和6年	山形県
山形県史蹟名勝天然記念物調査報告	第六輯	昭和8年	山形県
山形県史蹟名勝天然記念物調査報告	第七輯	昭和10年	山形県
山形県史蹟名勝天然記念物調査報告	第八輯	昭和12年	山形県
山形県史蹟名勝天然記念物調査報告	第九輯	昭和13年	山形県
山形県史蹟名勝天然記念物調査報告	第十輯	昭和14年	山形県
山形県史蹟名勝天然記念物調査報告	第十一輯	昭和15年	山形県
山形県史蹟名勝天然記念物調査報告	第十二輯	昭和16年	山形県

#### 山形県文化財調査

	報告書名	刊行年	発行機関
山形県文化財調査報告書	第一輯 山寺の入定窟調査について	昭和25年	山形県教育委員会
山形県文化財調査報告書 物	第二輯 深山及び中村の観音堂とその仏教文化/飛鳥の植	昭和26年	山形県教育委員会
山形県文化財調査報告書	第三輯 庄内地方の巨樹と名木	昭和27年	山形県教育委員会
山形県文化財調査報告書	第四輯 山形県の古墳	昭和28年	山形県教育委員会
山形県文化財調査報告書	第五輯 山形獄中の陸奥宗光	昭和29年	山形県教育委員会
山形県文化財調査報告書	第六輯 山形県の板碑文化	昭和30年	山形県教育委員会
山形県文化財調査報告書	第七輯 置賜地方の豪族聚落	昭和31年	山形県教育委員会
山形県文化財調査報告書	第八輯 飛鳥・サンゴ類群棲地に関する調査	昭和33年	山形県教育委員会
山形県文化財調査報告書	第九輯 山形県指定有形文化財 絵画・書跡の部	昭和34年	山形県教育委員会
山形県文化財調査報告書	第十輯 西置賜郡小国産そろばん玉石	昭和35年	山形県教育委員会
山形県文化財調査報告書	第十一輯 山形県の彫刻	昭和36年	山形県教育委員会
山形県文化財調査報告書	第十二輯 山形県の民俗芸能 第一篇	昭和37年	山形県教育委員会
山形県文化財調査報告書	第十三輯 島遺跡調査報告	昭和38年	山形県教育委員会
山形県文化財調査報告書	第十四輯 山形県の無土器文化	昭和39年	山形県教育委員会
山形県文化財調査報告書	第十五輯 山形県の甲冑	昭和43年	山形県教育委員会
山形県文化財調査報告書	第十六輯 出羽三山の修験道と神仏分離	昭和44年	山形県教育委員会
山形県文化財調査報告書	第十七輯 山形県の民家	昭和45年	山形県教育委員会
山形県文化財調査報告書	第十八輯 岡山 山形県における原始住居跡と立石遺構	昭和47年	山形県教育委員会
山形県文化財調査報告書	第十九輯 東根市西北平坦部の遺跡群―古墳から条里へ―	昭和48年	山形県教育委員会
山形県文化財調査報告書	第二十輯 羽黒山修験道資料	昭和50年	山形県教育委員会
山形県文化財調査報告書 民俗―寒河江ダム水没地図	第二十一輯 月山山麓月山沢・四ツ谷・砂子関・二ツ掛の < 緊急調査報告—	昭和51年	山形県教育委員会
山形県文化財調査報告書	第二十二輯 格知学舎関係資料	昭和52年	山形県教育委員会
山形県文化財調査報告書	第二十三輯 本山慈恩寺・出羽三山神社の仏像	昭和55年	山形県教育委員会
山形県文化財調査報告書	第二十四輯 本山慈恩寺の仏像	昭和58年	山形県教育委員会

#### 山形県総合学術調査

田沙水心口于内的丘				
		報告書名	刊行年	発行機関
山形県総合学術調査報告	朝日連崎	<b>~</b>	昭和39年	山形県総合学術調査会
山形県総合学術調査報告	第1次	吾妻連峰	昭和41年	山形県総合学術調査会
山形県総合学術調査報告	第2次	羽越水害における山形県南西部の水害調査報告	昭和43年	山形県総合学術調査会
山形県総合学術調査報告	第3次	飯豊連峰	昭和45年	山形県総合学術調査会
山形県総合学術調査報告	第4次	鳥海山・飛島	昭和47年	山形県総合学術調査会
山形県総合学術調査報告	第5次	出羽三山(月山・羽黒山・湯殿山)・葉山	昭和50年	山形県総合学術調査会
山形県総合学術調査報告	第6次	神室山・加無山	昭和53年	山形県総合学術調査会
山形県総合学術調査報告	第7次	最上川	昭和57年	山形県総合学術調査会
山形県総合学術調査報告	第8次	蔵王連峰	昭和60年	山形県総合学術調査会
山形県総合学術調査報告	第9次	御所山	平成元年	山形県総合学術調査会
山形県総合学術調査報告	第10次	摩耶山	平成4年	山形県総合学術調査会

## その他調査

その他調査 類型	報告書名	刊行年	発行者
	<b>報 百 音 名</b> 山形県の近世社寺建築: 近世社寺建築緊急調査報告書	昭和59年	出形県教育委員会
建造物	山形県の近代和風建築: 山形県近代和風建築総合調査報告書	平成10年	山形県教育委員会
美術工芸品	山形泉の近代和風建築・山形泉近代和風建築総合調査報告書   本山慈恩寺文書調査報告書	昭和63年	山形県教育委員会
大州上太田	「山形県の民俗芸能」報告書	昭和37年	山形県教育委員会
	山形県の民俗会能」報告書   山形県の民俗資料―民俗資料緊急調査報告―	昭和40年	山形県教育委員会
	山形県の民俗資料―民俗資料系急調査報告    飯豊山麓中津川の民俗:中津川水没地区緊急調査報告	昭和40年	山形県教育委員会
	山形県民俗地図	昭和55年	山形県教育委員会
	山形県の民謡 一民謡緊急調査報告書一	昭和58年	山形県教育委員会
	山形県の民俗芸能総覧一無形民俗文化財調査報告書一	昭和60年	山形県教育委員会
	「山形県の民話」調査目録	昭和62年	山形県教育委員会
	山形県の諸職(伝統的手職)	昭和62年	山形県教育委員会
	「最上川の舟作り〜山形県大石田町〜」制作概況報告書	平成元年	山形県教育委員会
	「酒田の舟箪笥づくり〜山形県酒田市〜」制作概況報告書	平成2年	山形県教育委員会
	山形県の民俗芸能―山形県民俗芸能緊急調査報告書―	平成7年	山形県教育委員会
民俗文化財	おばこ節とお座敷唄	平成9年	山形県教育委員会
	労作唄とわらべ唄	平成9年	山形県教育委員会
	山形県の祭り・行事―山形県祭り・行事調査報告書―	平成16年	山形県教育委員会
	「山寺夜行念仏の習俗」調査報告書	平成17年	山形県教育委員会
	伝承文化による地域づくり実践事例集―山形県最上郡真室川町の取り組み―	平成18年	山形県教育委員会
	置賜地方にみる伝承文化と地域社会	平成19年	山形県教育委員会
	山形県置賜地方南部のシシ踊りと地域社会―米沢市綱木獅子踊を主	平成20年	山形県教育委員会
	たる事例として― 「庄内のモリ供養の習俗」調査報告書	平成21年	山形県教育委員会
	山形県最上地方の民俗文化と地域社会―「山の神勧進」行事を中心	平成21年	山形県教育委員会
	にして一 「最上地方の山の神の勧進」調査報告書	平成26年	山形県教育委員会
		昭和55年	
			山形県教育委員会
	山形県歴史の道調査報告書 2 奥の細道 1 山形県歴史の道調査報告書 3 奥の細道 2/出羽三山参詣道	昭和54年 昭和55年	山形県教育委員会 山形県教育委員会
	山形県歴史の道調査報告書 4 最上川 1	昭和55年	山形県教育委員会
	山形県歴史の道調査報告書 5 最上川 2	昭和54年	山形県教育委員会
	山形県歴史の道調査報告書 6 最上川 3	昭和55年	山形県教育委員会
		昭和54年	
			山形県教育委員会
	山形県歴史の道調査報告書 8 羽州街道 山形県歴史の道調査報告書 9 会津街道	昭和54年 昭和56年	山形県教育委員会
			山形県教育委員会
	山形県歴史の道調査報告書 10 越後街道	昭和56年	山形県教育委員会
	山形県歴史の道調査報告書 11 浜街道	昭和56年	山形県教育委員会
	山形県歴史の道調査報告書 12 二井宿・大塚街道	昭和56年	山形県教育委員会
史跡	山形県歴史の道調査報告書 13 小国街道	昭和56年	山形県教育委員会
	山形県歴史の道調査報告書 14 奥の細道総集編		山形県教育委員会
	山形県歴史の道調査報告書 15 米沢・板谷街道	昭和56年	山形県教育委員会
	山形県歴史の道調査報告書 16 青沢越街道	昭和57年	山形県教育委員会
	山形県歴史の道調査報告書 17 狐越街道	昭和57年	山形県教育委員会
	山形県歴史の道調査報告書 18 最上小国街道	昭和57年	山形県教育委員会
	山形県歴史の道調査報告書 19 茂庭街道	昭和57年	山形県教育委員会
	山形県歴史の道調査報告書 20 二口街道	昭和57年	山形県教育委員会
	山形県歴史の道調査報告書 21 小滝街道	昭和57年	山形県教育委員会
	山形県歴史の道調査報告書 22 村山西部街道:河西・横山通	昭和57年	山形県教育委員会
	山形県歴史の道調査報告書 23 関山街道	昭和57年	山形県教育委員会
	山形県歴史の道調査報告書 24 仙台街道:軽井沢・寒風沢越	昭和57年	山形県教育委員会
	山形県歴史の道調査報告書 25 総集編	昭和57年	山形県教育委員会
	名勝及び史跡山寺保存管理計画策定報告書	平成22年	山形県教育委員会
	昭和62・63年度 朝日・飯豊山系カモシカ保護地域特別調査報告書	平成元年	山形県教育委員会ほか
	平成6・7年度 朝日・飯豊山系カモシカ保護地域特別調査報告書	平成8年	山形県教育委員会
<b>∓</b> 殊罰♠Ѩ	平成14・15年度 朝日・飯豊山系カモシカ保護地域特別調査報告書	平成16年	山形県教育委員会ほか
天然記念物	平成16・17年度 南奥羽山系カモシカ保護地域特別調査報告書	平成18年	山形県教育委員会
	平成22・23年度 朝日・飯豊山系カモシカ保護地域特別調査報告書	平成24年	山形県教育委員会ほか
İ	平成30・令和元年度 朝日・飯豊山系カモシカ保護地域特別調査報告書	令和2年	山形県教育委員会
文化的景観	「最上川流域の文化的景観」調査報告書	平成23年	山形県教育委員会
/\   LI   J   J   M   M		1 14220 1	

資料6 山形県の文化財種別ごとの現状と課題

		現状と課題
有形文化	建造物	<ul> <li>● 建造物は常に風雨にさらされて経年劣化するため、日常的な維持管理と環境整備が重要であるが、社会状況の変化などにより、日常の管理が行き届かない場合が多くなっている。</li> <li>● 建造物のほとんどは木造であり、施設を維持管理するうえで防火対策は最も重要な対策であるが、不十分な文化財も多い。</li> <li>● 建造物は人が滞留する施設となっている場合も多く、耐震対策は非常に重要であるが、耐震化が進んでいない施設が多い。</li> <li>● 適切な周期で修理を実施することにより、文化財の価値の維持・向上を図る必要があるが、所有者にも多額の負担を要するため、修理が進まない文化財も多い。</li> <li>● 茅葺屋根の葺替えに必要な茅材と茅葺職人が不足している。</li> </ul>
財	美術工芸品	<ul> <li>● 美術工芸品には、紙や絹、木材などの脆弱な素材のものが多いため、他の文化財に比較して特に維持管理に注意を要するが、適切な環境での管理がなされていない場合がある。</li> <li>● 指定文化財の相続や売買に当たっては、法や条例に基づいた手続きが必要であるが、手続きの必要性が十分に周知されていないため、手続きがなされないまま所有者が異動し、所在不明になることがある。</li> <li>● 目に触れやすい仏像などは適切な時期での修理が行われやすいが、普段は箱に収めて保管されている書画や工芸品は修理の必要性に気づきにくく、適切な周期で修理が行われないものも多い。</li> </ul>
- 1	文 無 形	<ul> <li>無形文化財は人が体現する「わざ」そのものであり、それらを高度に体得した個人や団体を評価する文化財であるということが一般には分かりにくく、十分に周知されていない。</li> <li>無形文化財に関する調査が十分に行われていないため、県内にどのような無形文化財が存在しているのか明らかになっていない。</li> <li>無形文化財の中には地域住民の協力が得られず、継承する団体等が孤立している場合もある。</li> </ul>
民	有形	<ul> <li>● 有形民俗文化財の中には、生業や生活様式の変化によって使用されなくなった用具等が、貴重な文化財であることが認識されずに廃棄されてしまう場合がある。</li> <li>● 有形民俗文化財は地域の特色を示すものが多く、実態を調査のうえ保存・活用していくことが重要であるが、周知不足により地域住民の関心が低いことが指摘されている。</li> </ul>
【俗文化財	無形	<ul> <li>● 保存会の構成員の高齢化が進み、慢性的な後継者不足に陥っている団体が多い。</li> <li>● 無形民俗文化財の県指定が民俗芸能に偏っており、幅広い調査に基づく指定による保護につながっていないことが指摘されている。</li> <li>● 無形民俗文化財は年月の経過とともに変容するものも多く、適時記録することが重要であるが、十分に行われていない文化財が多い。</li> <li>● 無形民俗文化財の継承は地域社会の中で担われることが本来の姿であり、支援のあり方については、自主性が失われず、継承への意欲を維持しながら継承されるよう留意することが必要である。</li> </ul>
記念物	史跡・名勝	<ul> <li>・ 史跡・名勝については、保存活用計画を作成し、長期にわたる保存整備が必要となるケースが多く、継続した取組みが求められる。</li> <li>・ 史跡・名勝は、台風や集中豪雨等の自然災害による指定地の崩落・損壊や樹木の倒壊等により、人家等への被害も及ぼすことがあることから、災害対策に留意することが求められている。</li> <li>・ 史跡・名勝に求められている標識や説明板の設置等が不足し、文化財としての価値を十分に伝えられていない場合がある。</li> </ul>
40	記念物	<ul><li>▼ 天然記念物は、周辺環境の変化による影響が大きいことから、継続的なモニタリングが必要である。</li><li>▼ 天然記念物の所有者にとって、日常の維持管理が負担になっている場合がある。</li><li>▼ 天然記念物は地域のシンボルとなっている場合も多く、地域住民による継承活動への参画が望まれる。</li></ul>
	文 景 化 観 的	<ul><li>文化的景観の制度が十分に周知されておらず、地域住民にその価値が理解されていない場合がある。</li><li>文化的景観の選定に当たっては、地域住民の理解や協力が不可欠であるが、合意形成に時間や労力を要することが多い。</li><li>台風や集中豪雨等の自然災害により、文化的景観の構成文化財の毀損が発生している。</li></ul>
1	建造物的	<ul><li>● 伝統的建造物群の制度が十分に周知されておらず、地域住民にその価値が理解されていない場合がある。</li><li>● 伝統的建造物群の選定に当たっては、地域住民の理解や協力が不可欠であるが、合意形成に時間や労力を要することが多い。</li></ul>

# 資料7 山形県文化財保存活用大綱の策定の経過

#### (1) 策定方法

本大綱の策定に当たっては、知事の諮問を受け、令和3年3月30日付で山形県文化財保護審議会に山形県文化財保存活用大綱策定作業部会を設置して調査審議を行った。

#### (2) 経過

令和2年10月文化財保護実態調査の実施令和3年3月19日諮問

3月30日 山形県文化財保護審議会に部会の設置

第1回山形県文化財保存活用大綱策定作業部会の開催 6月10日 第2回山形県文化財保存活用大綱策定作業部会の開催

6月28日 市町村意見交換会の開催

9月24日 第3回山形県文化財保存活用大綱策定作業部会の開催

11月24日~12月13日 パブリック・コメントの実施

令和4年1月28日 第4回山形県文化財保存活用大綱策定作業部会の開催

答申

2月○日 策定

# (3) 部会所属委員

_ 即云川周安貝				
	氏 名	役 職 名	担当分野	
部会長	伊藤 清郎	山形県文化財保護協会会長	歴史(中世)	
	石﨑 武志	東北芸術工科大学文化財保存修復研究センタ ーセンター長	文化財修理	
	今石 みぎわ	東京文化財研究所無形文化遺産部主任研究員	民俗 (有形民 俗文化財)	
	菊地 和博	東北文教大学短期大学部特任教授	民俗 (無形民俗文化財)	
	北野 博司	東北芸術工科大学芸術学部教授	史跡	
	國井 美保	株式会社庄交価値創造研究所理事	地域活性化	
委 員	佐藤琴	山形大学学術研究院准教授・山形大学附 属博物館学芸研究員	絵 画	
	佐藤 大介	東北大学災害科学国際研究所准教授	文化財防災	
	佐藤 真美	山新観光株式会社取締役営業部長	観光	
	角屋 由美子	米沢市上杉博物館上杉文化研究室室長·上杉 神社稽照殿学芸員	歴史 (近世)	
	永井 康雄	山形大学工学部教授	建築	
	山﨑 香菜子	赤倉編集室編集者(元最上町地域おこし協力 隊)	情報発信	

(五十音順、敬称略)

#### (4) 部会設置要綱

(設置)

第1条 山形県文化財保護条例(以下「条例」という。)第36条の3(7)により知事から諮問のあった山形県文化財保存活用大綱(以下「大綱」という。)の策定及び変更にあたって、必要な事項を調査審議するため、条例第36条の9に基づき山形県文化財保護審議会に山形県文化財保存活用大綱策定作業部会(以下「部会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 部会は、委員及び臨時委員12人以内で組織する。

(委員)

- 第3条 条例36条の5に基づき、委員及び臨時委員は、文化財に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 2 部会に属する委員及び臨時委員の任期は、条例第36条の3(7)に関する調査審議が終了するまでとする。
- 3 条例36条の9の2に基づき、部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 4 条例 36 条の 9 の 3 に基づき、部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 5 条例36条の9の4に基づき、部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 条例 36 条の 9 の 5 に基づき、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長 があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 条例36条の8の1に基づき、部会は、部会長が招集する。
- 2 条例36条の8の2に基づき、部会長は、会議の議長となる。
- 3 条例 36 条の 8 の 3 に基づき、部会は、当該部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席 しなければ、会議を開くことができない。
- 4 条例 36 条の 8 の 4 に基づき、部会の議事は、出席した当該部会に属する委員及び臨時委員 の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の決議)

第5条 部会の決議をもって審議会の決議とする。

(意見の聴取)

第6条 条例第36条の10に基づき、部会は、特に審議のため必要があるときは、委員及び臨 時委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、観光文化スポーツ部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。

市町村取組事例集

県内の市町村では、文化財の保存・活用に関する取組みが活発に行われています。本大綱では、各市町村から取組事例を一つずつご紹介します。

	山形市
取組みの名称	山形市指定文化財現況確認調査
取組みの内容	現在 90 件ある市指定文化財について、所在や保管状況の確認を実施するほか、所有者から保存上の課題を聞き取るなどの確認調査を行っています。これを東北芸術工科大学との包括連携協定に基づき、同大学に委託して実施しています。学生も参加することにより、学生が直接文化財に触れることで専門的な知見を得ることができ、それを山形に還元してもらうことを目指しています。確認した結果、修理や保存状態の改善が必要な場合は、同大学の専門的なアドバイスを受けることにより、市指定文化財の確実な保存・継承を目指しています。

	上山市
取組みの名称	かみのやま草屋根プロジェクト
取組みの内容	ふるさとの茅葺き文化を地域で適正に保存し、後世に正しく伝承するため、 地元の耕作放棄地を茅場に再生させ、再生茅場で収穫した茅で茅葺き屋根を保 全する歴史まちづくり(かみのやま草屋根プロジェクト)が、平成28年度から史跡「楢下宿」の住民主導で進められています。良質な茅を確保するため、再生茅場では年2回の下草刈りが実施され、11月の茅刈りには楢下宿地区の住民に加え、茅葺き職人、武家屋敷の関係者、上山市放課後こども教室(かみのやま寺子屋・けやきっず)の児童、東北芸術工科大学や山形大学の学生など、活動の趣旨に賛同する大勢の方々が市内外から参加しています。

	天童市	
取組みの名称	高木イバラトミヨ保存会による保全活動	
取組みの内容	高木イバラトミョ保存会は、県指定天然記たん池や高木川に生息するイバラトミョを保によって平成14年(2002年)に設立された団体です。草刈りや川床の掃除などの環境整備事業を年5回程度行うほかに、地域の子どもたちと高木川にてイバラトミョを見つけ、実際に観察しながら絵を描く夏季学習会を毎年1回行っています。このような活動を通して、地域の方々にイバラトミョへの理解を深めてもらいながら、保護活動に取り組んでいます。	

	山辺町
取組みの名称	山辺町ふるさと資料館事業
取組みの内容	山辺町ふるさと資料館は、江戸時代に紅花・青苧等を扱い、商業活動で栄えた佐藤清五郎家の敷地に設立されています。土蔵を活用した趣ある展示室に、 先人の歩みを今に伝える書画・染物・織物などの郷土資料、町指定文化財でもある浄瑠璃人形や紅花染め小袖などを展示しています。 随時、さまざまなテーマによる企画展も開催するほか、2月~3月には、江戸時代に最上川舟運によって山辺にもたらされた貴重なお雛さまを展示する「やまのべ雛飾り」を開催しています。

取組みの名称	旧柏倉家住宅及び旧柏倉惣右衛門家住宅の保存・活用
取組みの内容	平成29年(2017年)4月に寄附を受け、令和元年度に重要文化財に指定された「旧柏倉家住宅」と町指定文化財「旧柏倉惣右衛門家住宅」について、平成30年度に策定した柏倉家住宅保存・利活用基本計画及び同実施計画に基づき、保存・活用等を進めています。また、令和2年(2020年)7月より両施設の一般公開を開始し、県内外の多くの方々より来館いただいています。そのほか、現在、旧柏倉家住宅保存活用計画策定事業に着手しており、国・県の協力のもとさらに高度な保存・活用の方策を検討しています。

	寒河江市
取組みの名称	国史跡「慈恩寺旧境内」整備事業
取組みの内容	本市では国史跡「慈恩寺旧境内」の整備を進めていますが、令和3年(2021年)5月にこの史跡を紹介する慈恩寺テラスが開館しました。展示室では史跡を理解する上で重要な7つの事項について解説しています。床には東西5km×南北1kmあったという江戸時代の境内を航空写真によって表現し、本堂周辺を模したジオラマではプロジェクションマッピングにより地形と連動した解説をしています。また、シアタールームの240度のカーブスクリーンに映し出される慈恩寺の文化財の数々、特に細やかな紋様は必見です。同施設の開館によって、歩いて本堂に向かう人が増え、山門や本堂を迫力ある正面から見ることになり、指定文化財建造物の魅力発信にもつながっています。

	河北町	
取組みの名称	伝統文化等地域活性化事業補助金	
取組みの内容	地域の伝統芸能や文化の継承や発表等に取り組む 団体の備品購入や修繕に対して平成 27 年度より補助 金を交付し、地域の活性化を図っています。これまで に 15 件、補助金の交付を行っております(令和3年 (2021 年) 11 月末現在)。 写真は伝統芸能活動(豊年太鼓、御神楽、倭楽、巫 女舞)の育成及び奉納を行った時のものです。	

取組みの名称	安中坊別当屋敷跡整備事業	
取組みの内容	西川町大字吉川地内にある、大江親広(安中坊)ゆかりの地である町指定文化財の史跡「安中坊別当屋敷跡」を、安中坊歴史公園と名付け、整備工事を実施しました。 過去に安中坊遺跡として発掘調査した史跡のため、掘削は最小限とし、あずま屋、案内表示板、井戸跡、秋葉山祠の表示など出来る限りシンプルな公園整備としました。 今後は、親広の父である大江広元が登場するテレビドラマ番組とタイアップしての広報活動を行い、また、隣接市である寒河江市とも協力し、大江氏のPRとともに文化財の重要性を伝える活動を展開したいと考えています。	

朝日町	
取組みの名称	朝日町エコミュージアム
取組みの内容	朝日町は平成元年度からエコミュージアムについて、研究と取組みを行っています。 「エコミュージアムは、朝日町民にとって見学者であると同時に出演者であり、町はまるごと博物館になり、住民は誰でも学芸員になる」という理念を掲げ、活動を行っています。案内やイベント開催を通して自然遺産・文化遺産に触れる機会を創出しています。 文化財はもちろんのこと、町の産業や文化面での歴史も掘り下げつつ、情報の集積と発信を行っています。 【近年開催のイベント】 町全体が博物館!朝日町エコミュージアムサテライト散歩…参加者84人(全6回) 地球にやさしい町めぐりSDGsスタンプラリー…参加者19人

大江町	
取組みの名称	文化的景観保護推進事業
取組みの内容	最上川から左沢市街地、楯山一帯を範囲とする重要文化的景観「最上川の流通・往来及び左沢町場の景観」について、ワークショップを通して大人から子供まで住民の関わりを促進しつつ、当該文化的景観の整備計画を策定しました。現在は、重要な構成要素である建物修理への支援や、文化的景観の活用に向けた案内板など各種標示の設置を進めています。 また、文化的景観の重要な構成要素である国指定史跡「左沢楯山城跡」も、住民を対象とした見学会や体験事業を開催しながら、誰でも城の構造を体感しつつ城跡内を散策できるように、散策路や遺構表示など第1期整備を進めています。

—————————————————————————————————————		
取組みの名称	文化財まち歩き事業	
取組みの内容	市内各地を会場に地域を巡るまち歩き事業を開催しています。一部地域では 先行して取り組まれていましたが、歴史文 化基本構想策定事業でのワークショップ等 を契機に、他地域にも活動が拡がっていき ました。 事業の主体となっているのは、各地域の まちづくり協議会です。地域の郷土史家な どがガイドとなり、地域の寺社仏閣や石碑、 記念物などを紹介しているほか、散策路や 案内板の整備などにも取り組んでいます。	

東根市	
取組みの名称	「Look for 伝承文化」公演開催
取組みの内容	ふるさとに伝わる貴重な民俗芸能や民俗行事等の公演・公開を通じて、伝承文化の継承と発展を図っています。 「Look for 伝承文化」とは、伝承文化のすばらしさを探求する、あるいはその価値を見い出すという意味で、Look for 伝承文化実行委員会が主催しています。平成8年(1996年)から「Look for 伝承文化」として始まった公演は、平成18年(2006年)から「Look for 子ども伝承フェスティバル」、平成28年(2016年)から「Look for エブリィ(みんなの)伝承祭」と名称を変え、新たな企画なども加わり公演が続いており、伝承文化の保存・継承を通して世代間交流も生まれています。

# 尾花沢市 取組みの名称 延沢城跡保存会 延沢城跡保存会は、国指定史跡「延沢銀山遺跡」内にある延沢城跡の保存、 整備を図り、地域文化と郷土愛を培い、地域文化の向上に寄与することを目的 として組織されました。延沢城跡の麓に位置する4地区の住民、史跡の地権者、 財産区管理委員、関係団体や、会の趣旨に賛同する者で構成されており、本丸 跡までの登城路を維持するため、定期的に倒木処理や草刈り作業を行っています。 また、延沢城を築城し、この地を治めた野辺沢薩摩守満重、能登守満延、遠 江守光昌の野辺沢三氏を称える 「能登守まつり」を開催していま 取組みの内容 す。麓に位置する常盤小学校で は、「おしろ山の日」を設け、延沢 城跡の歴史を学び、全校児童がそ ろって城跡に登ります。 子供から高齢者まで、延沢城跡 を守り後世に伝える意識の醸成が

なされ、会員のみならず、地区民を

	挙げて保存活動を行っています。		
	大石田町		
取組みの名称	ギフチョウ・ヒメギフチョウ保護活動		
取組みの内容	町指定天然記念物であるギフチョウ及びヒメギフチョウの保護活動を実施しています。保護監視員を設置し、成虫期の入山に際し注意喚起を行うほか、毎年生息数調査をすることで個体数の変化を記録しています。また、地区民には、食草保護のための下草刈りをお願いしています。町内の小学生を対象に現地での観察会も実施し、両チョウへの保護意識を養っています。		

新庄市	
取組みの名称	「新庄おたまや保存会」による史跡「新庄藩主戸沢家墓所」の維持管理
取組みの内容	「新庄おたまや保存会」は、国指定史跡「新庄藩主戸沢家墓所」(御廟所/おたまや)の維持管理及び保存のほか広く公開することを目的として、昭和 58年(1983年)10月に発足しました。新庄藩の旧家臣団子孫の方々が会員の中心となり、草刈り、雪囲い等の周辺環境の整備や御廟所の維持管理に努めるほか、国庫補助事業の継続に必要な測量事業も実施するなど、様々な形において、同史跡の整備・保存に尽力しています。また、保存のみならず、子ども向けも含めた案内パンフレットや誘導看板の制作・設置等、観光面における文化財の活用の面においても貢献しています。今後も、同保存会では管理団体である市と共に、由緒ある"おたまや"を永く守り伝えていきます。

	金山町
取組みの名称	子供伝統芸能発表会
取組みの内容	金山町内の有屋地域では 600 年以上の歴史があると言われる番楽が、安沢地区では 300 年以上前に伝わったと言われる歌舞伎が、今も受け継がれています。伝統芸能の後継者育成、郷土教育の推進等を目的として、有屋小学校と明安小学校では、学校と地域が一体となって、子どもたちが番楽と歌舞伎を保存伝承しています。 日頃の成果を広く町民に紹介するとともに、今後の活動をますます喚起するために「子供伝統芸能発表会」を開催しています。

	最上町
取組みの名称	小国馬産に関する歴史資料の収集・保存
取組みの内容	小国(現在の最上町)では、古来、馬産に適した自然環境の下で馬の生産が続けられてきました。中でも牡馬は"小国駒"という名で広く知られ、献上馬や軍馬として数多く移出される等、まさに地域を特色づける産業として発展しました。現在はわずか数頭が飼われているのみですが、かつて県内随一の馬産地であった歴史を、今後も末永く後世に伝えるため、町はこれまで馬の写真や馬具等の貴重な歴史資料を収集し保存に努めてきました。 近い将来には、その他民具を含めてより多くの方々にご覧いただける展示環境整備を目指し、閉校した小学校教室等を活用しながら準備を進めています。

舟形町	
取組みの名称	地域保全会で守る天然記念物「親杉」
取組みの内容	県指定文化財である天然記念物「親杉」は、樹齢 900 年以上といわれる老大杉です。平成 23 年 (2011 年) に地域保全会を設立し、毎年下刈りや案内板の雪囲いなど周辺環境の保全活動に対して支援を行っています。また、枯れ枝の剪定や樹木周辺に杭とロープを設置することで樹木本体の保全に努めています。それらの保全活動を地域で行うことで、文化財保全の意識を醸成させ、次世代につなげることを目的としています。また、「親杉」までの歩道を整備し、歴史的背景等が記されている案内板等を設置することで、地域の子どもたちの森林学習や観光資源としても活用しています。

真室川町	
取組みの名称	ふるさと子ども伝承祭
取組みの内容	真室川町内で伝承文化の継承に取り組む子ども達が日頃の成果を発表する機会として、平成 15 年度からふるさと子ども伝承祭を行っています。     伝承文化団体の競演と交流の場として、また、伝承文化団体が協働で企画運営を行い、開催しています。     平成 25 年度に、町内の番楽及び女甑山の大カツラが、県の「未来に伝える山形の宝」に登録されたことを受け、保存継承活動の更なる充実を図っています。

大蔵村	
取組みの名称	肘折砂防堰堤ライトアップ
取組みの内容	平成21年(2009年)に国の有形文化 財に登録された「肘折砂防堰堤」は、肘 折温泉の上流に位置し、温泉街を土砂災 害から守り続けています。 村、肘折温泉商店組合・旅館組合、村 観光協会が連携し、令和3年(2021年) からライトアップを実施し、この「肘折 砂防堰堤」を観光資源として活用してい ます。

	鮭川村
取組みの名称	鮭川小学校「伝統芸能学習」
取組みの内容	鮭川小学校では、総合的な学習の時間を利用し、伝統芸能学習を行っています。3年生から6年生は、「羽根沢節」「段の下田植え踊り」「鮭川歌舞伎(山形県指定無形文化財)」「清流さけがわ太鼓」といった伝統文化を、地域の方を講師として学んでいます。     地域の方との交流の中で、大人との関わり方や挨拶、マナーなども学びながら、その学習の成果を学習発表会で披露し、保護者の方にも子どもの成長を伝えています。     また、この事業で伝統文化を学んだ児童が大人になってからその団体に加入するなど、伝統芸能の保存会の後継者育成の側面もあり、村の伝統芸能等の継続的な活動にも寄与しています。

	戸沢村
取組みの名称	樹木医診断
取組みの内容	村内の村指定文化財、県指定文化財の 天然記念物について毎年、樹木医事務所 に診断をしてもらい、その診断結果をも とに天然記念物の樹勢維持のために必 要な対策を行っています。

	米沢市
取組みの名称	米沢工業高等学校と連携した建造物調査
取組みの内容	米沢工業高等学校建設環境類の授業の一環として、建造物の記録保存調査や 撮影調査を行っています。平成 30 年度に行った「創匠庵」での調査で作成された実測図は、国登録文化財の申請資料として使用され、平成 31 年度に国の登録文化財となりました。 今年度は、ドローンを用いた文化財の空撮を行っており、今までになかった視点の提供や普段目の届かない箇所の確認が可能となりました。 また、若い世代が活動することで興味を持つ地域の方も多く、文化財の保護だけではなく普及活動の推進にもつながっています。

	南陽市
取組みの名称	白竜湖泥炭形成植物群落保全活動
取組みの内容	赤湯地区にある県指定天然記念物「白竜湖泥炭形成植物群落」は、心の原風景として市民から愛されており、後世に残していきたい貴重な天然記念物です。     白竜湖では、ヒシの繁茂による水質悪化や湖盆の浅形化が問題となっています。この状況が続けば、今世紀中に湖が消滅する可能性を専門家から指摘されてきました。そこで、令和元年(2019年)8月に小型水草刈り船によるヒシの除去作業を行い、以降毎年、除去を計画しています。併せて、水質調査を行うことで、変化の推移を確認しています。     水質調査の結果として、「水の循環による水質の改善」と「2016年までは年間1cm ずつ浅くなっていたが、除去後は浅くなるペースが鈍化している」ことが判明しました。

	高畠町
取組みの名称	玉龍院五百羅漢像修復事業
取組みの内容	玉龍院五百羅漢像は、「天保の大飢饉」が発生した時期に民衆の飢餓や疫病を打ち払い、豊作や健康、地域の安寧を祈念して、住民の願いにより運ばれたと伝えられています。平成23年(2011年)の東日本大震災によって、五百羅漢像のほとんどが破損しました。改めて地域の宝としての存在が浮き彫りとなり、後世に守り伝えたいとの機運が高まりました。6か年にわたる修復事業を通して、地域の絆や歴史が見直され、地域住民の心の拠所として、また歴史文化による観光の拠点としての役割が期待されています。

	川西町
取組みの名称	下小松古墳群の環境整備と利活用
取組みの内容	里山と下小松古墳群を守る会は、町と連携し、下小松古墳群内の草刈り、立ち枯れ木や倒木の処理、保全のための環境整備を行うなどにより、希少な動植物を守るとともに、眺望等に配慮しながら里山の景観を保つ活動を行っています。 また、見学しやすい環境づくりとして、案内板、コース標識、植物名プレート等の破損個所の修繕、交換を行いながら、里山に親しんでもらうイベント等を実施し、より多くの住民に下小松古墳群の魅力を伝えています。さらに、学校教育や生涯学習、交流の場としても活用しながら、貴重な文化資産を次世代に繋いでいくための様々な活動を展開しています。

長井市		
取組みの名称	国指定天然記念物「伊佐沢の久保ザクラ」	」樹勢回復マルチング作業
取組みの内容	伊佐沢地区内に存在する国指定天然記録 良による樹勢回復を目的としたマルチング作業を例年実施しています。地域の方々で構成される「伊佐沢櫻会」を中心に、隣接する伊佐沢小学校の児童も参加しています。(令和3年度はコロナ感染防止の観点で小学生は不参加。)夏季に土壌が乾燥することを防ぐために、桜の木の周辺に落ち葉を敷き詰めコモを敷く作業を実施しています。	念物「伊佐沢の久保ザクラ」の土壌改

小国町		
取組みの名称	黒沢峠敷石道の保全と活用	
取組みの内容	越後米沢街道十三峠の一つ、黒沢峠には、上杉時代に敷かれた約3,600段もの敷石が2.6km ほどの区間に残されています。昭和55年(1980年)、黒沢集落の住民たちが中心となって結成された黒沢峠敷石道保存会は、町を代表する本史跡を後世へ守り残すことを目的とし、40年以上にわたって保全・環境整備・周知活動に取り組んできました。また、昭和61年(1986年)からは毎年秋に「黒沢峠まつり」を開催し、トレッキングガイド等を通して、その魅力を広く参加者たちへ伝えています。さらに近年は、石切り場跡といった関連遺構の確認調査を行うなど、文化財の価値を探り、それを守り、活かす取り組みが町民主体で試みられています。	

白鷹町	
取組みの名称	しらたか古典桜の里推進協議会
取組みの内容	当町では樹齢 500 年以上の桜を「古典桜」と名付け、桜の保護活動と観光資源としての活用を推進しています。協議会には、「古典桜」や地域の象徴的な桜の保存会と行政が所属し、保存会の活動を支援しています。当町の観光にとって欠かせない開花時期の活動支援や桜の保護活動への助成支援を行っています。研修会では、鳥獣または粘菌被害を克服した桜を訪れて対処法を学ぶなど、保存活動に関する支援を幅広く取り組んでいます。

飯豊町		
取組みの名称	飯豊遺産制度	
取組みの内容	飯豊町内の文化財を指定・未指定を問わず「飯豊遺産」として位置付け、消失・亡失を防いでいます。「飯豊遺産」の管理運営を行う所有者・管理者が、調査・保存・修復・整備・活用事業の実施、または飯豊遺産の危機的状況に関して相談が必要と感じた場合は、それに飯豊町内の歴史文化団体である「飯豊史話会」と教育委員会が協働体制を構築して対処します。史話会に所属する郷土史家と町の文化財担当職員が専門技術・専門知識を活用し、所有者・管理者の有する問題を解決するための事業を実施していきます。飯豊遺産の管理は飯豊遺産リストとカルテで行い、これは町民が誰でも見ることができるように、公民館などに配置しています。	

取組みの名称	つるおか文化財探訪・つるおか文化財めぐり	
取組みの内容	本市では、平成 30 年度より市内の文化財を知る機会の提供、歴史を学び、次世代へ守り伝えていく大切さを啓発するための取組みとして、一般向けを「文化財探訪」、小学生向けを「文化財めぐり」として実施しています。今年度は、酒井家庄内入部四百年に関連する文化財をめぐるコースを設定し、一般向け・小学生向け各 2 回開催しました。 1 回目は酒井家庄内入部前後の時期に関係する文化財で鶴岡公園周辺や常念寺、丸岡城跡等をめぐり、2 回目は、日本遺産「サムライゆかりのシルク日本近代化の原風景にあうまち鶴岡へ」の構成文化財の松ヶ岡開墾場や旧遠藤家住宅、風間家旧宅丙申堂等をめぐりました。	

庄内町		
取組みの名称	町指定文化財の所在確認調査	
取組みの内容	町指定文化財の所在を確認し、現状や 保存状態を把握するため、令和元年度から年数回、町文化財保護審議会の委員が 所在確認調査を行っています。 所有者の協力のもと、各回 10 件ほどの 文化財の保存状態や公開の有無等の確認 を行うとともに、保存方法に関する助言 などを行っています。委員自らの研鑽も 兼ねて、今後も継続して実施する予定で す。	

	三川町
取組みの名称	町指定文化財の巡回点検
取組みの内容	当町では、三川町文化財保護審議会が、 全ての町指定文化財の巡回点検(点検頻度:3年に1回)を実施しています。 保存状況等の確認により、修繕が必要 と思われる文化財に関しては、町に提言 をおこなっていただくなどして、町指定 文化財の保護保存に努めています。

酒田市		
取組みの名称	酒田市民俗芸能保存会	
取組みの内容	酒田市民俗芸能保存会は、郷土伝統芸能の保存・育成を目的に、昭和 48 年 (1973 年) に結成され、現在 34 団体で活動を続けています。 当保存会では、毎年「酒田民俗芸能公演会」を開催し、保存会加盟団体の発表の場を設けるとともに、市外や県外の民俗芸能団体を招いて、他市町村の芸能と交流するなど活発な活動を行っています。今年で 52 回目の開催となりました。 また、外部講師を招いて市外の団体の活動などを講演してもらい、情報交換会を行う研修会の開催や、指定文化財になっていない保存会加盟団体への道具の購入や、修理にかかる費用の補助も行うなど、民俗芸能の保存、育成を図っています。	

遊佐町		
取組みの名称	ゆざ学講座の開催	
取組みの内容	ゆざ学講座は、平成 11 年 (1999 年) に「ゆざ学歴史文化塾」として開講し、「ゆざ」の歴史を様々な角度から学ぶことを狙いとして、年間のテーマを決めて、座学と現地講座を組み合わせたスタイルなどにより開催してきました。近年は、史跡鳥海山関連やユネスコ無形文化遺産に登録された遊佐の小正月行事、また、旧青山本邸の企画展と併せた内容など、タイムリーな内容を単発型で毎年実施しております。今後は、以前のような座学と現地講座の組み合わせや設定したテーマについて多角的に、そして、深く掘り下げた内容による講座の開催を実施していきたいと考えています。	

文文第1295号 令和3年3月19日

山形県文化財保護審議会長 殿

山形県知事 吉村 美栄



山形県文化財保存活用大綱の策定について(諮問)

このことについて、下記のとおり山形県文化財保護条例第36条の3(7)の規定により、貴審議会の意見を求めます。

#### 山形県文化財保存活用大綱策定作業部会設置要綱

(設置)

第1条 山形県文化財保護条例(以下「条例」という。)第36条の3(7)により知事から諮問のあった山形県文化財保存活用大綱(以下「大綱」という。)の 策定及び変更にあたって、必要な事項を調査審議するため、条例第36条の9に 基づき山形県文化財保護審議会に山形県文化財保存活用大綱策定作業部会(以下「部会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 部会は、委員及び臨時委員12人以内で組織する。

(委員)

- 第3条 条例36条の5に基づき、委員及び臨時委員は、文化財に関し学識経験を 有する者のうちから知事が任命する。
- 2 部会に属する委員及び臨時委員の任期は、条例第36条の3(7)に関する調査審議が終了するまでとする。
- 3 条例36条の9の2に基づき、部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指 名する。
- 4 条例36条の9の3に基づき、部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の うちから会長が指名する。
- 5 条例36条の9の4に基づき、部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 条例 36 条の 9 の 5 に基づき、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたと きは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 条例36条の8の1に基づき、部会は、部会長が招集する。
- 2 条例 36 条の 8 の 2 に基づき、部会長は、会議の議長となる。
- 3 条例 36 条の 8 の 3 に基づき、部会は、当該部会に属する委員及び臨時委員の 過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 条例 36 条の 8 の 4 に基づき、部会の議事は、出席した当該部会に属する委員 及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (部会の決議)
- 第5条 部会の決議をもって審議会の決議とする。

(意見の聴取)

第6条 条例第36条の10に基づき、部会は、特に審議のため必要があるときは、 委員及び臨時委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、観光文化スポーツ部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。